花巻市高齢者いきいきプラン

花巻市高齢者福祉計画・

第８期介護保険事業計画

（令和3年度～令和5年度）

令和3年3月

岩 手 県 花 巻 市

目　次

第１章　計画策定にあたって 1
１　計画策定の背景 1
２　計画の趣旨 2
３　計画の位置づけ 2
４　計画期間 3
５　計画の策定体制 3
６　第８期介護保険事業計画の基本指針による重点事項 4
第２章　花巻市の現状とこれまでの振り返り 5
１　高齢者等を取り巻く状況 5
（１）人口及び高齢化率の推移と推計 5
（２）花巻市の人口構造 6
（３）介護保険被保険者数の推移と将来推計 8
（４）要介護認定者の状況と将来推計 10
２　日常生活圏域の状況 11
（１）花巻市における日常生活圏域の設定 11
（２）日常生活圏域ごとの状況 12
３　花巻市の高齢者像　～調査結果などから見える課題～ 17
（１）要介護認定者と一般高齢者の詳細 17
（２）高齢者の世帯の状況 18
（３）生活支援対象高齢者と生活支援を担う元気高齢者 19
（４）介護に対する希望 20
（５）地域活動参加者が生きがいを感じている割合 21
（６）地域づくりに対する参加意向 22
４　第７期計画の振り返りと第8期計画における課題整理 23
（１）第7期計画の振り返り 23
（２）第8期計画の施策展開に反映させる課題 30
第３章　計画の基本的な考え方 33
１　基本目標 33
２　施策目標 34
３　施策の体系 34
４　地域包括ケアシステムの充実・強化 35
５　地域共生社会の推進 36

第４章　施策の展開……37
施策目標Ⅰ　高齢者の積極的な社会参加の推進
～生涯現役として活躍できる地域づくり～……37
１　積極的な社会参加の推進……37
（１）交流機会の充実……37
（２）高齢者の就労支援……38
施策目標Ⅱ　高齢者の健康づくり
～健康長寿に向けた継続性のある取組～……40
１　健康づくり・介護予防の推進……40
（１）健康づくりの推進……40
（２）介護予防の推進……41
施策目標Ⅲ　安心して生活できる環境づくり
～いつまでも住み慣れた地域で 生活ができる支援体制の整備～……43
１　地域包括ケアシステムの充実……43
（１）地域包括支援センターの機能強化と効果的な業務展開……43
（２）日常生活の支援体制の整備……45
（３）医療と介護の連携推進……48
（４）認知症施策の推進……52
（５）地域ケア会議の推進……56
（６）高齢者の居住安定に係わる施策との連携……59
２　生活を支援するサービスの充実……60
（１）相談体制・情報提供の充実……60
（２）高齢者福祉サービスの充実……60
（３）家族介護者・在宅要介護者への支援……62
（４）地域における生活支援の充実……63
３　地域での見守りの仕組みづくり……64
（１）見守り助け合える地域づくり……64
（２）高齢者権利擁護体制の充実……65
４　災害対策・感染症対策の推進……66
（１）災害時に備えた取組……66
（２）感染症に備えた取組……66

施策目標Ⅳ　介護保険サービスの充実
～持続可能な介護保険事業の運営～ 67
１　効果的・効率的な介護保険事業の運営 67
（１）保険者機能の強化 67
（２）介護保険サービスの確保・質の向上 68
（３）介護給付適正化に向けた取組 70
２　第８期における介護保険サービスの提供 72
（１）地域ニーズにあった介護保険サービスの提供 72
（２）介護保険サービスの基盤整備計画 72
（３）居宅サービスの提供（実績と見込み） 73
（４）地域密着型サービスの提供（実績と見込み） 77
（５）施設サービスの提供（実績と見込み） 79

第５章　介護保険給付費の見込みと介護保険料の算出 81
１　介護保険事業費の推計 81
（１）推計方法の手順 81
（２）介護保険サービス給付費の見込み 82
２　介護保険料の設定 85
（１）介護保険料の段階設定 85
（２）財源構成 86
（３）所得段階別対象者 87
（４）第1号被保険者数と所得段階別被保険者数 87
（５）調整交付金及び準備基金等 88
（６）介護保険料基準月額の算定 89
（７）第1号被保険者保険料（第8期）の設定 89

第６章　計画の推進に向けて 91
１　計画の運用に関するＰＤＣＡサイクルの推進 91
２　評価指標の設定 91
３　計画の推進体制 94
４　市民への普及啓発 94

資　料　編 95
１　花巻市介護保険運営協議会規則 95
２　花巻市介護保険運営協議会　委員名簿 96
３　花巻市における医療介護資源の情報提供システム「けあプロnavi」 97

第１章

計画策定にあたって

■第１章　計画策定にあたって

１　計画策定の背景

我が国の高齢化率は急速に進行しており、令和７年（2025年）には団塊の世代の全てが75歳以上となり、さらにその先には、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）を控え、高齢化が加速していくと見込まれています。

花巻市（以下、「本市」という。）においても、65歳以上の高齢者人口は令和2年度でピークを向かえるものの、総人口の急激な減少により高齢化率は年々上昇し、令和2年10月1日現在で34.2%に達しており、今後も上昇傾向は継続する見込みです。

平成12年（2000年）に始まった介護保険制度は、高齢社会が抱える介護問題の解決を図るため、社会全体で要介護者等を支援する仕組みとして創設されたもので、今や、介護を必要とする方をはじめ、高齢者の生活を支える制度として定着・発展しております。

高齢化の進展とともに、介護ニーズの高い85歳以上の高齢者が増加すると見込まれる中、必要な方への介護サービスを確保しながら、現在のサービスの水準を維持していくためには、適正なサービス利用はもとより、要介護状態とならないための介護予防と、介護状態を悪化させない重度化防止の取組を強化するとともに、高齢者が抱える様々な課題に対応する地域の仕組み等を効果的に活用していくことが重要です。

国では、このような情勢を踏まえ、高齢社会を乗り越えるための体制整備として、介護サービスに加え、医療や介護予防、さらには住まいや生活支援の各分野が相互に連携し合う中で高齢者を支えていく「地域包括ケアシステム」の構築を進めてきました。

本市においては、平成 27 年（2015 年）３月に策定した「花巻市高齢者いきいきプラン（花巻市高齢者福祉計画・第６期介護保険事業計画）」から「地域包括ケアシステムの構築」を施策の主軸とし、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、地域における生活支援や在宅医療介護連携などの本市の課題に応じた取組を進める中で「地域包括ケアシステム」の整備・深化を図ってきました。

今後、一層高齢化が進み、認知症高齢者や高齢者ひとり暮らし世帯など、何らかの支援を要する高齢者が増える一方で、令和７年以降は、これまで高齢者を支えてきた現役世代が顕著に減少すると予測されています。介護の担い手不足がピークを迎える令和22年に向け、「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながり、助け合いながら暮らしていく「地域共生社会」の実現の重要性が増しており、その中核的な基盤として、「地域包括ケアシステム」のさらなる充実・強化が重要となっています。

２　計画の趣旨

花巻市高齢者いきいきプラン「花巻市高齢者福祉計画・第８期介護保険事業計画」（以下、「本計画」という。）は、令和７年（2025年）とさらにその先の令和22年（2040年）を見据えた「地域包括ケアシステムの構築」に向け、介護保険制度の基本理念である自立支援のもと、本市のこれまでの取組を引き継ぎつつ、国が示す第８期介護保険事業計画の基本指針に即した事業や施策について、高齢者を取り巻く状況や、地域の特性・特色に応じた着実な取組により、地域包括ケアシステムの体制整備を進める計画とします。

国が示す第８期介護保険事業計画の基本指針による重点事項（Ｐ４参照）
1. **2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備**
2. **地域共生社会の実現**
3. **介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）**
4. **有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化**
5. **認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進**
6. **地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化**
7. **災害や感染症対策に係る体制整備**

３　計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の８に規定する「市町村老人福祉計画」と介護保険法第117条に規定する「市町村介護保険事業計画」を一体的に策定したものであり、成年後見制度利用計画及び認知症施策推進大綱を踏まえた、高齢者に係る保健・福祉・介護施策の推進と介護保険事業計画の円滑な運営に関する総合的な計画です。

また、本計画は「花巻市まちづくり総合計画」を上位計画とした「花巻市保健福祉総合計画」の実施計画として位置づけ、障がいや健康分野等の計画と調和を取るとともに、「いわていきいきプラン」や「岩手県保健医療計画」等の関連計画と整合性を図っています。

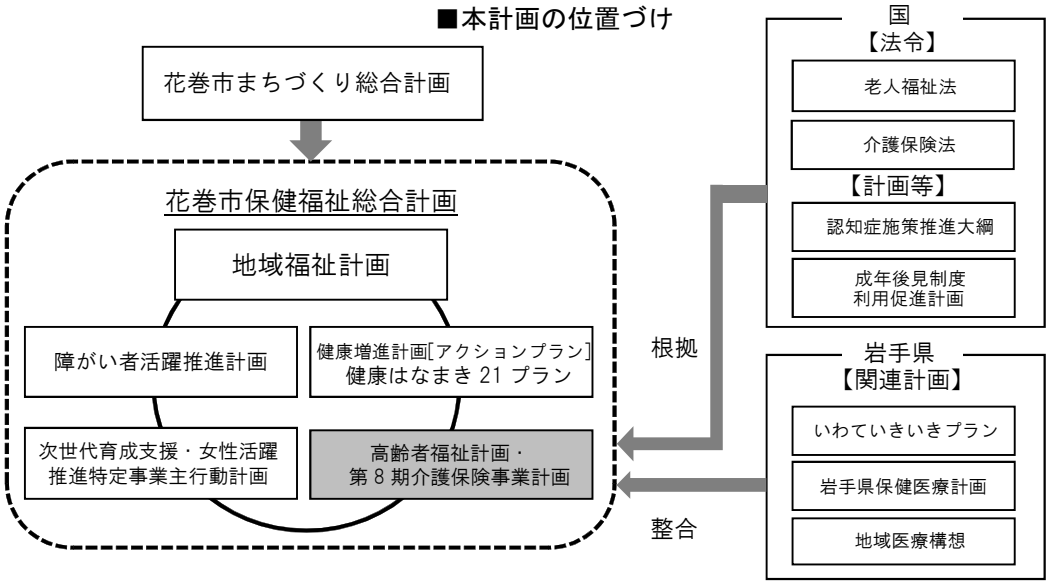

４　計画期間

本計画の計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの３年間とします。計画期間においては、いわゆる団塊の世代全てが後期高齢者となる令和7年（2025年）、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年（2040年）の高齢者福祉と介護保険事業のあるべき姿を念頭に置きながら、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることを目指し、高齢者施策の推進に取り組んでいくことが必要です。

■2025・2040年を見据えた介護保険事業計画の策定

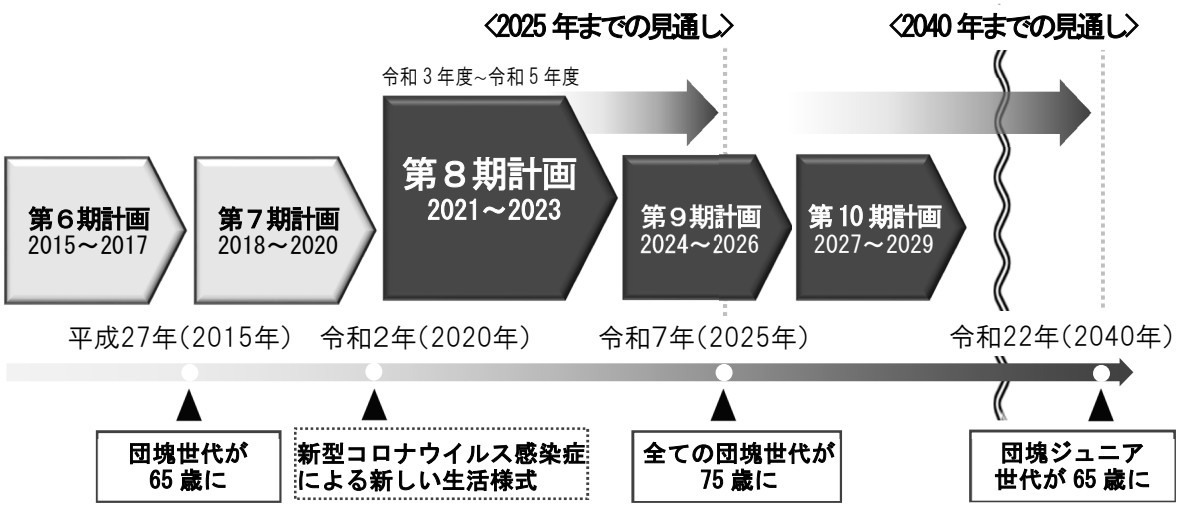

５　計画の策定体制

この計画の策定に向けて、要介護者の家族を中心に、「在宅介護実態調査」を令和元年９月に実施しました。また、65歳以上の高齢者に対して「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を令和２年３月に実施し、その調査結果から高齢者のニーズや要望等の把握を行いました。

さらに、本計画は、被保険者、学識経験者、各種関係機関で構成する介護保険運営協議会において、審議・検討しました。

また、市民の皆様から広く意見をいただくため、パブリックコメントを実施しました。

「在宅介護実態調査」と「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」から把握された、要介護者の介護の実態並びに高齢者等の日常生活の実態については、パブリックコメント及び介護保険運営協議会における意見とともに、本計画における介護サービス等に反映します。

６　国が示す第８期介護保険事業計画の基本指針による重点事項

１ 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

≪考え方≫

・令和７年（2025年）、令和22年（2040年）に向け、地域により高齢化の状況、介護需要が異なることが想定される。

・介護需要の大きな傾向を把握した上で、サービス整備の絶対量、期間を勘案することが重要である。

・介護需要が成熟化する場合も、介護需要の見込みにあわせて過不足ないサービス基盤の整備や都道府県等とも連携して広域的な整備を進めることが必要である。

２ 地域共生社会の実現

≪考え方≫

・地域共生社会の理念や考え方を踏まえた包括的な支援体制の整備や具体的な取組がが重要である。

３ 介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）

≪考え方≫

・高齢者等が社会で役割を持ち活躍できる多様な就労・社会参加ができる環境整備を進めることが必要であり、特に、介護予防・健康づくりの取組を強化して健康寿命の延伸を図ることが求められる。

４ 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

≪考え方≫

・高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるための「自宅」と「介護施設」の中間に位置する住宅や、生活面で困難を抱える高齢者の住まいと生活支援が一体的に提供される取組を進め、その質の確保や、適切なサービス基盤の整備が求められる。

５ 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進

≪考え方≫

・認知症施策推進大綱に基づき「共生」と「予防」を車の両輪とした５つの柱（Ｐ５５参照）に基づく認知症施策を進める必要がある。

６ 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

≪考え方≫

・令和７年（2025 年）以降は現役世代の減少により、介護人材の確保がより深刻になるため、都道府県と市町村が連携して人材確保を計画的に進める必要がある。

７ 災害や感染症対策に係る体制整備

≪考え方≫

・日頃から、介護事業所や関係部署等と連携し、避難訓練の実施や防災啓発活動、介護事業所におけるリスクや、災害や感染症発生時に必要な物資の備蓄・調達・輸送体制を確認し、あらかじめ整備しておくことが重要である。

・日頃から、介護事業所等と連携し、訓練の実施や感染拡大防止策の周知啓発、感染症発生時に備えた平時からの事前準備、感染症発生時の代替サービスの確保に向けた連携体制の構築等を行うことが重要である。

〈出典〉第 90 回社会保険審議会介護保険部会資料（令和 2 年 2 月 21 日）

第２章

花巻市の現状とこれまでの振り返り

■第２章　花巻市の現状とこれまでの振り返り

１　高齢者等を取り巻く状況

（１）人口及び高齢化率の推移と将来推計

本市では、総人口が年々減少する中、65歳以上の高齢者人口は増加しており、令和2年10月１日現在の高齢化率は、前年同期を0.４ポイント上回り34.2%となっています。

令和5年の総人口は91,397人、うち65歳以上の高齢者は31,969人、高齢化率は35.0%と推計されます。

■人口と高齢化率の推計

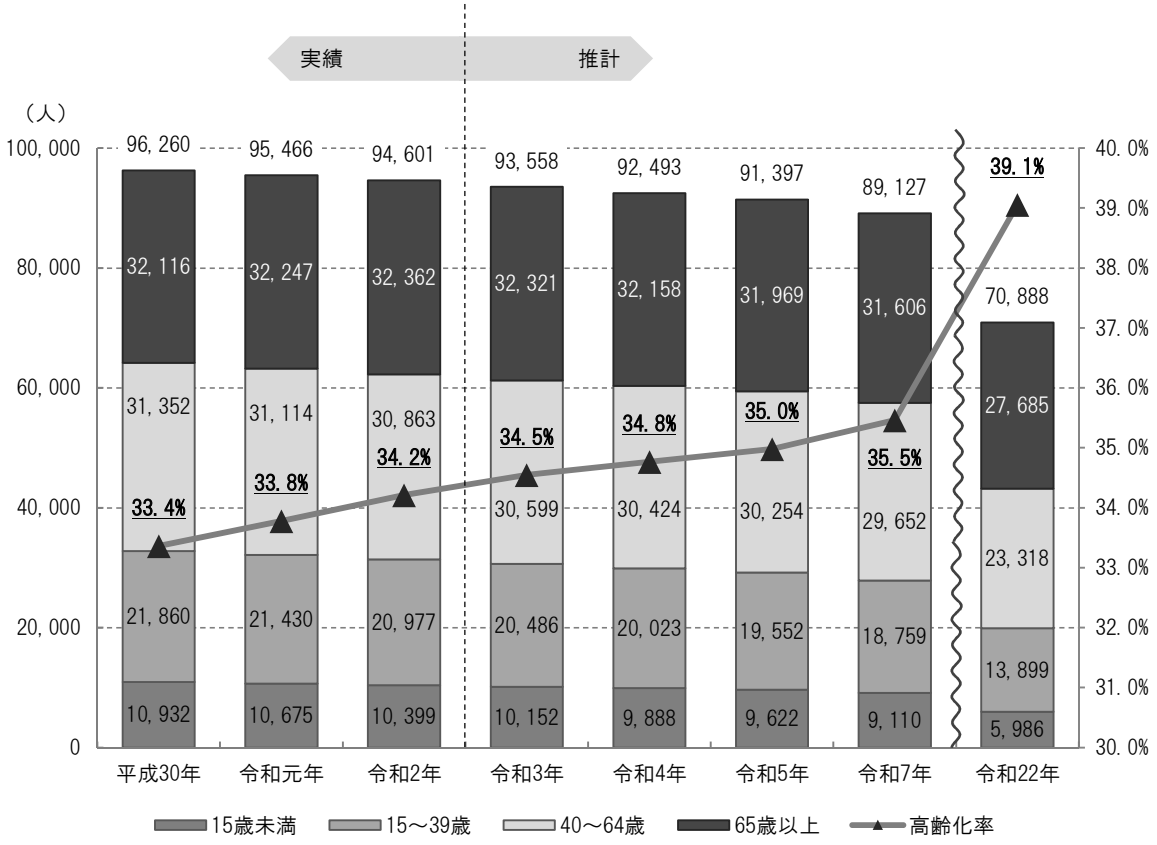

※平成30年～令和2年は各年10月1日現在値
※令和3年以降は、令和2年10月1日現在の住民基本台帳人口を基に、各年10月1日現在値をコーホート変化率法により推計
※コーホート変化率法：各コーホート（同じ年または同じ期間に生まれた人々の集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法

（２）花巻市の人口構造

令和2年10月1日現在の年齢別人口を人口ピラミッドでみると、男女ともに40歳未満の人口に比べて、40歳以上の層で膨らんでいますが、これは、全国的な傾向であり、団塊の世代に加えて、その子どもの世代も40歳以上に加わっているためであります。

また、85歳以上の男女別人口では男性の1,876人に比べて、女性は4,594人と男性の倍以上になっており、女性の長寿化がうかがえます。

令和22年の年齢別推計人口を人口ピラミッドでみると、形としては令和2年と同様のつぼ型ですが、男女ともに40歳未満の人口が顕著に減少し、人口の膨らみが60歳以上の層に移行しており、高齢化が進んでいることがうかがえます。

また、ほぼ全ての年代で人口が減少している中で85歳以上の人口は男女ともに増加しており、現在以上に長寿化が進むことが推測されます。

■花巻市　令和2年

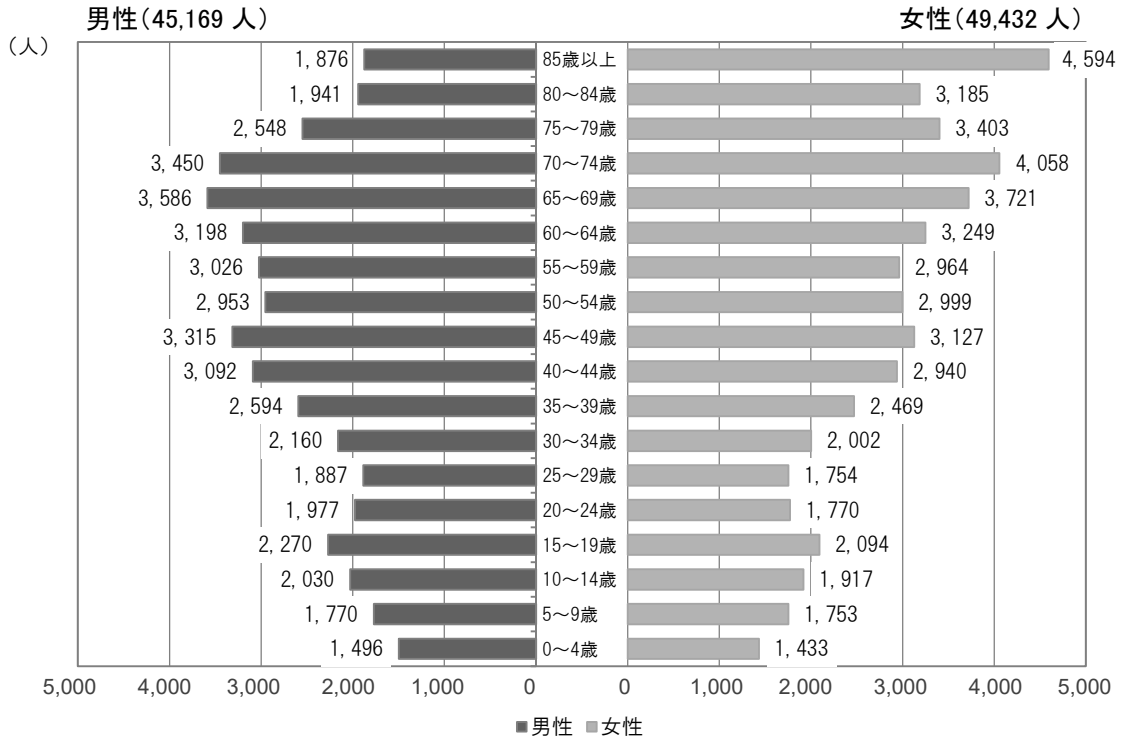

※令和2年10月1日現在の住民基本台帳人口

■花巻市　令和22年　推計値

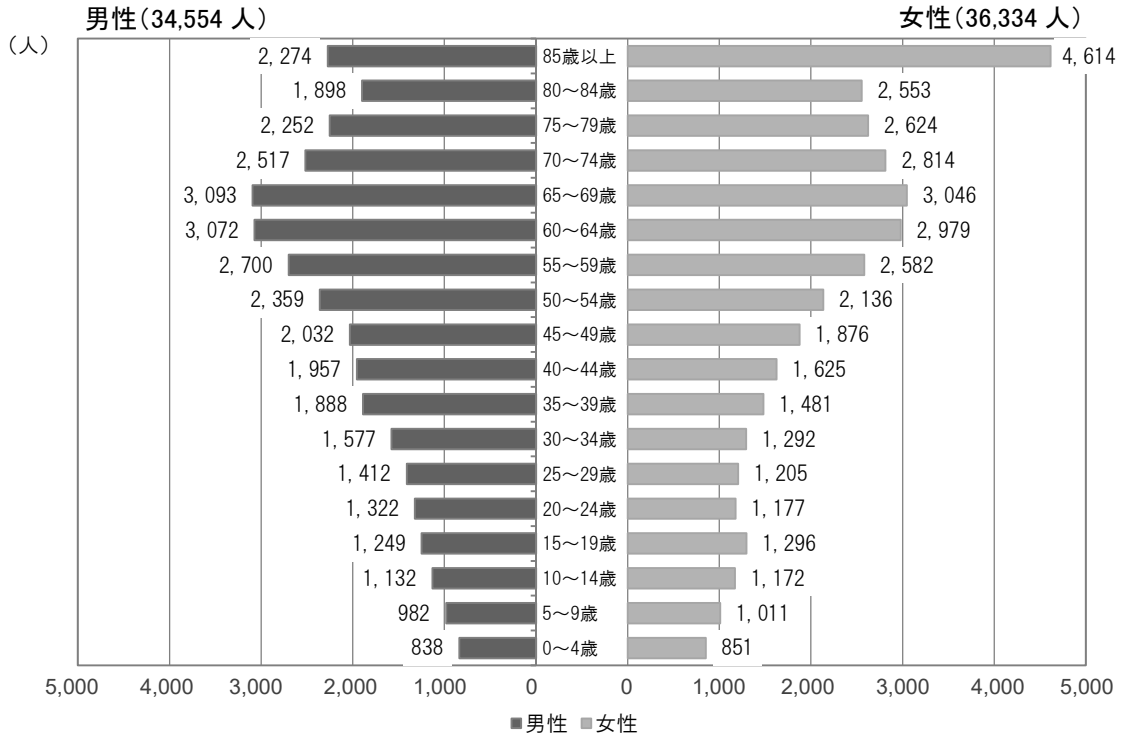

※令和2年10月1日現在の住民基本台帳人口を基に、10月1日現在値をコーホート変化率法により推計

（３）介護保険被保険者数の推移と将来推計

①　介護保険被保険者の状況

介護保険被保険者数については、総人口の減少に伴い被保険者総数の減少が見込まれており、その内訳として75歳以上の後期高齢者は増加、65～74歳の前期高齢者は減少すると推計されます。

また、令和22年には40～64歳の第2号被保険者が大幅に減少すると推計されます。

■被保険者数の推計

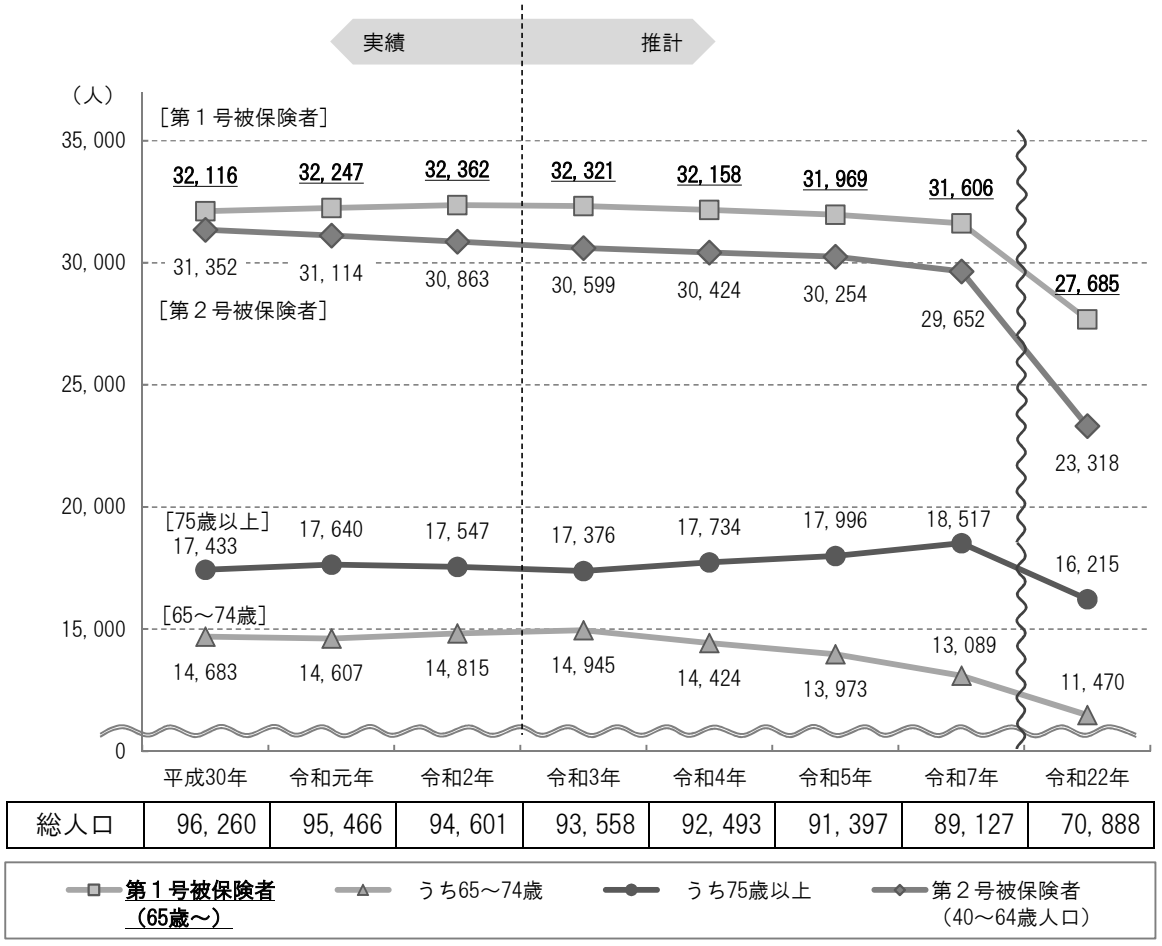

総人口	96, 260	95, 466	94, 601	93, 558	92, 493	91, 397	89, 127	70, 888

第１号被保険者（65歳～）　うち65～74歳　うち75歳以上　第２号被保険者（40～64歳人口）

※平成30年～令和2年は各年10月1日現在値
※令和3年以降は、令和2年10月1日現在の住民基本台帳人口を基に、各年10月1日現在値をコーホート変化率法により推計

②　被保険者に占める後期高齢者の状況

第１号被保険者に占める75歳以上の後期高齢者の割合と要介護認定率から、本市の位置付けを整理すると、全国・県よりも第１号被保険者に占める後期高齢者の割合は高いものの、認定率については全国・県よりも低くなっています。

本市における被保険者数の推計については、75歳以上の後期高齢者は増加、65～74歳の前期高齢者は減少すると見込まれますが、後期高齢者の割合が高いほど、要介護認定率が高くなると考えられることから、今後、要介護認定率が高まることが推測されます。

■第１号被保険者に占める後期高齢者の割合と要介護認定率の分布状況（平成30年）

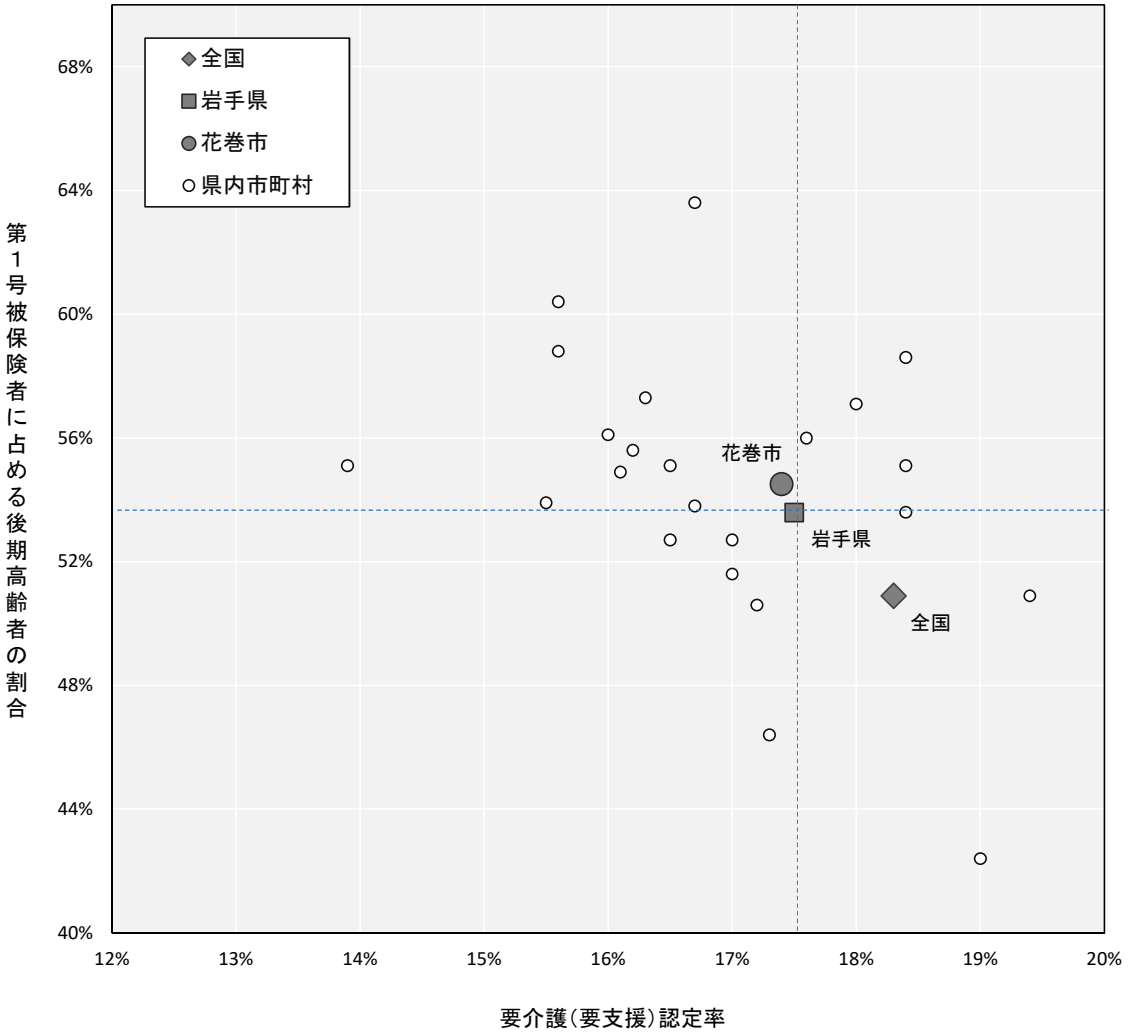

〈出典〉厚生労働省地域包括ケア「見える化」システム

※厚生労働省地域包括ケア「見える化」システム：
都道府県・市町村の介護保険事業（支援）計画の策定及び実行管理を支援するため、厚生労働省が導入したシステム。認定者数や介護サービス利用量の将来推計を支援する機能や、認定率や介護給付費などのデータの時系列比較や地域間比較を行う機能などを備えている。

（４）要介護認定者の状況と将来推計

本市の第１号被保険者の要介護認定率は概ね20%であり、高齢者人口の増加に伴い要介護認定者数も増加すると見込まれ、令和5年度の要介護認定者数は6,565人、令和7年度には6,583人になるものと推計されます。令和22年度には認定者数は6,190人になるものの、認定率は22.4%に上昇するものと推計されます。

■要介護認定者数の推計

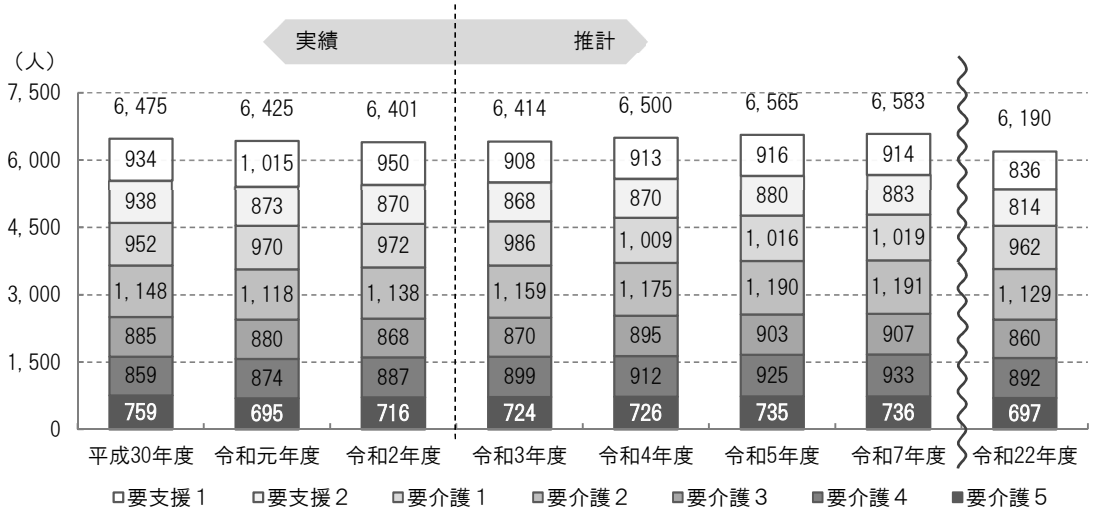

※平成30年～令和2年は各年10月1日現在値
※令和3年以降は、地域包括ケア「見える化」システム（厚生労働省）により推計

「見える化」システムにより、本市の令和元年度の要介護認定率（調整済み）を全国、岩手県と比較してみると、「軽度認定率」は全国より低く、県よりやや低いものの、「重度認定率」は全国よりやや高く、県と同値となっている状況です。本市では、今後、介護ニーズが高い85歳以上高齢者が増加すると見込まれており、それに伴い重度認定率も上昇すると推測されることから、介護度の重度化を防ぐ取組の強化が重要です。

■高齢者の「介護度」認定

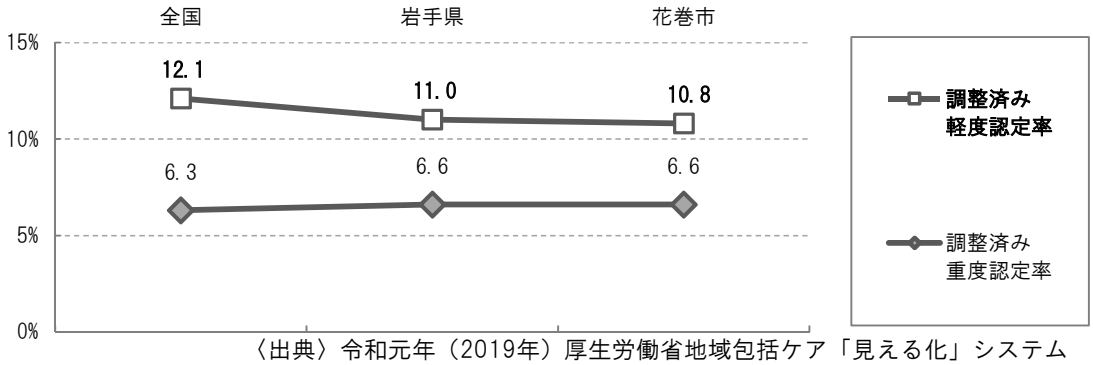

〈出典〉令和元年（2019年）厚生労働省地域包括ケア「見える化」システム

※調整済み認定率：認定率の大小に大きな影響を及ぼす、「第１号被保険者の性・年齢別人口構成」の影響を除外した認定率
※軽度認定率：要介護２以下の認定率
※重度認定率：要介護３以上の認定率

２　日常生活圏域の状況

（１）花巻市における日常生活圏域の設定

日常生活圏域とは、地域のさまざまな特性を踏まえて市町村が設定するもので、国では概ね30分以内の範囲で必要なサービスが提供される範囲を想定しております。

本市では、地理的条件、交通事情、施設の整備状況などから、第４期計画（平成21年度～平成23年度）より、市内５圏域を設定し、日常生活圏域ごとに、地域包括支援センターを中心に関係機関が連携を図りながら、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう幅広い支援に取り組んでおります。

■花巻市における５圏域

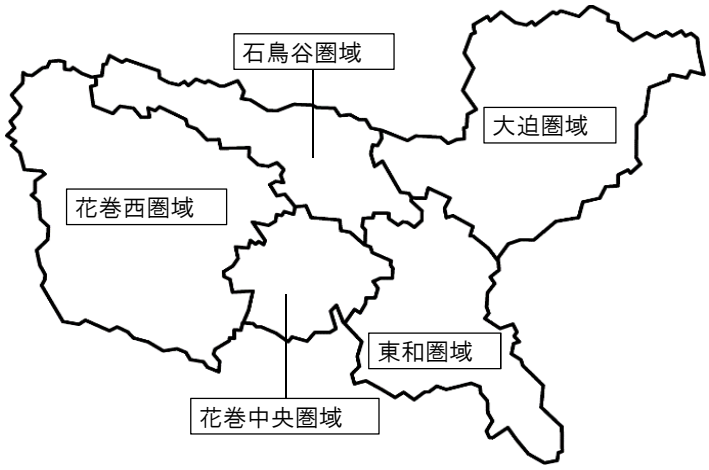

圏域名	構 成 地 区 名			
花巻中央圏域	松園地区 花南地区	花北地区 矢沢地区	花巻中央地区 宮野目地区	花西地区
花巻西圏域	湯口地区	湯本地区	太田地区	笹間地区
大迫圏域	大迫地区	内川目地区	外川目地区	亀ヶ森地区
石鳥谷圏域	好地地区 八重畑地区	大瀬川地区 新堀地区	八日市地区	八幡地区
東和圏域	小山田地区 成島地区	浮田地区 田瀬地区	土沢地区	谷内地区

（２）日常生活圏域ごとの状況

〔花巻中央圏域〕

花巻中央圏域の人口は、39 歳以下の年代は人口が減少傾向で推移し、40 歳以上の年代は増加傾向で推移しており、65 歳以上の高齢者人口は、令和 2 年 10 月１日現在で 14,546 人となっています。

また、高齢化率は平成 28 年には 28.5%でしたが、令和２年には 29.7%となり、1.2 ポイント上昇しています。

■花巻中央圏域の人口推移

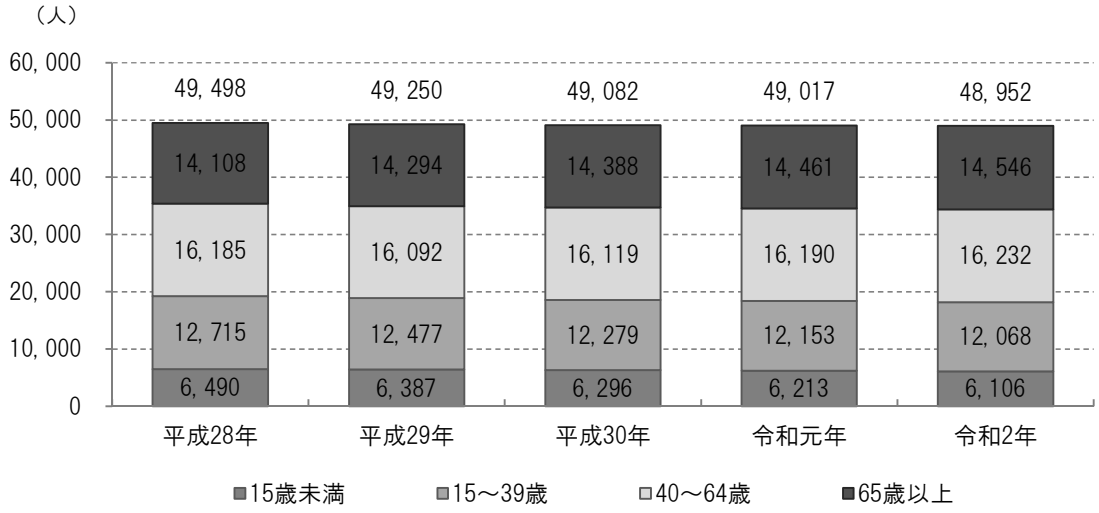

■花巻中央圏域の高齢化率

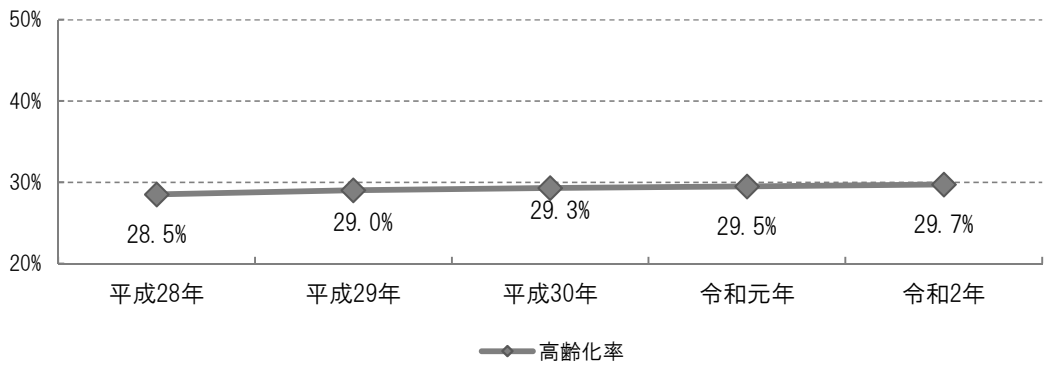

〔花巻西圏域〕

花巻西圏域の人口は、64 歳以下の年代で人口が減少している一方で、65 歳以上の高齢者人口は増加しており、令和２年 10 月１日現在は、7,124 人となっています。

また、高齢化率は平成 28 年には 35.2%でしたが、令和２年には 37.9%となり、2.7 ポイント上昇しています。

■花巻西圏域の人口推移

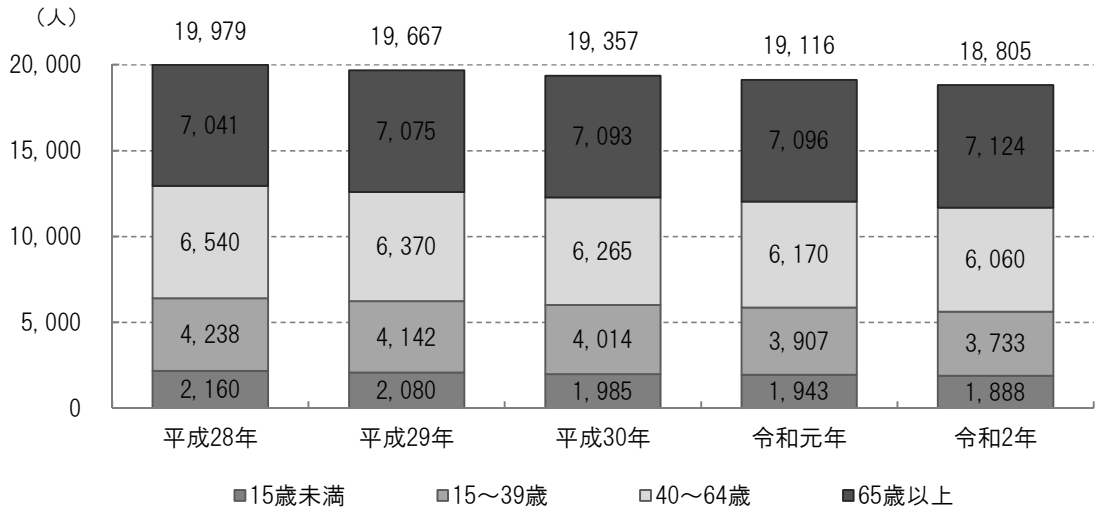

■花巻西圏域の高齢化率

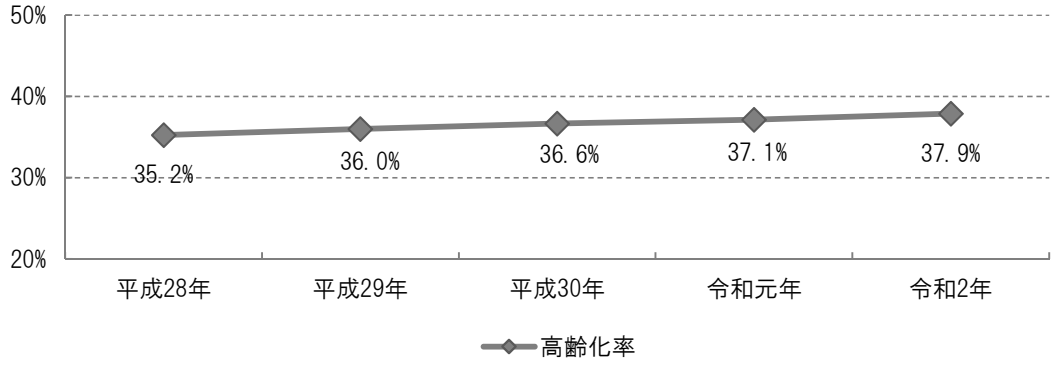

〔大迫圏域〕

大迫圏域の人口は、全ての年代で減少傾向で推移しており、65 歳以上の高齢者人口は令和２年 10 月１日現在で 2,173 人となっています。

また、高齢化率は平成 28 年には 41.5％でしたが、令和２年には 45.4%となり、3.9 ポイント上昇しています。

■大迫圏域の人口推移

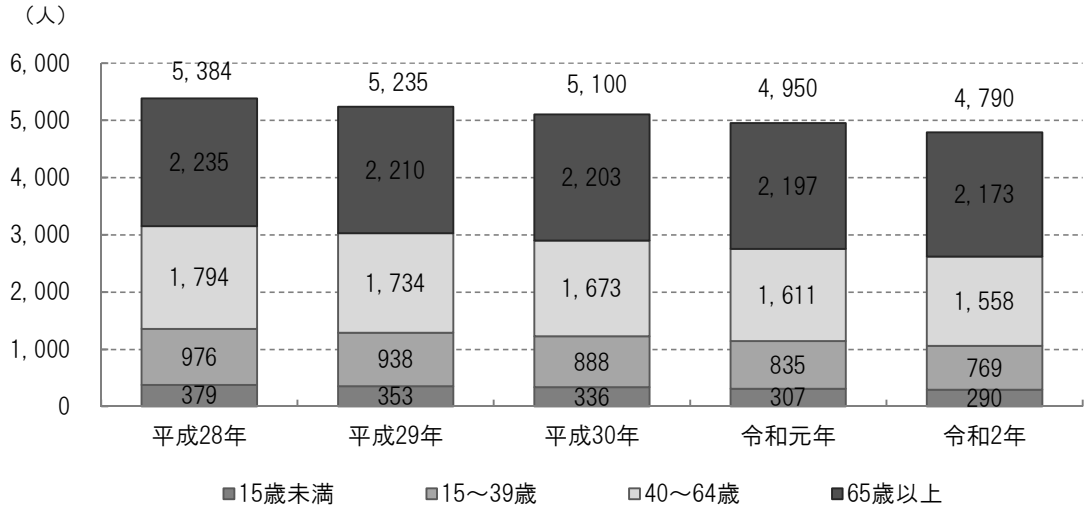

■大迫圏域の高齢化率

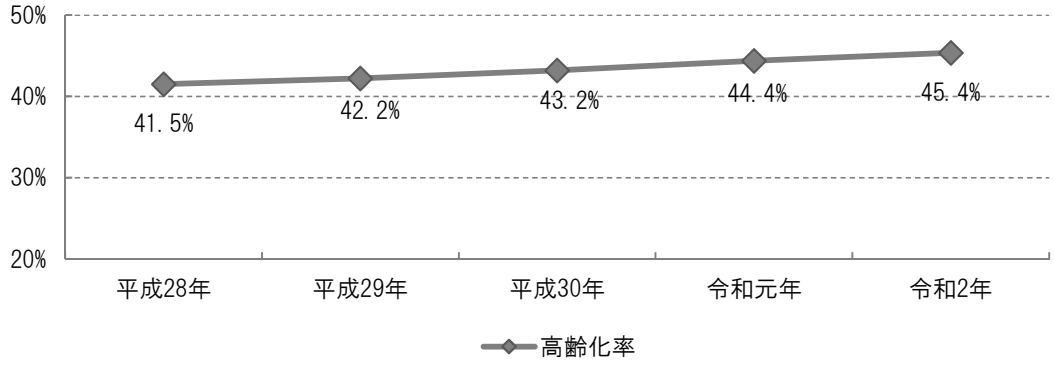

〔石鳥谷圏域〕

石鳥谷圏域の人口は、64 歳以下の年代で人口が減少している一方で、65 歳以上の高齢者人口は増加しており、令和２年 10 月１日現在は 5,067 人となっています。

また、高齢化率は平成 28 年には 34.1％でしたが、令和２年には 36.7%となり、2.6 ポイント上昇しています。

■石鳥谷圏域の人口推移

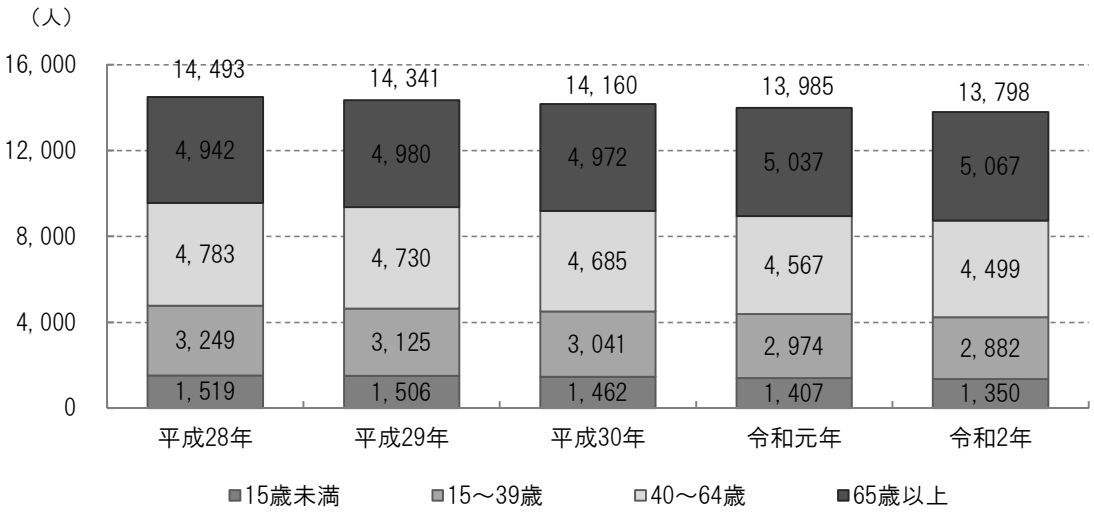

■石鳥谷圏域の高齢化率

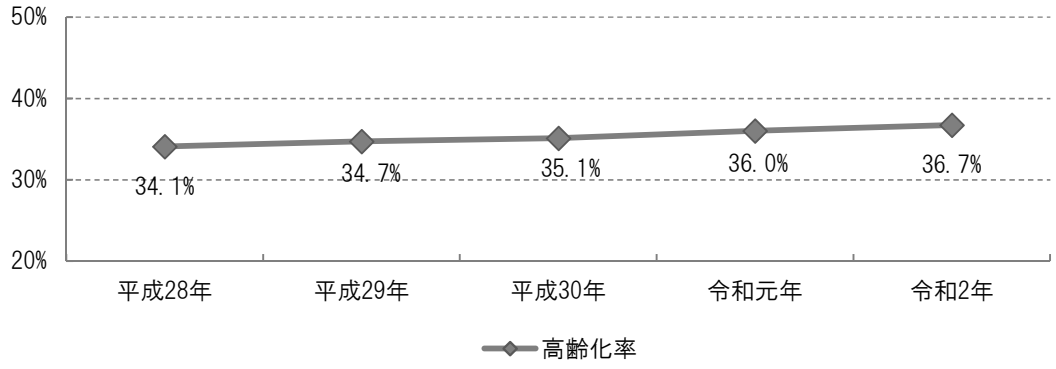

〔東和圏域〕

東和圏域の人口は、65 歳以上の高齢者人口は横ばいで推移しており、令和 2 年 10 月 1 日現在の 65 歳以上の人口は 3,452 人となっています。

また、高齢化率は平成 28 年には 38.8％でしたが、令和 2 年には 41.8%となり、3.0 ポイント上昇しています。

■東和圏域の人口推移

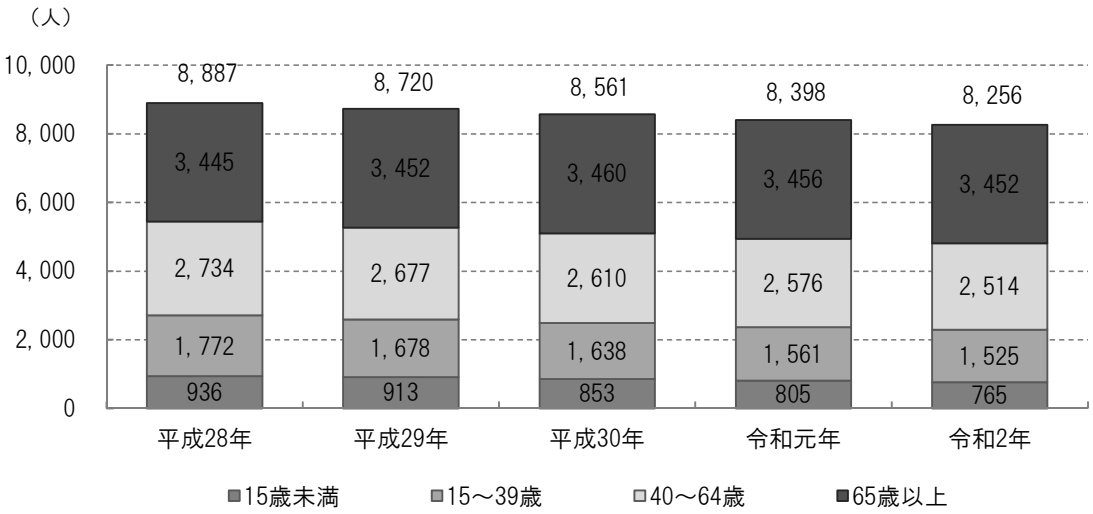

■東和圏域の高齢化率

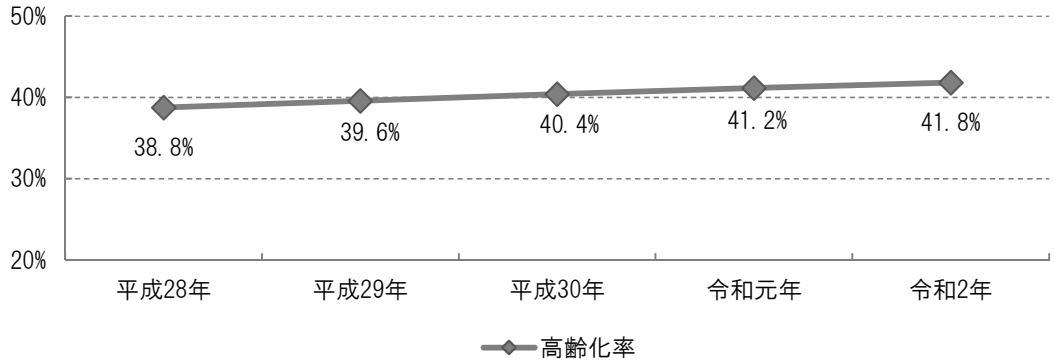

３　花巻市の高齢者像　～調査結果などから見える課題～

（１）要介護認定者等と一般高齢者の詳細

本市では、平成31年３月31日現在の65歳以上の高齢者人口32,148人のうち、要支援認定者数は1,843人、要介護認定者数は4,383人と合わせて6,226人（高齢者人口比19.3%）が要介護認定者であり、事業対象者※1は221人（高齢者人口比0.7%）」となっております。それ以外の一般高齢者25,701人の詳細について、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の結果をもとに分類してみたところ、その内訳は元気高齢者2.6%、自立高齢者20.1%、介護予防対象高齢者77.3%となっており、一般高齢者の４人中３人が注意を要する状況にあります。

また、介護予防対象高齢者に要支援認定者と事業対象者を合わせた高齢者の、半数以上（53.9%）は生活支援対象高齢者※2となっております。

■花巻市の高齢者の内訳（平成 31 年３月 31 日現在）

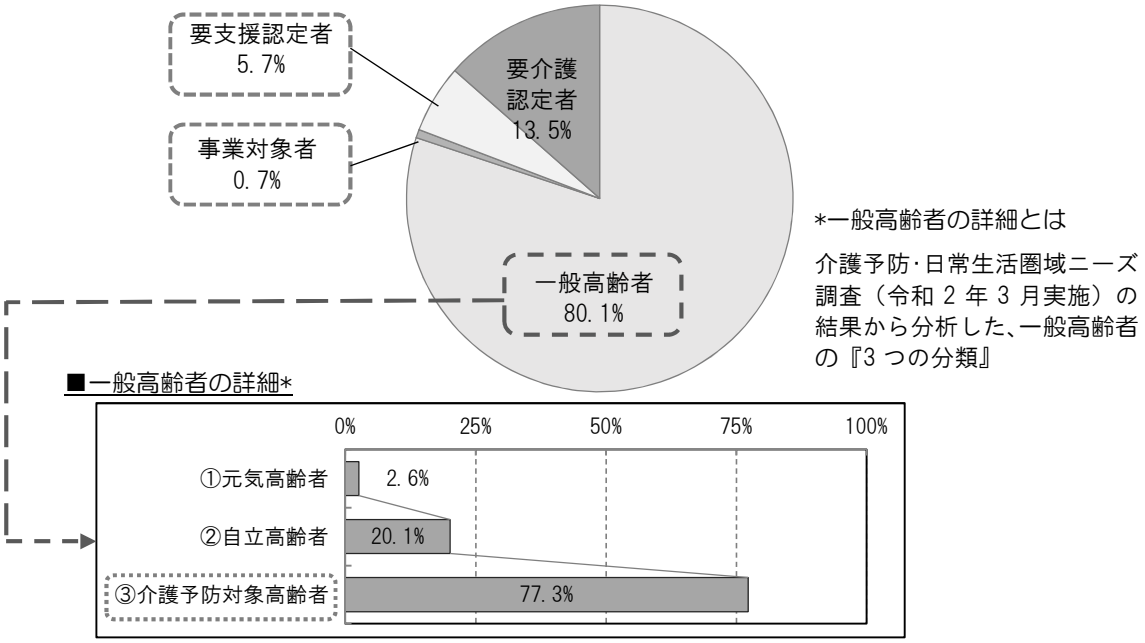

①元気高齢者……事業対象者、要支援・要介護認定者を除く 65 歳以上の高齢者のうち、介護予防対象高齢者に該当しない、健康で元気に暮らしている65～74 歳（前期高齢者）の方を称しています。

②自立高齢者……事業対象者、要支援・要介護認定者を除く 65 歳以上の高齢者のうち、元気高齢者、介護予防対象高齢者に該当していない方を称しています。

③介護予防対象高齢者…事業対象者、要支援・要介護認定者を除く 65 歳以上の高齢者のうち、心身機能の低下のおそれがあると判定された方を称しています。

※1　事業対象者
介護予防・生活支援サービス事業対象者。「基本チェックリスト」により、日常生活に必要とされる心身機能の低下がみられると判定された高齢者。

※2　生活支援対象高齢者
事業対象者、要支援認定者、介護予防対象高齢者で「ひとり暮らし世帯」「(65 歳以上）夫婦２人世帯」のほか、家族などと同居しており日中１人になることがある「昼間独居」となる方を称しています。

（２）高齢者の世帯の状況

65歳以上の高齢者がいる世帯の割合は、平成27年は57.9%であり、高齢者世帯総数のうち、生活支援対象高齢者の要件の１つでもある高齢者夫婦のみの世帯は18.7%、高齢者ひとり暮らし世帯は18.5%となっています。

■高齢者のいる世帯の状況

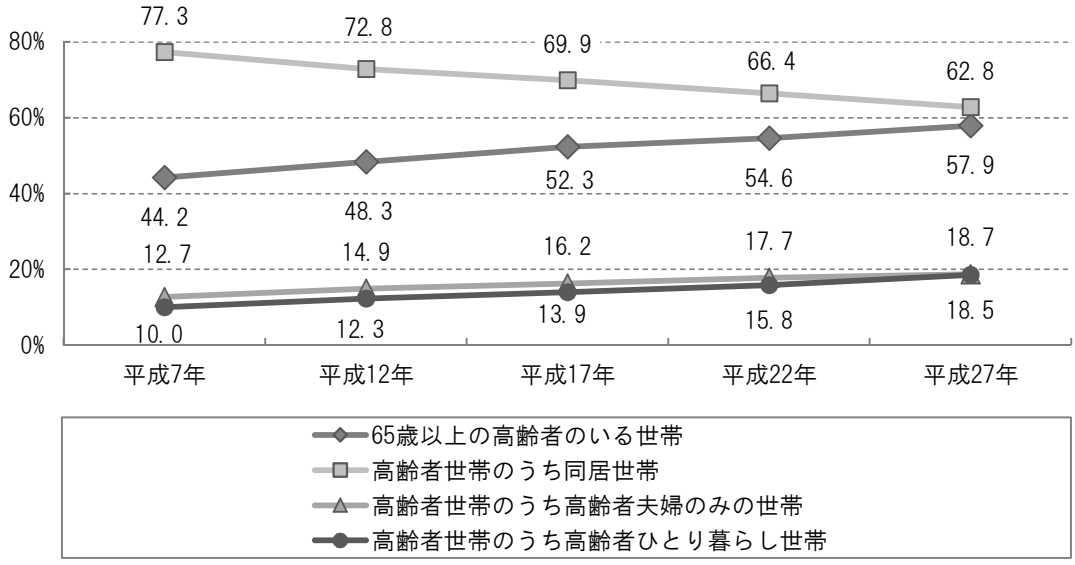

本市の地域特性を把握するため「見える化」システムで世帯割合を比較すると、「高齢者独居世帯割合」は全国、県よりやや低い値となっており、「高齢夫婦世帯割合」については全国より低い値となっていますが、県よりやや高い値となっています。

■高齢者のいる世帯の状況（全国・県との比較）

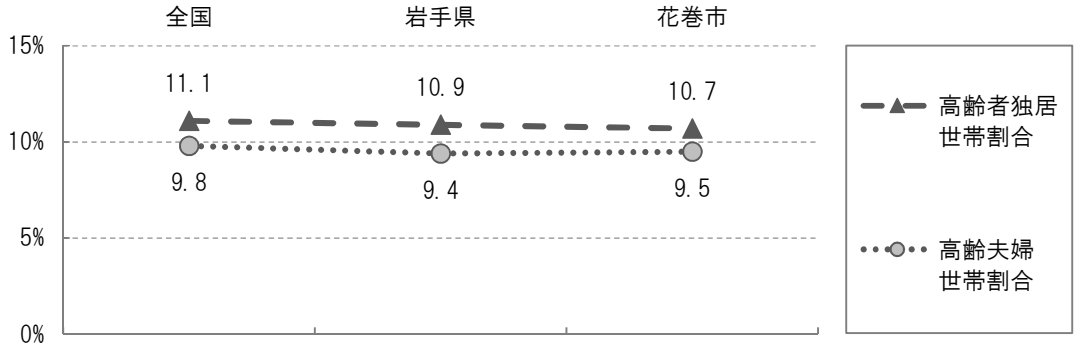

〈出典〉平成27年　国勢調査

（３）生活支援対象高齢者と生活支援を担う元気高齢者

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の結果によると、生活支援対象高齢者は市全域で一般高齢者の４割以上、要支援者では６割以上で、一方、生活支援の担い手となる元気高齢者の出現率は2.6%となっています。今後、高齢者の増加とともに、生活支援対象者も増加していくため、地域における見守り体制の強化が必要となります。

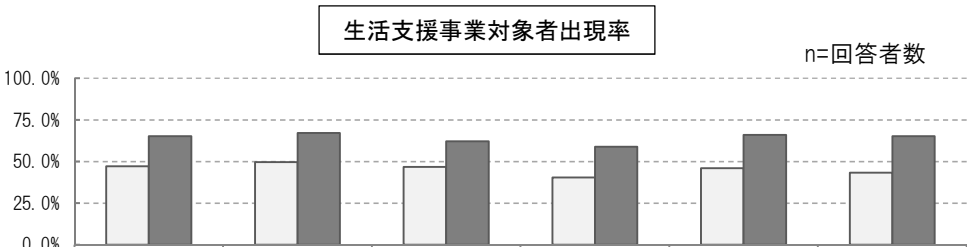

	市全域 n=1,322 n=771	花巻中央 n=601 n=374	花巻西 n=279 n=174	大迫 n=89 n=46	石鳥谷 n=205 n=88	東和 n=148 n=89
□生活支援対象高齢者出現率（一般高齢者）	47.0	49.6	46.6	40.4	45.9	43.2
■生活支援対象高齢者出現率（要支援者）	65.1	67.1	62.1	58.7	65.9	65.2

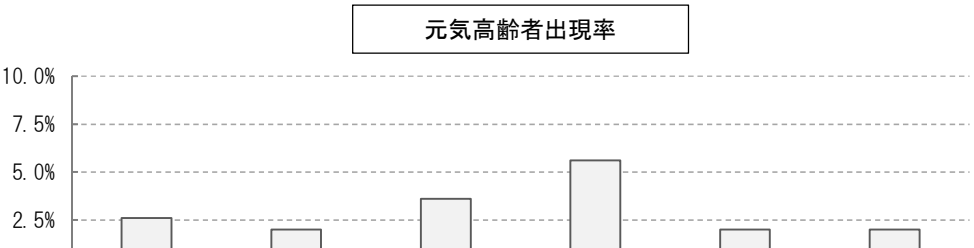

	市全域 n=1,322	花巻中央 n=601	花巻西 n=279	大迫 n=89	石鳥谷 n=205	東和 n=148
□元気高齢者出現率	2.6	2.0	3.6	5.6	2.0	2.0

〈出典〉介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

（４）介護に対する希望

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の結果から、回答者自身がどのような介護をうけたいかをみると、一般高齢者、要支援者ともに約4割が自宅での介護を希望しています。

また、終末期の療養生活についての希望は、一般高齢者では「自宅」、「介護型施設」、「ホスピス（緩和ケア病棟）」の順となっており、要支援者では「自宅」、「介護型施設」、「病院」の順となっており、約半数が在宅における終末期の療養を希望しています。

在宅で生活を希望する人の増加に伴って、今後は生活を支援するサービスの充実が求められます。また、在宅介護を希望する人が多い中では、在宅介護と医療の連携を充実させていくことも必要となります。

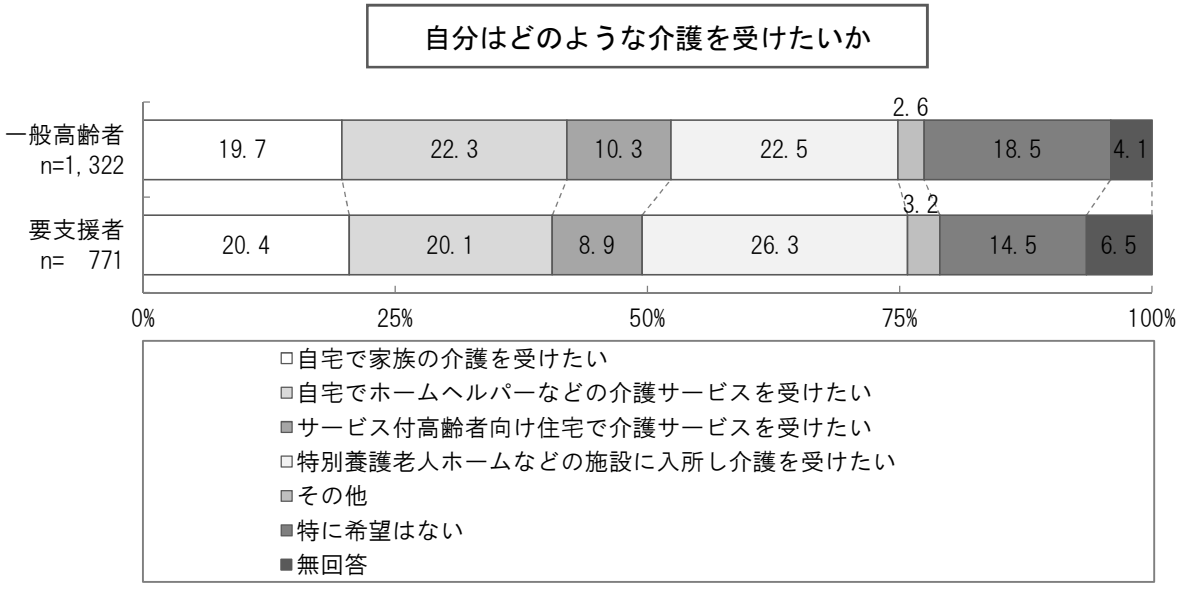

〈出典〉介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

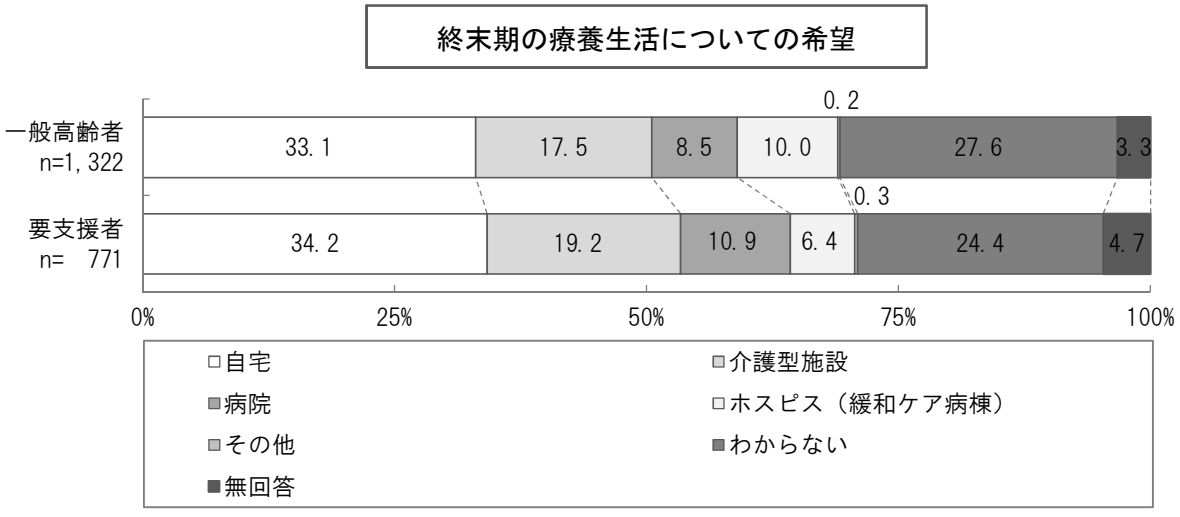

〈出典〉介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

（５）地域活動参加者が生きがいを感じている割合

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」では、「収入のある仕事」「グループ等※」「町内会・自治会」などの地域活動の参加者は、一般高齢者の約７割、要支援者の約６割が生きがいを感じていると回答しています。個人の生活だけでなく、地域の中でのつながりや関わりを持つことが在宅生活の中では重要となることから、高齢者が主体となる地域内の交流の場づくりが今後も求められます。

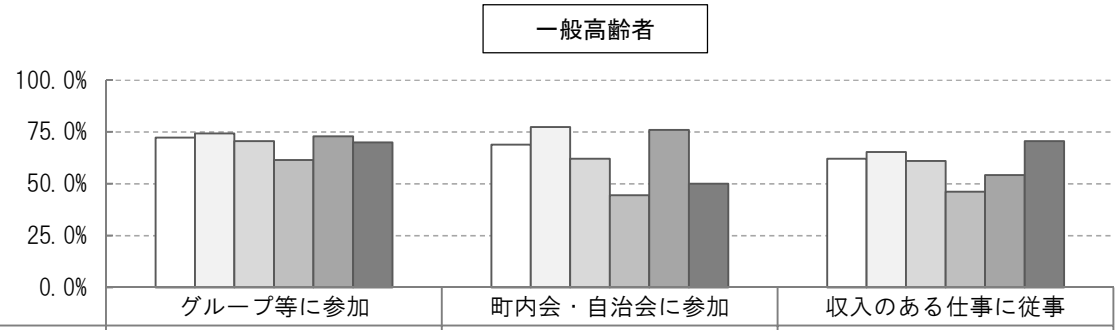

	グループ等に参加	町内会・自治会に参加	収入のある仕事に従事
市全域	72.2	68.8	62.1
花巻中央	74.3	77.4	65.3
花巻西	70.5	62.1	61.0
大迫	61.5	44.4	46.2
石鳥谷	72.9	76.0	54.2
東和	70.0	50.0	70.6

※グループ等：ボランティア、スポーツ・趣味関係のグループ、学習・教養サークル、通いの場、老人クラブ

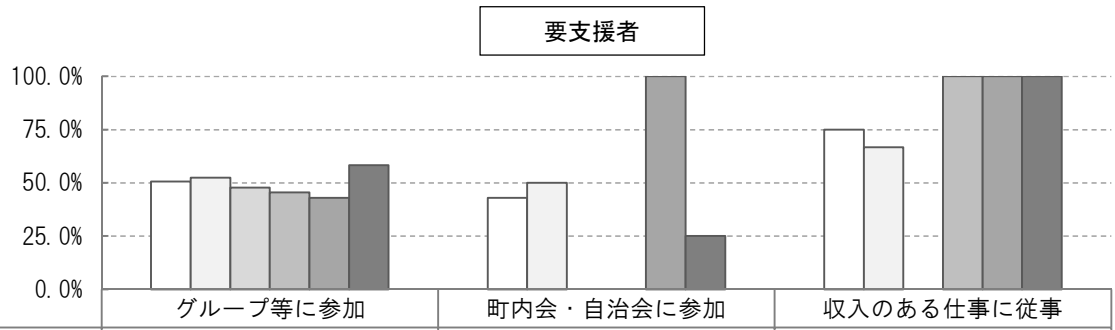

	グループ等に参加	町内会・自治会に参加	収入のある仕事に従事
市全域	50.6	42.9	75.0
花巻中央	52.4	50.0	66.7
花巻西	47.7	0.0	0.0
大迫	45.5	0.0	100.0
石鳥谷	42.9	100.0	100.0
東和	58.3	25.0	100.0

〈出典〉介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

（６）地域づくりに対する参加意向

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の結果から地域活動への参加の意向をみると、一般高齢者、要支援者ともに「参加者として活動等への参加意向がある」が、「お世話役として活動等への参加意向がある」を上回っています。一般高齢者においては、お世話役として参加意向のある方が、どの圏域でも３割以上いることから、お世話役として活動できる場を維持・拡充していくことが重要となってきます。

一般高齢者

n=回答者数

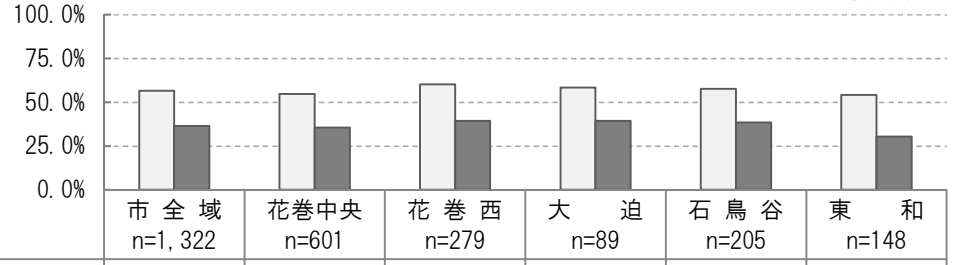

	市全域 n=1,322	花巻中央 n=601	花巻西 n=279	大迫 n=89	石鳥谷 n=205	東和 n=148
□参加者として活動等への参加意向がある	56.5	54.7	60.2	58.4	57.6	54.1
■お世話役として活動等への参加意向がある	36.5	35.6	39.4	39.3	38.5	30.4

要支援者

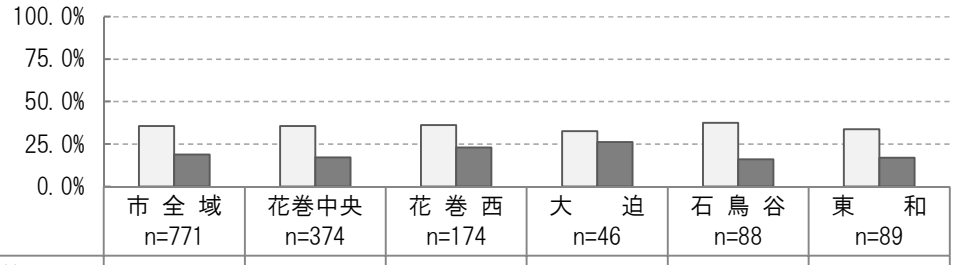

	市全域 n=771	花巻中央 n=374	花巻西 n=174	大迫 n=46	石鳥谷 n=88	東和 n=89
□参加者として活動等への参加意向がある	35.5	35.6	36.2	32.6	37.5	33.7
■お世話役として活動等への参加意向がある	18.8	17.1	23.0	26.1	15.9	16.9

〈出典〉介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

４　第７期計画の振り返りと第８期計画における課題整理

（１） 第７期計画の振り返り

第７期計画（平成 30 年度～令和２年度）では、基本目標である「高齢者が慣れ親しんだ地域で、心身ともに健康で生きがいをもって生活できるまち」を実現するため、４つの施策目標を掲げ、介護保険制度の適切な運営とともに、地域包括ケアシステムの深化に向けた、高齢者の社会参加や、地域における介護予防活動の支援、在宅医療・介護連携推進等に取り組みました。

① 取組の総括

介護保険事業計画期間中の保険給付費は、約 330 億 1 千万円の計画に対し約 302 億６千万円と計画比 92%の給付実績となる見込みです。これは、施設整備が計画より遅れたこと、要介護認定者数が、新規認定者の減少により推計値を下回る実績となり、介護サービス利用量の伸びが見込みを下回ったことなどが要因となっています。

サービス別の給付状況では、短期入所生活介護と高額介護サービス費で計画を上回る給付の伸びがあった一方で、特定施設入所者生活介護は想定の65%、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は計画比85%の給付となりました。

施設の整備については、地域密着型特別養護老人ホーム3施設と小規模多機能型居宅介護事業所1施設の整備を行い、介護サービス基盤の充実を図りましたが、高齢者認知症グループホーム２施設については、4回の公募を行いましたが、介護人材不足を背景に応募がなく、整備に至りませんでした。

高齢者の積極的な社会参加の推進として、老人クラブ活動など高齢者の主体的活動への支援や、地域における生活支援等、高齢者が活躍できる仕組みづくりを進める中で、72人の高齢者が生活支援を担う住民ボランティアとなり、高齢者の生きがいにつながる就労の場についても、1団体が新たな取組を開始しました。

平成27年度（2015年度）から、地域における介護予防推進の柱として「通いの場」の立上げや活動継続を支援しております。「通いの場」は身近な場所での住民主体の活動の場として市内全域に拡大し、令和2年度（2020年度）末現在の登録団体数は110団体、参加者約2,000人となっており、個々の参加者の介護予防をはじめ、高齢者の生きがいや地域の繋がりの場となっております。

平成29年（2017年）４月開始の「介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」という。）」では、地域における生活支援として「ご近所サポーター事業」とその取組団体の自主活動である「訪問型サービスB事業」の取組の拡大と、生活支援を担う住民ボランティアの養成を進めました。これまで延べ296人の住民ボランティアを養成しましたが、その活動母体となる生活支援の取組団体は、地域団体10、民間

ボランティア団体１の合計１１団体に留まっており、生活支援の取組拡大に向け、生活支援の理解を進めるためのさらなる働きかけが必要です。

在宅医療と介護サービスの継続した一体的な提供により、最期まで自分らしく暮らし続けられるよう、「在宅生活を支える医療・介護の関係者が集う会」等を開催し、市内の医療・介護・福祉関係者等の顔が見える関係づくりを確立しました。また、在宅医療介護連携に係る課題を解決するため、「花巻市在宅医療介護連携推進会議」や「花巻市在宅医療・介護連携推進協議会」で検討や試行を重ねる中で、主だった課題の解決策を構築しました。

認知症になっても安心して暮らし続けられる地域づくりに向け、認知症サポーター養成講座や認知症セミナーなどにより、認知症に関する正しい知識の普及啓発に努めました。認知症高齢者とその家族の理解と支援を担う認知症サポーターについては、第７期の３年間に193回*の養成講座で養成された2,253人*を加えた総数は12,082人*で、高齢者数2.7人に対し1人の割合となりましたが、具体的な活動の場が確立されていない現状です。

地域ケア会議については、平成27年度に開始した「地域ケア個別会議」に、自立支援や重度化防止の視点による自立支援型地域ケア個別会議「地域ケアワークショップ」、日常生活圏域ごとの「地域ネットワーク会議」を加えた系統的な検討を行いました。

「地域ケア個別会議」は、延べ47回*の認知症やひとり暮らし高齢者等の処遇検討の中から、地域ぐるみの支援の重要性を再確認しました。「地域ケアワークショップ」は、延べ21回74事例の検討から、現状のケアプランは、家族や本人が希望する介護サービス提供ありきの傾向が強く、介護予防や重度化防止と、それに係る生活の質（QOL）の維持・向上の視点が低いことが確認され、ケアプランに自立支援の視点を強化する必要性が明らかになりました。

「地域ネットワーク会議」は、延べ46回*の開催により、圏域ごとのネットワークが構築されましたが、「関係づくり」や「情報交換」に主眼が置かれたことから、市全体の課題と解決策を協議する「地域ケア推進会議」の開催に必要な、地域課題の整理・分析の検討に至りませんでした。

本市の実情に応じた「地域包括ケアシステム」の構築には、個別から地域、地域から市全体へと繋がっている課題の解決が欠かせないことから、要となる地域包括支援センターの体制強化を図るとともに、地域課題を整理・分析する手法を確立していく取組が必要です。

介護給付費の適正化に向けた取組として、要介護認定にかかる認定調査の全件点検、全ての居宅介護（介護予防）支援事業所のケアプラン（介護サービス計画）の点検、サービス利用者への介護給付費通知（10月～12月の利用実績を翌年３月に通知）を実施しました。

＊R3年2月末現在値

② 取組の評価

４つの施策目標の評価指標（目標値）に対する、第７期計画期間（平成 30 年度～令和２年度）の取組の達成状況、成果・課題等は以下のとおりです。

〔達成状況の評価基準〕
◎ 達成できた（達成率：80%以上）　△ 達成はやや不十分（達成率：30～59%）
○ 概ね達成できた（達成率：60～79%）　× 全く達成できなかった（達成率：29%以下）

※令和2年度の実績値及び達成状況は、一部見込み値となります。

施策目標Ⅰ　高齢者の積極的な社会参加の推進
～生涯現役として活躍できる地域づくり～

◇高齢者の就労支援

【目標の達成状況】　全く達成できなかった。

【成果・課題等】　事業への相談や問合せは数件あったが、実際に就労の場を創出した団体は令和２年度の１団体に留まった。今後は、各地域に対する「地域における生活支援」の取組支援に併せて、生きがい就労創出事業の活用推進を図る。

【評価指標の見直し】　あり
現１項目を、「生活支援ボランティア養成研修を受講した高齢者総数」及び「生活支援の取組団体に登録する高齢者ボランティア総数」の２項目に変更

	年　度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
生きがい就労創出事業取組団体数	目　標	3 団体	3 団体	3 団体
	実　績	0 団体	0 団体	1 団体
	達 成 率	×	×	△

施策目標Ⅱ　高齢者の健康づくり
～健康長寿に向けた継続性のある取組～

◇通いの場の拡大

【目標の達成状況】　達成できた

【成果・課題等】　「通いの場」の取組団体数は、目標値以上に増加し、高齢者の参加者割合も上昇したが、市内全域の取組に至っていないことから、今後も、地域の介護予防推進の柱として、「通いの場」の立上げ・活動への支援を継続する。

【評価指標の見直し】　なし

	年　度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
「通いの場」取組団体数	目　標	100 団体	105 団体	110 団体
	実　績	103 団体	108 団体	110 団体
	達 成 率	◎	◎	◎

施策目標Ⅲ　安心して生活できる環境づくり

～いつまでも住み慣れた地域で生活ができる支援体制の整備～

① 地域団体による生活支援の体制整備

【目標の達成状況】　概ね達成できた

【成果・課題等】　生活支援の取組団体は、地域の高齢者の多様なニーズに応じるものとして、徐々に増加してきた。今後も、地域が抱える様々な課題や個々の高齢者のニーズに対応する仕組みとして、取組団体の立上げ等への支援を継続する。

【評価指標の見直し】　なし

	年　　度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
生活支援取組団体数	目　　標	11 団体	14 団体	16 団体
	実　　績	7 団体	8 団体	11 団体
	達 成 率	○	△	○

② 生活支援ボランティアの養成

【目標の達成状況】　達成できた

【成果・課題等】　生活支援ボランティア数は、目標値以上に増加したものの、活動の母体となる生活支援の取組団体が少ないことから、取組団体の立上げ等の支援を継続するとともに、より実践的な学びができるよう研修内容の見直しを図る。

【評価指標の見直し】　あり
現２項目を、「生活支援ボランティア養成研修の受講者総数」及び「生活支援の取組団体の登録ボランティア総数」の２項目に変更

	年　　度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
生活支援ボランティア年間養成数（生活支援ボランティア養成研修の年間受講者数）	目　　標	60 人	60 人	60 人
	実　　績	66 人	60 人	37 人
	達 成 率	◎	◎	○
生活支援ボランティア総数	目　　標	157 人	217 人	277 人
	実　　績	201 人	261 人	296 人
	達 成 率	◎	◎	◎

③ 在宅医療・介護連携の取組

【目標の達成状況】　概ね達成できた

【成果・課題等】　関係団体と在宅医療・介護連携推進の取組を進める中で、市内の医療・介護・福祉等の専門職間の顔の見える関係づくりと、連携推進に係る主だった課題の解決策が構築された。今後も、さらなる連携推進に向け、各関係団体の自主的活動や専門職間の横の繋がり強化等へ支援を継続する。

【評価指標の見直し】　あり
現２項目を、「在宅医療介護連携に係る会議等延べ回数」及び「在宅医療介護連携に係る講演会等参加延べ回数」の２項目に変更

	年　　度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度＊
在宅医療介護連携推進会議開催回数	目　　標	6 回	6 回	6 回
	実　　績	9 回	8 回	4 回
	達 成 率	◎	◎	○
在宅生活を支える多職種が集う会開催回数	目　　標	3 回	3 回	3 回
	実　　績	3 回	3 回	0 回
	達 成 率	◎	◎	×

＊見込み値

④ 認知症サポーターの養成と活用

【目標の達成状況】　概ね達成できた

【成果・課題等】	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から令和元年度、令和 2 年度ともに、講座開催回数及び年間養成数が減少したが、認知症サポーター養成総数は概ね達成できた。今後は、サポーターを活用した地域での見守り支援体制の構築等を進める。
【評価指標の見直し】	あり 現４項目のうち、「認知症サポーター養成総数」及び「認知症サポーター１人に対する高齢者数」の２項目を、「認知症サポーターステップアップ講座の実施回数」及び「認知症サポーターステップアップ講座の年間受講者数」の２項目に変更

	年　　度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度＊
認知症サポーター養成講座	目　　標	110 回	110 回	110 回
	実　　績	114 回	47 回	32 回
	達 成 率	◎	△	△
認知症サポーター年間養成数（認知症サポーター養成講座の年間受講者数）	目　　標	1,000 人	1,000 人	1,000 人
	実　　績	955 人	785 人	513 人
	達 成 率	◎	○	△
認知症サポーター養成総数	目　　標	10,700 人	11,700 人	12,700 人
	実　　績	10,771 人	11,569 人	12,082 人
	達 成 率	◎	◎	◎
認知症サポーター１人に対する高齢者数	目　　標	3.0 人	2.8 人	2.6 人
	実　　績	2.96 人	2.78 人	2.68 人
	達 成 率	◎	◎	◎

＊見込み値

⑤ 地域ケア会議の開催

【目標の達成状況】　概ね達成できた

【成果・課題等】	各地域ケア会議とも、開催回数は概ね目標に達したが、地域課題の把握・整理ができず、市全体の課題を検討する推進会議の開催に至らなかった。今後は、地域課題の整理と解決に向けた、より効果的な地域ケア会議を目指し、支援を継続する。
【評価指標の見直し】	なし

	年　　度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度＊
地域ケア個別会議	目　　標	25 回	30 回	35 回
	実　　績	22 回	13 回	12 回
	達 成 率	◎	△	△
自立支援型地域ケア会議	目　　標	24 件	40 件	40 件
	実　　績	24 件	32 件	18 件
	達 成 率	◎	◎	△
地域ネットワーク会議 （日常生活圏域）	目　　標	12 回	12 回	12 回
	実　　績	32 回	10 回	4 回
	達 成 率	◎	◎	△
地域ケア推進会議（市全域）	目　　標	1 回	1 回	1 回
	実　　績	0 回	0 回	0 回
	達 成 率	×	×	×

＊見込み値

⑥ 訪問型サービスの体制整備

【目標の達成状況】	やや不十分だった
【成果・課題等】	「ご近所サポーター事業」「訪問型サービスＢ」ともに、利用者数は目標を大きく下回ったが、生活支援の認知度が上がるにつれ、徐々に利用者が増えている。今後は、地域における生活支援を地域団体による自主事業として一本化し、さらなる取組拡大に向け、支援を継続する。
【評価指標の見直し】	あり 現 2 項目から、「ご近所サポーター事業延べ利用人数」の 1 項目に変更

	年　　度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度＊
「ご近所サポーター事業」 延べ利用回数	目　　標	1,336 回	1,796 回	1,892 回
	実　　績	293 回	262 回	610 回
	達 成 率	×	×	△
「訪問型サービスＢ」 実利用者数	目　　標	40 人	60 人	72 人
	実　　績	5 人	8 人	42 人
	達 成 率	×	×	△

＊見込み値

施策目標Ⅳ　介護保険サービスの充実

～持続可能な介護保険事業の運営～

①要介護認定の適正化

【目標の達成状況】	概ね達成できた
【成果・課題等】	点検により、認定調査項目の選択の偏りは改善されたが、新たに全国平均値から、かい離した項目もあった。今後は、安定感のあるより適正な認定調査に向け、研修内容を見直し、継続して認定調査点検を実施する。
【評価指標の見直し】	なし

	年　　度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度＊
認定調査の点検	目　　標	全件	全件	全件
	実　　績	全件 (6,429 件)	全件 (6,328 件)	全件 (5,255 件)
	達 成 率	◎	◎	◎
認定調査項目別の選択状況の全国保険者との比較（業務分析データより箱ひげ図から飛び出している調査項目数（全 74 項目中)）	目　　標	9 項目	9 項目	8 項目
	実　　績	9 項目	8 項目	9 項目
	達 成 率	◎	◎	○

＊見込み値

② 要介護認定の適正化

【目標の達成状況】　達成できた

【成果・課題等】　点検により、利用者からの情報収集については改善が見られたが、その情報の分析が不十分なため、アセスメントの改善には至らなかった。今後は、ケアマネジメント力の向上につながる、より効果的な点検となるよう、実施体制等を見直し、継続してケアプラン点検を実施する。

【評価指標の見直し】　あり
現２項目のうち、「１プラン当たり平均質問数」の１項目を、「点検で改善を促した項目のうち、点検後に改善が見られた項目の割合」の１項目に変更

	年　　度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
点検実施事業所数	目　　標	12 箇所	12 箇所	12 箇所
	実　　績	10 箇所	12 箇所	12 箇所
	達 成 率	◎	◎	◎
１プラン当たり平均質問数	目　　標	12 項目以下	12 項目以下	12 項目以下
	実　　績	12.9 項目	11.3 項目	12 項目
	達 成 率	◎	◎	◎

③ 介護給付費の通知

【目標の達成状況】　達成できた

【成果・課題等】　家族を含む利用者に、事業者からの介護報酬請求と介護保険サービスの給付状況を通知した。今後も、利用者及び事業者に対して、適正な介護サービス利用及び提供を普及啓発するため、介護給付費通知を継続して実施する。

【評価指標の見直し】　なし

	年　　度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度＊
介護給付費通知の実施回数	目　　標	毎年 3 月に 10 月～12 月の給付実績を居宅サービス利用者に通知		
	実　　績	1 回(2,348 件)	1 回(2,400 件)	1 回(2,447 件)
	達 成 率	◎	◎	◎

＊見込み値

（２）第８期計画の施策展開に反映させる課題

第７期計画では、介護サービス基盤の充実をはじめ、介護予防などの取組を進める中で、一定の成果を得たものの、高齢者を取り巻く状況、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果などから、さらなる取組を要する課題がいくつかあることから、それらの課題を整理し、第８期計画の施策展開へ反映させていきます。

課題１　高齢者が活躍できる地域の体制づくり

各地域の老人クラブは、シルバー世代の活動の多様化や、地域と関わる意識の希薄化などを背景に、会員数、クラブ数ともに減少傾向にあり、新規加入も減りつつあります。今後は、老人クラブに係るアンケート等により老人クラブが抱える問題点や継続のための要望等を把握し、クラブ継続に向けた支援が必要です。

高齢者自身が、社会に必要とされることによる生きがいを感じながら、地域貢献と就労どちらも得られる活動の場の創出と、意欲のある高齢者を、実際の活動に繋げていく仕組みづくりが必要です。

【関連値】
・老人クラブ会員数*1　平成28年 5,456人→令和元年 4,384人
・老人クラブ数*1　　平成28年 131クラブ→令和元年 110クラブ
・生きがい就労創出事業取組団体
　令和2年度目標値 3団体→令和2年度実績値 1団体

➡【第8期計画　施策目標Ⅰ】に反映

課題２　高齢者の健康づくりと主体的な介護予防の取組の推進

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査によると、本市の一般高齢者の４人に３人が何らかの支援を要する「介護予防対象高齢者」であり、さらなる介護予防の取組が必要ですが、地域の介護予防推進の柱である「通いの場」は、取組団体数、参加高齢者の割合、ともに増加したものの、市内全域の取組に至っていない現状です。

人生100年時代を、なるべく長く自立して暮らしていけるよう、リハビリテーション専門職をはじめ多職種との連携を強化し、健康の保持増進から要介護状態への移行予防、介護度の重度化防止まで、継続的な取組を進めることが重要です。

【関連値】
・全高齢者の内訳*2
　要介護認定者 13.5% 要支援認定者 5.7% 事業対象者 0.7% 一般高齢者 80.1%
・一般高齢者の内訳*2
　元気高齢者 2.6%　自立高齢者 20.1%　介護予防対象高齢者 77.3%
・通いの場取組団体数*1　　平成28年 82団体→令和元年 108団体
・通いの場参加高齢者割合*1　平成28年 5.8%→令和元年 8.3%

➡【第8期計画　施策目標Ⅱ】に反映

課題３　高齢者の支援体制の強化と互いに助け合える地域づくり

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯は今後も増え続ける見込みです。地域における生活支援「ご近所サポーター事業」は、高齢者が抱える困りごとを解決する中で見守りもでき、高齢者の安心感と地域の支えあいのどちらもかなう活動であることから、圏域ごとに開催する「地域ネットワーク会議」等において、情報共有や検討を重ねながら、各地域の実状に応じた取組を進めていくことが重要です。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査に回答した高齢者の64.8%[*2]が認知症に関する相談窓口を知らないと回答しています。地域包括支援センターは、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための地域の総合相談窓口であることについて、市広報やホームページ等で周知していくとともに、多様な役割に対応できる人員配置等、地域包括支援センターの機能強化に努めることが重要です。

また、近年の災害の発生や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、関係機関や関係部署と連携を図りながら、防災や感染症対策に係る物資の提供体制や支援体制について、確認・構築していくための取組も必要となっています。

【関連値】
・高齢者ひとり暮らし世帯割合／全世帯[*1]　平成29年 15.8%→令和2年 17.1%
・高齢者のみ世帯割合／全世帯[*1]　平成29年 11.3%→令和2年 12.1%

➡【第８期計画　施策目標Ⅲ】に反映

課題４　高齢者の生活の質（QOL）を向上させる取組の強化

高齢者の約３人に１人[*2]が終末期の療養生活を自宅で過ごしたいと希望している現状です。医療と介護の両方が必要な状態になっても、自分が望む場所で最期まで過ごせるよう、在宅療養やACP[※]等の理解の深化に向け、市民や地域の関係機関に普及啓発するとともに、在宅での看取りや認知症を地域で見守る体制整備の構築を進めるため、かかりつけ医をはじめとする関係者とのさらなる連携強化が必要です。

また、何歳になっても自分らしくいきいきと健康的な日々を過ごすためには、自立による生活の質（QOL）の維持が重要ですが、現状のケアプランは希望する介護サービスの提供が優先され、自立支援の視点が弱い傾向となっています。今後は、自立支援の視点による介護予防や介護度の重度化防止の取組等、高齢者の生活の質（QOL）の向上に繋がるケアマネジメント力の強化が重要です。

【関連値】
・在宅で最期を迎えたい住民の割合（終末期の療養場所の意向）[*2]
　自宅 33.6%、介護施設 18.2%、病院 9.4%、ホスピス 8.6%
　わからない 26.4%、その他 0.2%、無回答 3.7%

➡【第８期計画　施策目標Ⅲ】に反映

※　ＡＣＰ（アドバンス・ケア・プランニング）
もしもの時に備えて、自分が望む医療やケアについて、前もって考え、家族や医療・介護チームと繰り返し話し合い、共有する取組のこと。

課題５　認知症にやさしい地域づくりの推進

団塊の世代の全てが75歳以上となる令和７年、さらに、その先の令和22年に向け、認知症高齢者が増え続けると見込まれる中、認知症になっても自分らしく尊厳と希望を持って、住み慣れた地域で暮らし続けられる「共生」を目指し、サポーター等を活用した地域ぐるみの支援体制を強化するとともに、通いの場の拡大等、認知症を重症化させない「予防」の視点による取組の重要性が増しています。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果、一般高齢者の57.9%[*2]は認知機能が低下している一方で、在宅介護者は、介護の最大の不安要素[*3]を、認知症状への対応と回答するなど、認知症状を重症化させないための取組の強化が必要です。

また、認知症を正しく理解し、認知症高齢者とその家族を支援する役割を担う認知症サポーターは、養成数は増えているものの具体的な活動の場がない現状です。

【関連値】
- 一般高齢者において認知機能の低下のリスクがある高齢者の出現割合[*2]
  平成29年 48.7%→令和2年 57.9%
- 介護者が不安に感じる介護など（上位３位まで）[*3]
  １位 認知症への対応(37.9%) ２位 夜間の排泄(29.3%) ３位 入浴・洗身(27.5%)

➡【第８期計画　施策目標Ⅲ】に反映

課題６　介護サービスの安定的提供

効果的・効率的な介護給付の推進には、介護給付を必要としている方を適切に認定し、真に必要とする過不足のないサービスを事業者が適切に提供するよう促すことが重要です。

サービス給付の適正化に向けた取組として、認定調査やケアプランの点検、リハビリテーション専門職による住宅改修の点検、介護給付費通知により、自立支援・重度化防止に資するサービスを事業者が適切に提供できる体制をつくる必要があります。

また、特養入所待機者調査及び特養入所者実態調査の結果の検証などを行い、介護保険サービスの基盤を整備していくことも必要です。

介護人材の確保に向けた普及啓発として、介護の仕事やその魅力を紹介する「介護のお仕事セミナー」の対象を中学生に拡大することや、奨学金返還補助事業の周知を図ることで介護の仕事を志す生徒を増やすことも重要です。

【関連値】
- 第１号被保険者数に対する要介護2以上の認定率[*4]
  市 10.9%　国 9.6%

➡【第８期計画　施策目標Ⅳ】に反映

〈関連値出典〉＊１　令和２年度版　花巻市の保健福祉（高齢福祉事業実績）
＊２　花巻市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査報告書（高齢者暮らしの調査）令和２年３月
＊３　花巻市在宅介護実態調査報告書　令和元年９月
＊４　介護保険事業状況報告（令和２年８月月報）

第３章

計画の基本的な考え方

■第３章　計画の基本的な考え方

１　基本目標

本計画は、第７期計画の基本目標として掲げた「高齢者が慣れ親しんだ地域で、心身ともに健康で生きがいをもって生活できるまち」を継承し、介護サービスの基盤整備や在宅医療介護連携等の多様な取組により、基本目標の実現を目指してまいります。

＜基本目標＞

高齢者が慣れ親しんだ地域で
心身ともに健康で生きがいを
もって生活できるまち

基本目標の達成に向け、下記の２つを基本理念として取組を実施していきます。

■基本理念１■　自立支援と重度化防止の視点の強化

人生100年時代をなるべく長い期間、健康的に過ごすためには、生活の質（QOL）の維持・向上が重要であることから、リハビリテーション専門職をはじめ保健師や管理栄養士、歯科衛生士等の地域の幅広い専門職と連携しながら、健康づくりによる自立期間の延伸から、要支援・要介護状態の発生を防ぐ介護予防、介護状態の悪化を防ぐ重度化防止まで、高齢者の状態に応じた継続的な取組を推進します。

■基本理念２■　「生涯現役」の普及啓発と高齢者の社会参加の推進

少子高齢化が進む中、高齢者の介護予防や生きがいづくり、地域の活性化の観点から高齢者の社会参加の重要性が増しています。高齢者が、生涯現役で活動できる仕組みづくりを進めるとともに、何歳になっても、自分の持つ知識や経験を活かした社会参加や地域の交流活動等が、住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けることにつながっていくことについて、あらゆる機会をとらえて啓発していきます。

２　施策目標

計画の基本目標を実現するために、以下の４つの施策目標を定め、令和7年（2025年）、令和22年（2040年）を見据えた様々な施策を展開していきます。

施策目標Ⅰ	高齢者の積極的な社会参加の推進 ～生涯現役として活躍できる地域づくり～
施策目標Ⅱ	高齢者の健康づくり ～健康長寿に向けた継続性のある取組～
施策目標Ⅲ	安心して生活できる環境づくり ～いつまでも住み慣れた地域で生活ができる支援体制の整備～
施策目標Ⅳ	介護保険サービスの充実 ～持続可能な介護保険事業の運営～

３　施策の体系

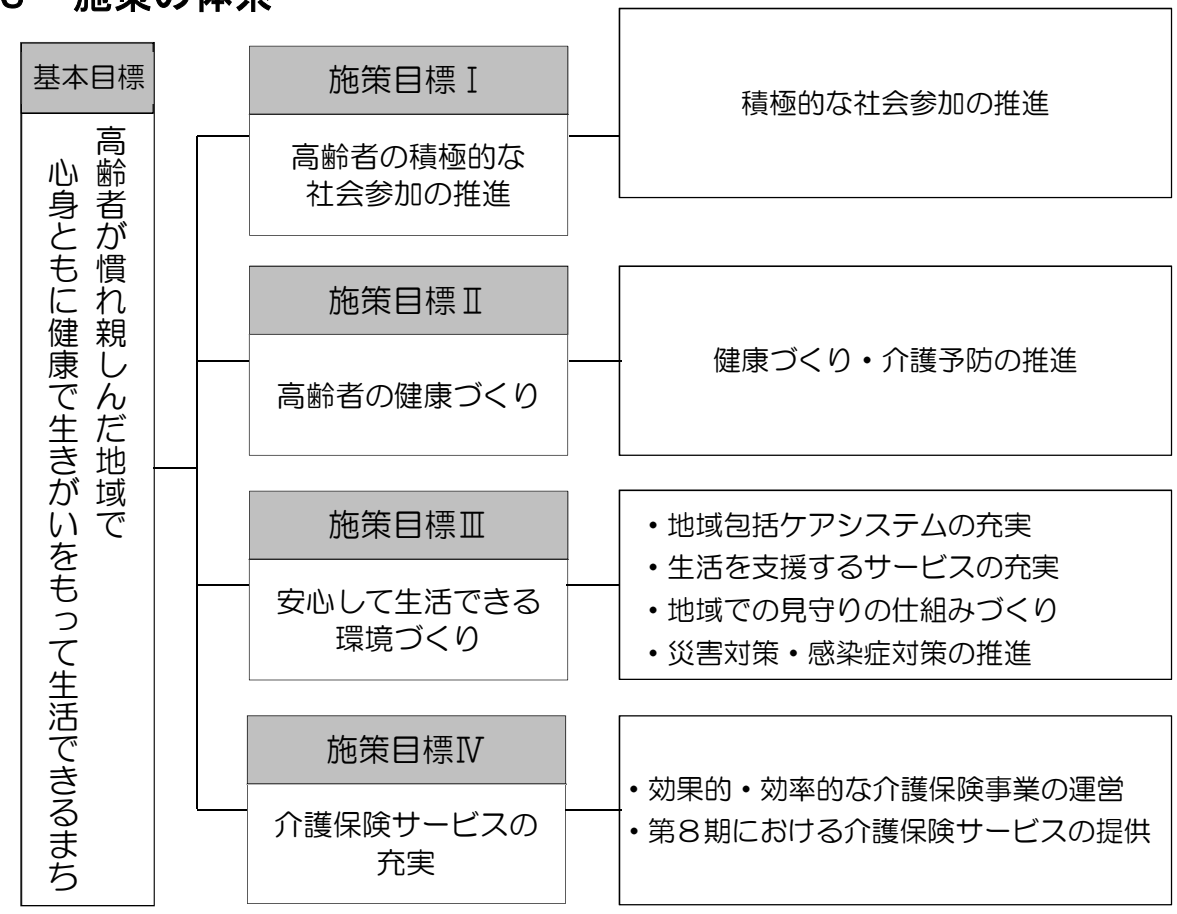

４　地域包括ケアシステムの充実・強化

本市では、平成 27 年３月策定の「花巻市高齢者いきいきプラン（花巻市高齢者福祉計画・第６期介護保険事業計画）」から、高齢者を支え続けられる仕組みづくりに向け、在宅医療介護連携推進や認知症施策、地域における生活支援、介護サービスの基盤整備などの取組により「地域包括ケアシステム」の構築を進めてまいりました。

第８期計画では、いつまでも暮らし続けられる地域づくりに向け、地域包括支援センターを介しての地域住民の理解の深化と、医療や介護、福祉等の関係機関との連携強化により、在宅医療介護連携等のこれまでの取組を、さらに推進していく中で、高齢者を支え、ともに生きるための「地域包括ケアシステム」の充実・強化を図ってまいります。

また、人生１００年時代をなるべく長い期間、健康的に過ごすためには、生活の質（QOL）の維持・向上が重要であることから、リハビリテーション専門職等の多職種と連携し、「地域包括ケアシステム」の充実・強化において、健康の保持増進から要介護状態への移行を防ぐ介護予防、介護度を重度化させない重度化防止まで、高齢者の生活の質（QOL）の維持・向上に繋がる、継続性のある取組を目指します。

■地域包括ケアシステムのイメージ図

５　地域共生社会の推進

本市においては、第７期計画から、助け合いながら暮らしていく「地域共生社会※1」の実現に向け、地域住民と行政などが協働し地域や個人が抱える生活課題を解決していくことができる、「我が事・丸ごとの包括的な支援体制※2」の整備として、「地域共生社会」の基盤となる「地域包括ケアシステム」の充実を図ってまいりました。

今後、一層高齢化が進み、認知症高齢者や高齢者ひとり暮らし世帯など、何らかの支援を要する高齢者が増加していく一方で、これまで、高齢者を支えてきた現役世代が顕著に減少すると見込まれていることから、「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながり、助け合いながら暮らしていく「地域共生社会」の仕組みづくりは、さらに重要となっています。

第８期計画では、「地域共生社会」の実現に向け、その中核となる「地域包括ケアシステム」の充実・強化を図るとともに、個別から地域、地域から市全体へと繋がっている各段階の課題を、一つひとつ解決していくことができるよう、地域包括支援センターをはじめとする、医療・介護・福祉等の関係機関と連携し、住民の協力を得ながら、地域における生活支援や認知症の見守り等の取組を進めてまいります。

■地域共生社会のイメージ図

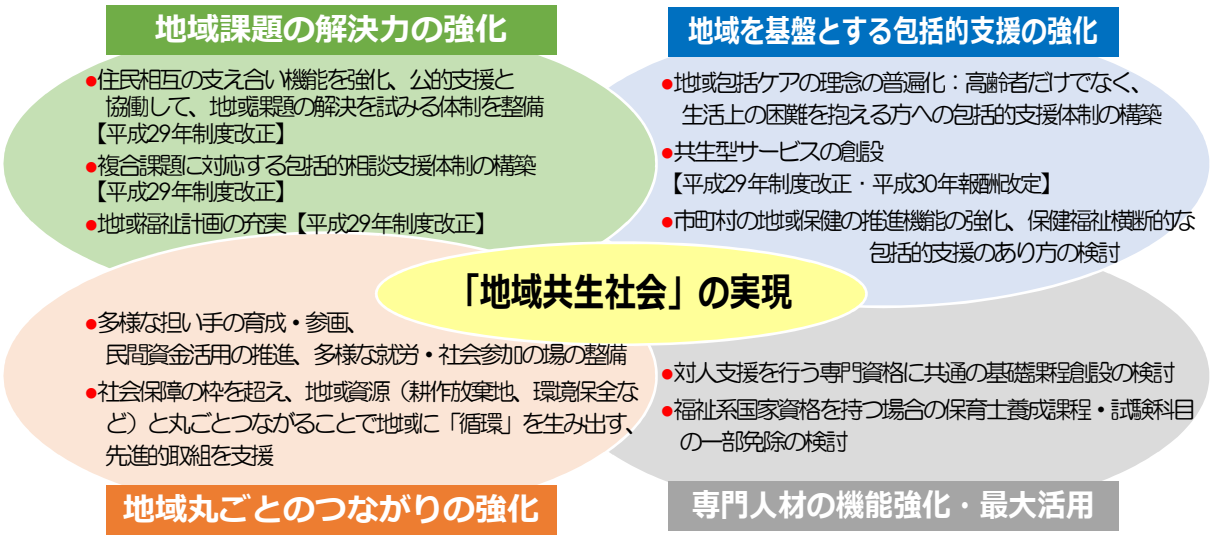

＜出典＞厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部資料より一部抜粋

※1　地域共生社会
地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築することにより、全ての人々が、地域、暮らし、生きがいを共に創り高めていく社会の実現を目指すもの。

※2　我が事・丸ごとの包括的な支援体制
「他人事」になりがちな地域づくりを、地域住民が「我が事」として主体的に取り組める仕組みづくりと地域づくり支援と、公的なサービスへのつなぎを含めた「丸ごと」の総合相談の支援体制の整備。個別に整備された「縦割り」の公的福祉サービスについても「丸ごと」への転換を目指す。

第４章

施策の展開

■第４章　施策の展開

本計画の基本目標である「高齢者が慣れ親しんだ地域で心身ともに健康で生きがいをもって生活できるまち」を実現するために、「高齢者の積極的な社会参加への推進」「高齢者の健康づくり」「安心して生活できる環境づくり」「介護保険サービスの充実」という、４つの施策目標を掲げており、これらの施策目標に基づき、住み慣れた地域で健康で生きがいのある生活ができるよう、高齢者に係る様々な施策を実施していきます。

施策目標Ⅰ　高齢者の積極的な社会参加の推進

～生涯現役として活躍できる地域づくり～

高齢者が、地域の交流活動における社会的な役割や、これまで培った知識や経験を活かした地域を支える活動を通じて、生きがいや楽しみを持ちながら、なるべく長く健康で過ごせるよう支援します。

１　積極的な社会参加の推進

（１）交流機会の充実

互いに見守り支えあう活動をとおして、孤独感や閉じこもりを防ぎ、楽しみや生きがいを持っていきいきと生活していけるよう、地域での交流機会を支援します。

①　高齢者交流事業の推進

気軽に参加できる交流活動の中で、互いに見守り支え合うことにより、高齢者の生きがいや社会的孤立感の解消、閉じこもり防止等につながっていくよう、花巻市社会福祉協議会（以下、「社協」という。）と連携し、ふれあいいきいきサロン活動を支援するとともに、健康維持や楽しみにつながる、高齢者のスポーツや文化活動を支援します。

■「ふれあいいきいきサロン活動」実施団体のある行政区数の見込み　≪新規項目≫

	第７期（実績）			第８期（目標）		
	平成30年度	令和元年度	令和２年度*	令和３年度	令和４年度	令和５年度
ふれあいいきいきサロン活動の実施団体を有する行政区数※（行政区）	160	164	162	163	165	168

※市内の行政区数224　　＊見込み値

②　敬老事業の支援

多年にわたり地域に貢献してきた高齢者を敬愛し、長寿を祝うため、地域等が主催する敬老事業の開催などを支援します。

■敬老事業支援の見込み

	第７期（実績）			第８期（目標）		
	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
敬老会対象者数※（人）	17, 497	17, 485	17, 279	17, 376	17, 734	17, 996

※75歳以上人口の推計値

③　老人クラブ活動の支援

高齢者自身による主体的な活動である老人クラブが、これまで培ってきた組織力を維持し、地域に貢献するボランティア活動を通じ、豊かな人間関係を築き、いきいきと活躍できるよう、アンケート等により老人クラブが抱える問題や活動継続への要望等を把握し必要な支援を実施します。

■老人クラブ活動支援の見込み

	第７期（実績）			第８期（目標）		
	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
老人クラブ会員数（人）	4, 748	4, 384	4, 083	4, 183	4, 183	4, 183

（２）高齢者の就労支援

高齢者が、これまで培ってきた知識や経験を活かし、地域を支える担い手として活躍することにより、生きがいや介護予防につながる就労的活動を支援します。

①　地域における生活支援の担い手活動への支援

高齢者が、地域における生活支援の担い手として活動できるよう、活動の母体である生活支援の取組団体の拡大を進めます。また、高齢者の意欲を実際の活動につなげていくため、より実践的な生活支援ボランティア養成研修を開催するとともに、生活支援について、地域貢献と生きがいのどちらも得られる社会に必要とされる取組であることについて広く普及啓発します。

■高齢者の地域における生活支援の担い手活動の見込み　≪新規項目≫

	第７期（実績）			第８期（目標）		
	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
生活支援ボランティア養成研修を受講した高齢者総数（人）	116	212	239	284	329	374
生活支援の取組団体に登録する高齢者のボランティア総数（人）	52	64	72	74	89	104

②　高齢者の社会参加活動支援

高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進につながる就労の場を新たに立ち上げる団体への支援として、「高齢者生きがい就労創出支援事業」により補助します。

③　高齢者の就労的活動の促進

高齢者が、自身がもつ能力や技術を活かし、生きがいや介護予防につながる就労的活動に取り組めるよう、活動を希望する高齢者と、生活支援の取組団体や介護事業所等の活動の場とのマッチングなどを行います。

トピックス

「高齢者生きがい就労創出支援事業」

「高齢者生きがい就労創出支援事業」とは、高齢者が「生きがい」を持って取り組める就労の場を新たに立ち上げる団体に対し、50 万円を上限に初期費用の一部を補助するものです。

「ふるさと高松げんき村」では、この補助金で購入した自動車を活用し、地域における生活支援に取り組んでいただいており、通院や買い物への付き添い、配食等の支援活動は、高齢者の活躍の場となり、生きがいづくりにもつながっております。

そのほかにも、この事業により、商店街の空き店舗を活用したカフェ活動を開始した団体もあり、多様な活動のきっかけづくりの一役を担っております。

付き添い支援の様子 （ふるさと高松げんき村提供）

施策目標Ⅱ　高齢者の健康づくり

～健康長寿に向けた継続性のある取組～

人生100年時代をなるべく長い期間、健康的に過ごしていけるよう、健康づくりによる自立期間の延伸から始まり、要支援・要介護状態の発生を防ぐ介護予防や、介護状態の悪化を防ぐ重度化防止まで、状態に応じた継続的な取組を進めます。

1　健康づくり・介護予防の推進

（1）健康づくりの推進

何歳になってもいきいきと暮らし続けられるよう、運動習慣・食生活・お口の健康等の基本的な健康管理の情報提供をはじめ、高齢者自身による主体的な健康づくりを推進します。

①　健康づくりと介護予防の一体的な取組≪新規≫

何歳になってもいきいきとした健康長寿のためには、健康づくりと介護予防の継続的な取組が重要です。本市の「健康増進計画」と整合性を図りながら、「通いの場」等の住民の主体的な活動を支援する中で、高齢者が抱えやすい高血圧や糖尿病等の生活習慣病の発症予防や重症化防止等に努めるとともに、必要に応じ医療機関への受診に繋げます。

②　高齢者のこころの健康づくり≪新規≫

「花巻市自殺対策計画」に沿い、地域の「通いの場」等において、こころの健康の大切さと、「孤独」を防ぐ身近なつながりの重要性について普及啓発を図ります。また、高齢者から寄せられた相談のうち、こころの健康やうつなど精神疾患、家族関係の悪化等、自殺につながる相談については、地域包括支援センターと協力し早期の状況把握・早期対応を行うなど、高齢者支援を担う関係機関と連携しながら高齢者の自殺予防対策に努めます。

③　高齢者の食生活とお口の健康づくり≪新規≫

高齢者の食べる力の維持と生活の質の向上として、「通いの場」等において、お口の健康と全身の健康との関係性や、高齢期の望ましい食生活や低栄養の危険性などを普及啓発するとともに、参加者等への個別相談により、歯周病等の歯科疾患や口腔の清掃状態、「高齢者食生活チェックシート」による低栄養状態等を把握し、維持・改善に向けたアドバイスを行うほか、必要に応じて歯科医療へ繋げます。

（２）介護予防の推進

高齢者が地域の仲間とともに交流を図りながら、要介護状態への移行を防ぐ効果的な活動に取り組めるよう、保健師や管理栄養士、歯科衛生士、リハビリテーション専門職等の地域の幅広い専門職と連携しながら、自立期間の延伸に向けた介護予防と健康づくりの一体的な取組を推進していきます。

①　地域介護予防活動支援事業「通いの場」

地域における介護予防推進の柱として、平成27年度から支援してきた「通いの場」は、年々活動団体が増え、令和２年度末現在の登録団体数は市内全域で110団体となっております。今後も、介護予防のさらなる推進・強化に向け、いきいきサロン活動などの地域交流の場に対する健康づくりや介護予防の普及啓発を通じて、「通いの場」の拡大を進めていきます。

■「通いの場」に取り組む団体数の実績と見込み

	第７期（実績）			第８期（目標）		
	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
通いの場取組団体数（団体）	103	108	110	115	120	125

トピックス

「通いの場」

「通いの場」は、誰でも気軽に通える身近な場所で、住民の皆さんが主体的に介護予防等の取組を行う場です。

「通いの場」では筋力の維持や向上を目的とする「大東元気でまっせ体操※」を軸に、地域の実情に応じた多彩な活動が行われており、活動を通じ、互いに見守り支え合える地域のつながりの場となっております。

市では、高齢者の健康づくりをサポートするため、保健師や栄養士、歯科衛生士等が連携して「通いの場」を支援しています。

元気でまっせ体操の様子

※「大東元気でまっせ体操」の特徴
1　ビデオを見ながら手軽にできる
2　筋力や柔軟性の向上に効果的な運動となるよう考えられた体操
3　20 分程度の体操で無理なく取り組める

② 介護予防普及啓発事業

介護予防の意識向上と、取組実践への知識の普及啓発に向け、パンフレットの作成・配布や、健康づくりや介護予防に欠かせない、高血圧や糖尿病等、生活習慣病の情報や、運動、食事、口腔ケア等の情報を総合的に提供するいきいき講座等を開催します。

③ 湯のまちホット交流サービス事業

本市は全国有数の温泉地であることから、温泉施設を活用した「湯のまちホット交流サービス事業」により、高齢者の健康増進と介護予防、交流を促進します。

④ 地域リハビリテーションの推進

高齢者が、状態に応じたリハビリテーションサービスを利用しながら、自分らしく暮らしていけるよう、リハビリテーション専門職との連携を強化し、自立期間の延伸をはじめ、虚弱（フレイル）状態から要介護状態への移行防止、介護状態の悪化を防ぐ重度化防止まで、継続的なリハビリテーション提供への仕組みづくりを進めます。

さらに、これまでの医療・介護における急性期・回復期・生活期のリハビリテーションの提供に加え、フレイルや生活機能の低下が発生した初期の段階でのリハビリテーション専門職の関与によるアセスメントやアドバイス等が可能な「短期集中予防サービス」の体制整備について検討していきます。

■「短期集中予防サービス」モデル事業の見込み　≪新規項目≫

	第８期（目標）		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度
短期集中予防サービス モデル事業の実施回数（回）	20	30	40

⑤ 介護予防把握事業

生活機能の低下により介護予防を必要とする方を把握するため、基本チェックリストを活用します。

また、75歳以上の方を対象とする「後期高齢者の健康診査」において実施する「後期高齢者の質問票」により、運動器の機能低下や低栄養、口腔機能低下等のフレイルのリスクのある方を早期に把握します。

施策目標Ⅲ　安心して生活できる環境づくり

～いつまでも住み慣れた地域で生活ができる支援体制の整備～

高齢者が尊厳を持って、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域包括支援センターの機能を強化し、複合化する高齢者のニーズに対応するとともに、高齢者の生活を継続的・包括的に支えるための体制整備を進めます。

１　地域包括ケアシステムの充実

（１）地域包括支援センターの機能強化と効果的な業務展開

地域包括ケアシステムの中核的な役割を持つ地域包括支援センター（以下、「センター」という。）の機能強化により、地域住民や関係機関との連携を強化するとともに、総合相談支援、権利擁護、介護予防ケアマネジメント、地域ケア会議等のセンター業務の効果的な展開により、地域で高齢者を支える体制整備を進めます。

①　地域包括支援センターの機能強化

市内５圏域に１か所ずつセンターを設置し、各センターに、配置された保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員が、それぞれの専門性を活かし連携しながら、様々な課題を抱える高齢者を支援していきます。近年は、独居で身寄りのない認知症高齢者や、障がいをもつ子どもと２人暮らしの高齢者等、専門的な知識や地域ぐるみでの支援が必要な方も増えていることから、地域住民や関係機関との連携を強化し、地域で高齢者を支えていく仕組みづくりを進めます。

センターは、従来からの個々の高齢者支援のほか、地域包括ケアシステムの中核としての役割も担っており、その業務量は年々増加しております。センターの現状や課題を把握し、業務量や業務内容に応じた職員配置を行うことにより、センターの機能強化と負担軽減に努めるとともに、定期的な点検や、介護保険運営協議会等の意見をもとに、センターの運営に対して適切な評価を行います。

センターにおいては、適切な人員配置や各専門職のスキルアップ、コーディネート力の向上などの人材育成により自ら質の向上に努めるとともに、PDCAサイクル（P91参照）に沿った取組により、効果的かつ効率的な運営に努めます。

また、センターが認知症等の相談窓口であると知らない方もいることから、センターが高齢者の総合相談窓口であることについて、改めて広く周知します。

■地域包括支援センターの機能強化

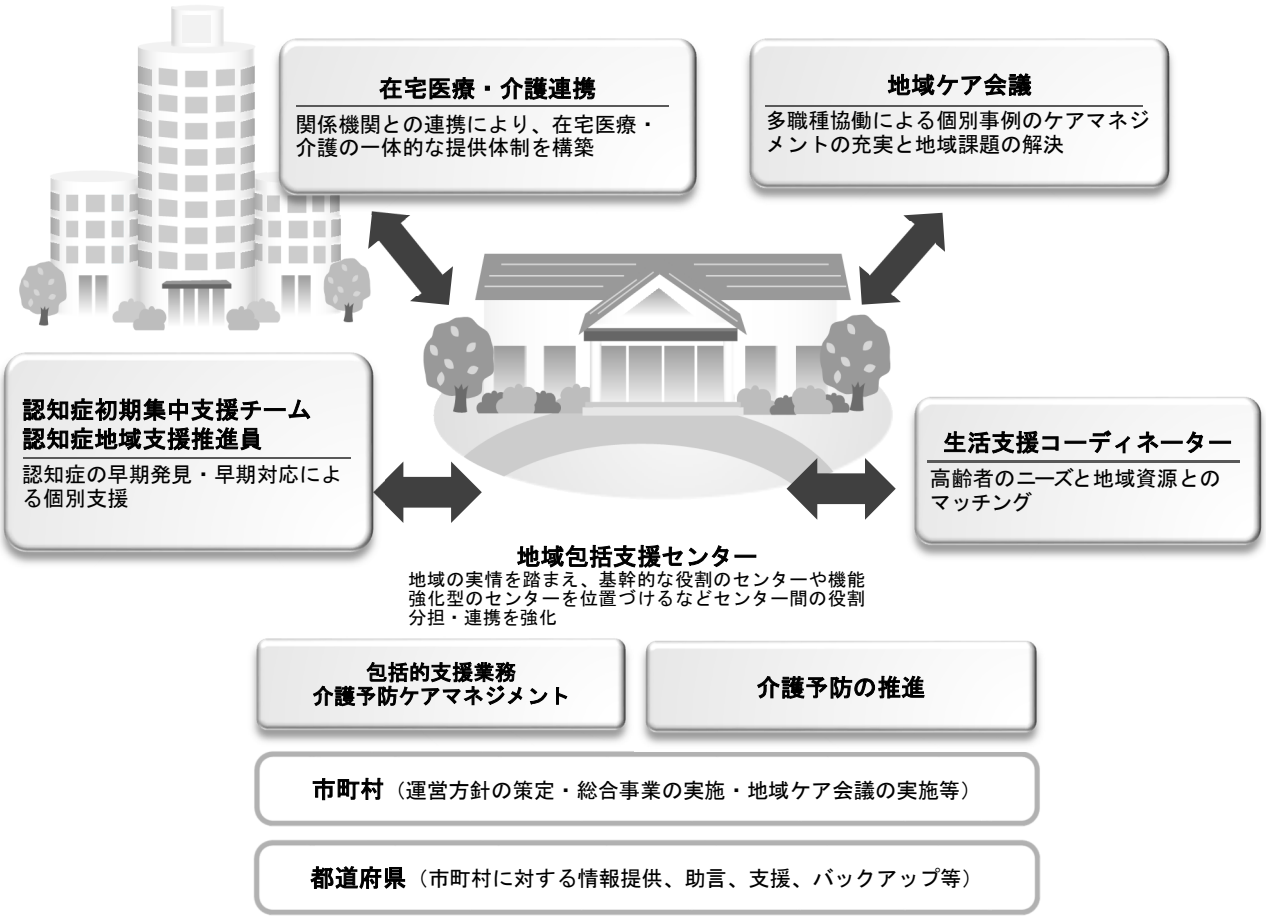

〈出典〉厚生労働省資料

② 地域包括支援センター業務の効果的展開

ア 総合相談支援業務

介護や高齢福祉など高齢者の様々な相談に応じ、安心して生活を継続できるよう、適切な制度やサービスへつなぐことに加え、自身で解決できない課題を抱える高齢者を見出し、必要に応じた支援を行うとともに、さらなる問題の発生を防ぐため、関係機関等との連携を強化します。また、多様化する地域住民のニーズに対応していくため、相談、参加、地域づくりを包括的に支援する重層的な支援体制の整備に努めます。

■総合相談支援事業の見込み

	第７期（実績）			第８期（目標）		
	平成30年度	令和元年度	令和２年度*	令和３年度	令和４年度	令和５年度
相談実件数（件）	2,106	2,123	2,070	2,110	2,118	2,126

＊見込み値

イ　権利擁護業務

高齢者の権利と尊厳を守るため、高齢者虐待などの事案の状況を速やかに把握し、必要な支援を行うとともに、成年後見制度や日常生活自立支援業務などの公的な支援を適切に活用します。

ウ　包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なサービス提供に寄与するケアマネジメントを介護支援専門員が実践できるように、地域のネットワークを構築し連携・協力体制を整えるとともに、地域全体のケアマネジメント力の向上を目的とする研修会等の開催、個々の介護支援専門員の資質向上への指導・助言を行います。

エ　地域ケア会議の充実

自立を阻む課題や自分自身で解決できない困難な課題を抱える事例について、地域の関係機関や多職種と検討を行い、専門的かつ多面的な視点による適切な支援を行うとともに、個別事例の課題から把握した地域課題の解決に努めます。加えて、地域課題の分析から把握した市全体としての取組が必要な課題の解決に向け、資源開発、政策形成等を目指します。

そのほかに、認知症施策や在宅医療・介護連携、生活支援サービスの体制整備など、地域包括ケアシステムの充実・強化に向け、センター業務を効果的に展開し、関係機関との連携をさらに深めます。

③　介護予防ケアマネジメント事業

介護が必要となるおそれのある高齢者を対象に、介護予防及び日常生活支援を目的とする適切なサービスが効果的に提供されるよう支援するとともに、介護予防の必要性を啓発し、住民の主体的な介護予防活動の場である「通いの場」などへの参加を促し、要介護状態への移行を防ぎます。

（２）日常生活の支援体制の整備

支援が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らすことができるよう、地域の支えあいの仕組みづくりにより、介護予防や日常生活の自立支援を目指す「介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」という。）」（P47参照）に取り組みます。

また、高齢者の自立を阻む地域課題の解決に向け、生活支援コーディネーターを中心に、地域のニーズや資源を把握し、地域住民や関係機関と連携・協力しながら、住み慣れた地域で自立した生活を送るための体制づくりに努めます。

①　介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の効果的な展開

総合事業における「生活支援」は、要支援者等の生活に必要な機能が低下した高齢者に対し、住民ボランティアがゴミ出し等の生活に欠かせない支援を行うことにより、自立を促すものであり、生活支援の担い手として高齢者等の地域住民の力を有効に活用できるよう、地域や関係機関との連携をさらに強化してまいります。

②　地域における生活支援の取組の推進

市全域における生活支援の取組を推進するため、関係機関との情報共有や連携などを目的とした協議の場を設けます。また、日常生活圏域においても、生活支援など高齢者に係る課題を協議する機会を設けることにより、地域の中で高齢者のニーズに応じた支援が提供できるよう、生活支援の取組を推進してまいります。

③　生活支援コーディネーターの配置

地域における生活支援・介護予防サービスの充実・強化と高齢者の社会参加を推進するため、生活支援・介護サービスの担い手の養成や関係者間のネットワーク構築、地域の支援ニーズと地域資源のマッチングなどを行います。

④　住民ボランティアの養成と取組団体の支援

住民同士の見守りや支えあいを基盤に、支援が必要な方を、地域の住民ボランティアが支援する取組の拡大に向け、より実践的な生活支援ボランティア養成研修の開催等により、生活支援の担い手となる住民ボランティアの育成を進めるとともに、生活支援コーディネーターを中心に、取組団体からの相談や活動に対する助言等に広く対応する中で、地域のニーズに応じた生活支援の取組を支援してまいります。

■生活支援に取り組む地域団体の見込み

	第７期（実績）			第８期（目標）		
	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
生活支援取組団体数（団体）	7	8	11	11	13	15

■生活支援ボランティアの養成の見込み

	第７期（実績）			第８期（目標）		
	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
生活支援ボランティア養成研修受講者総数（人）	199	259	296	371	446	521
生活支援の取組団体に登録するボランティア総数(人)	201	261	296	99	124	149

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

総合事業には、要支援１・要支援２及び生活機能の低下が認められる方（介護予防・生活支援サービス事業対象者）が利用できる介護予防･日常生活支援サービス事業（生活支援等）と、65歳以上の全ての高齢者を対象とする一般介護予防事業があります。

総合事業の目的は、介護予防や日常生活の自立支援であり、個々のニーズに応じた最適な支援の提供に向け、支援計画を立案する地域包括支援センターを中心に、関係機関が情報を共有しながら連携にあたります。

令和2年度まで、生活支援を利用していた要支援者等が要介護認定者へと移行すると、生活支援の対象外となっていましたが、令和3年度から、市町村の判断により、地域との繋がりを持続する観点から、本人が希望すれば、住民ボランティアによる生活支援を継続して利用できるようになりました。

■総合事業の概要

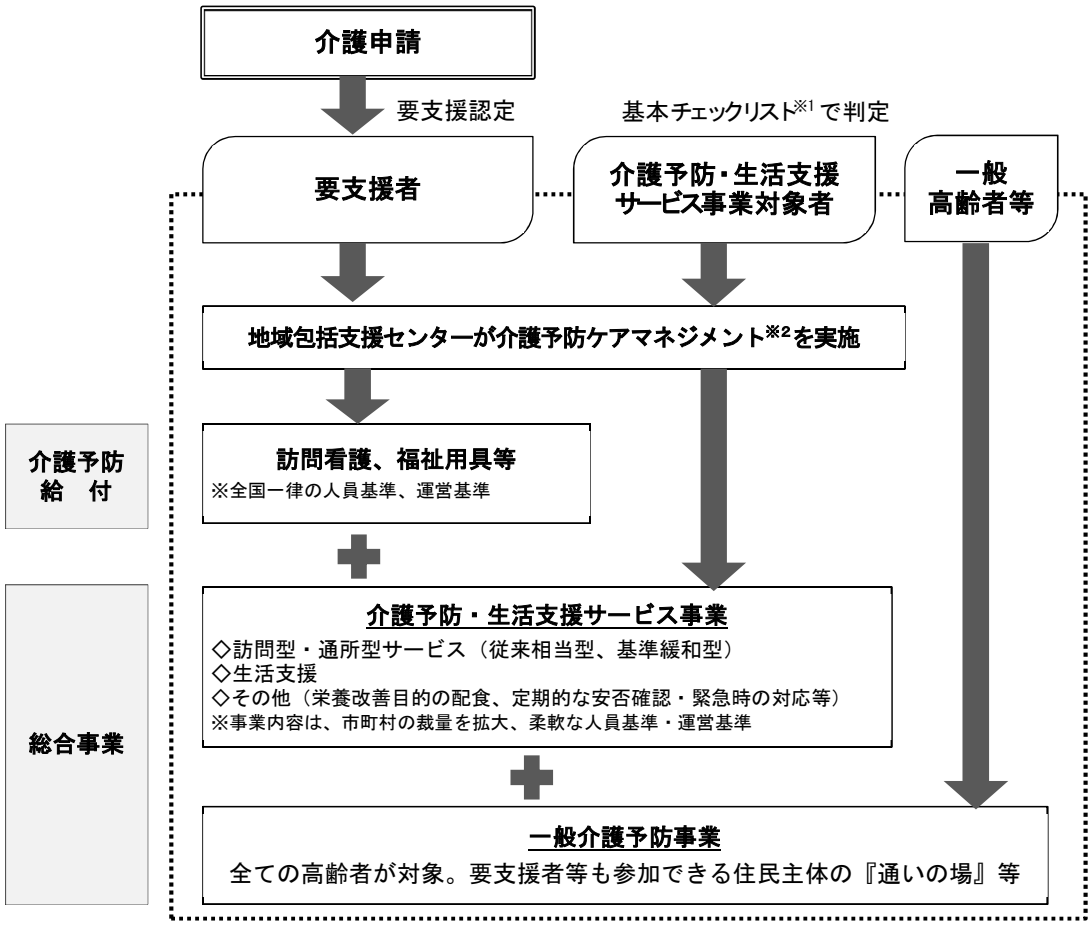

〈出典〉厚生労働省資料より一部改変

※1　基本チェックリスト
運動・口腔の機能、栄養状態、認知症、うつの兆候等を確認するための質問票です。

※2　介護予防ケアマネジメント
介護予防と生活支援の双方の視点から、本人の心身の状況や置かれている状況に応じた必要な支援が適切に提供されるよう支援計画を作成すること。

■花巻市における総合事業利用の流れ

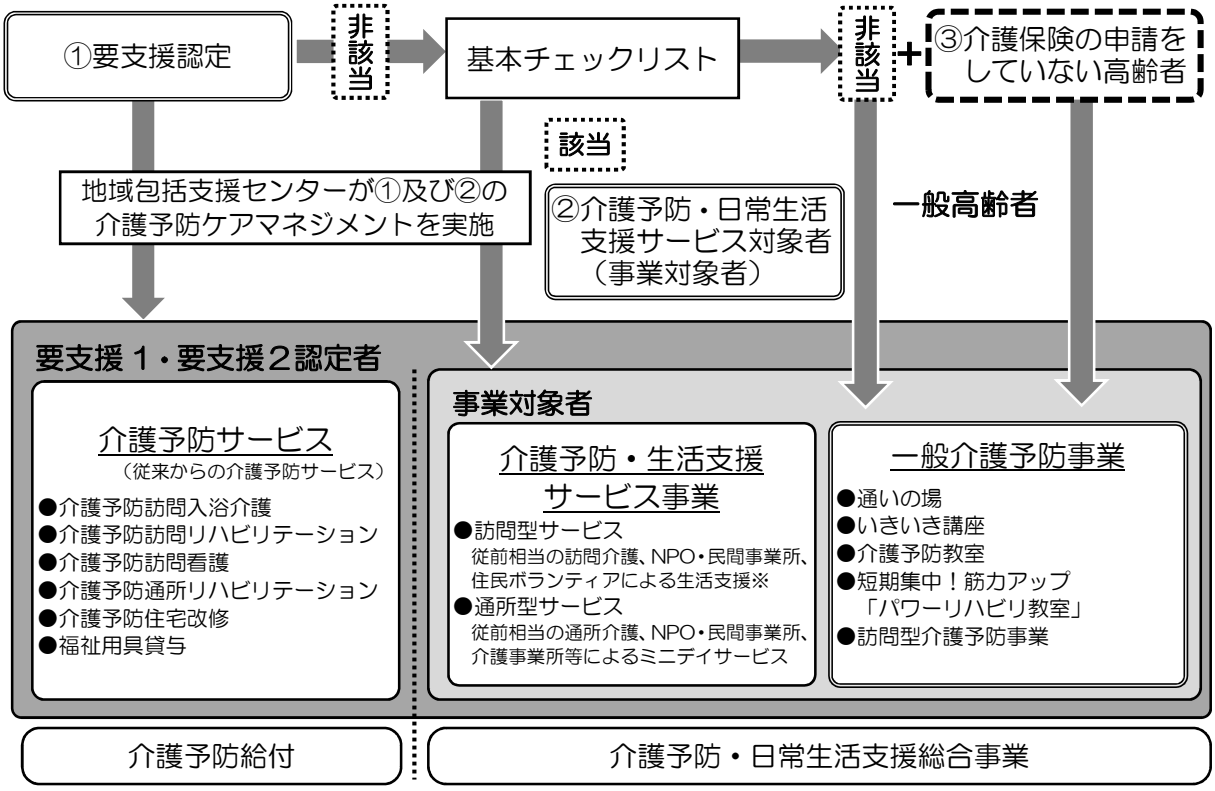

※　要介護認定者への移行者も、希望により、地域団体による生活支援を継続して受けることが可能となりました。

⑤　生活支援・介護予防サービス等情報の公表

利用者によるサービスの選択が適切に行われるよう、市のホームページ等から接続できる「けあプロnavi※」等により、生活支援・介護サービス事業所の所在地、サービス内容等の情報提供に努めるとともに、適正なサービス利用の重要性について広く普及啓発し、自立支援の意識向上に努めます。

また、総合事業における生活支援は、ゴミ出しや買い物、話し相手といった日常生活の支援を住民同士で行う仕組みであり、支援を要する状態であっても、一方的に支えられるのではなく、時には、それぞれの状態に応じてできる支援を提供する活動をとおして、自立支援に繋がるものであることについて周知を強化します。

（３）医療と介護の連携推進

医療と介護の関係機関との連携により、切れ目のない支援が提供できる仕組みづくりに取り組みます。

※　けあプロ navi（医療介護資源の情報提供システム「けあプロ navi」）
医療と介護の最新情報を一体的に閲覧できるシステム。本市では、切れ目のない在宅医療と介護サービスの円滑な提供に向けた情報共有の手段として、平成 30 年 10 月に運用を開始。

①　在宅医療・介護連携体制整備の推進

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、医療機関と介護サービス事業者など関係者の連携を推進します。

また、医師会や歯科医師会等の関係団体の推進に係る自主的活動への支援や専門職種間の横のつながり強化に向けた体制づくりへの支援、高齢者とその家族、かかりつけ医を中心とする在宅医療介護連携の関係者の在宅療養やACP等の理解を深めるための普及啓発についても行います。

■在宅医療・介護連携のイメージ

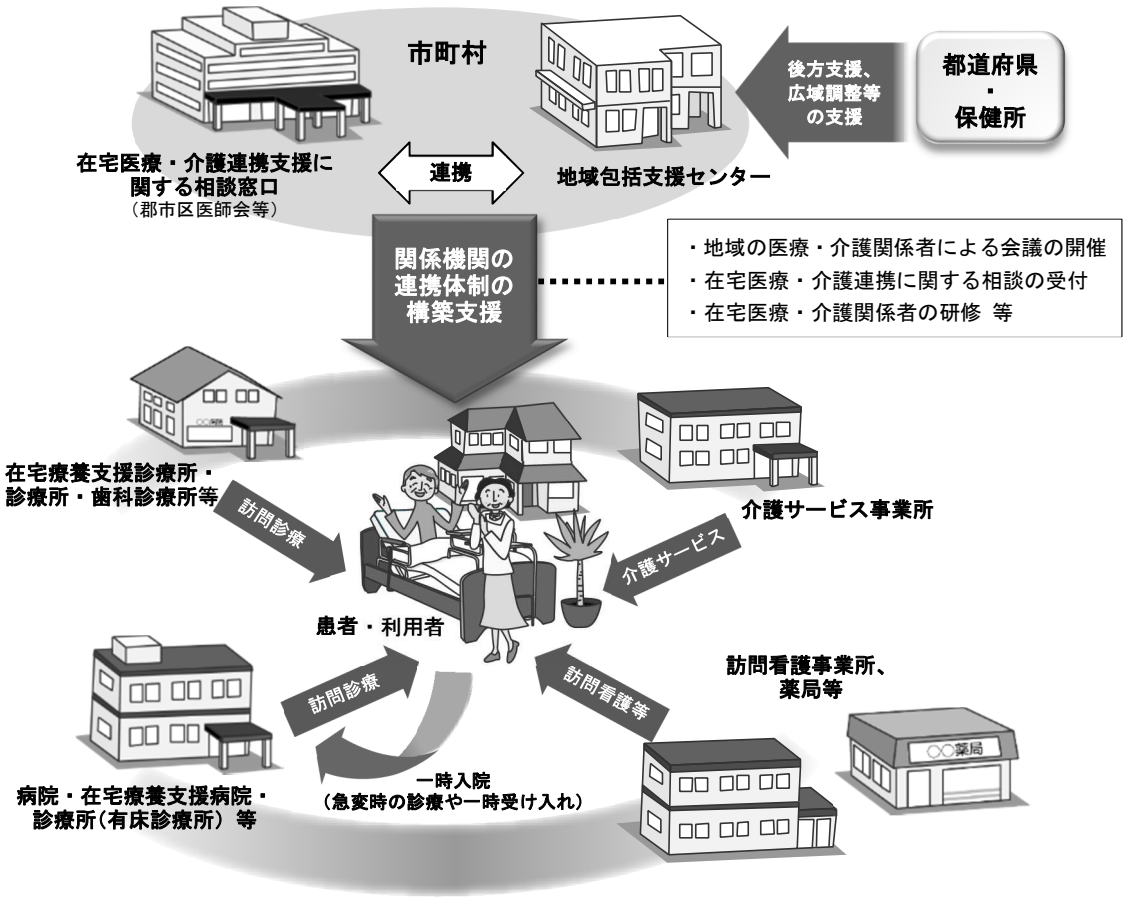

〈出典〉厚生労働省資料

≪花巻市における在宅医療・介護連携に関する取組≫

本市は、在宅医療介護連携推進（以下、「連携推進」という。）に向け、「花巻市在宅医療介護連携推進会議（以下、「推進会議」という。）※1」と、「花巻市在宅医療・介護連携推進協議会（以下、「協議会」という。）※2」を設置し、連携推進に関わる関係機関や組織とともに、国が示す「在宅医療と介護の連携を推進する以下の８つの項目（P51 参照）」に取り組みました。推進会議は、連携推進の実践を担い、在宅生活を支える多職種が集う会等から把握した連携推進に係る課題の検討と試行を重ね、医療・介護の情報共有シートや口腔機能チェック表等の課題の解決策を構築しました。協議会は、推進の方向付けを担い、推進会議の活動や進捗状況の確認、推進の在り方について協議を行いました。今後は、連携推進に関わる関係機関・組織が、自主活動を進め、それぞれの実践力を向上させる中で、他機関との連携や専門職間の横のつながりを強化し、高齢者の希望に応じた在宅での看取りや ACP 等、在宅医療と介護サービスが切れ目なく提供できるようさらなる連携推進に努めてまいります。

■花巻市における在宅医療介護連携推進のイメージ

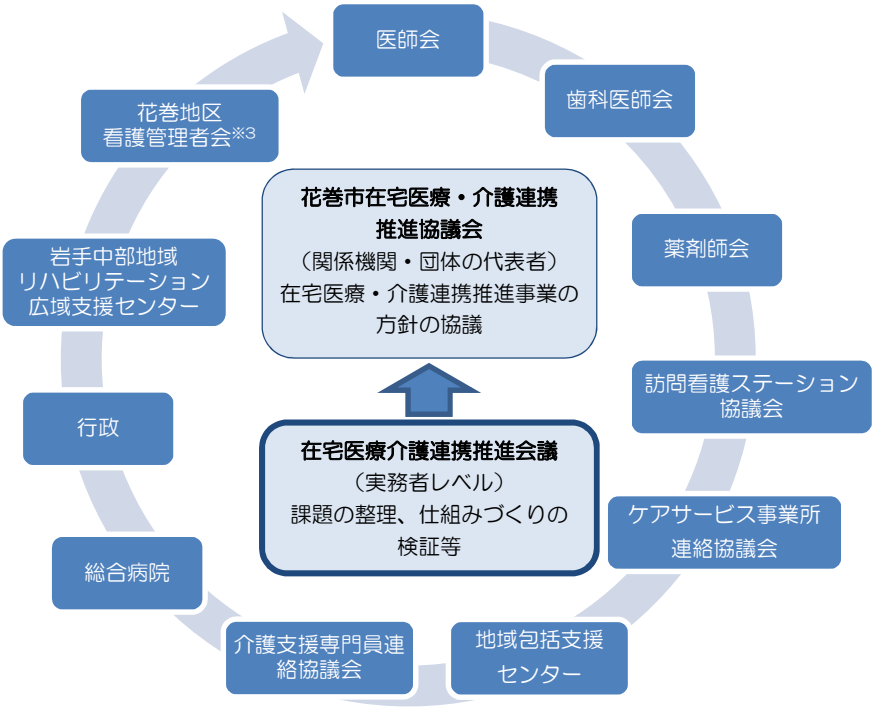

※1 花巻市在宅医療介護連携推進会議
医療および介護の関係機関から推薦された「連携推進員」により構成される組織。平成29年6月に在宅医療介護連携推進に係る課題の整理・分析と、解決策の検討・試行を目的に設置

※2 花巻市在宅医療介護連携推進協議会
医療および介護の関係機関の代表者により構成される組織。平成29年6月に「在宅医療・介護連携推進事業」の検討内容や取組等の共有、今後の在宅医療介護連携推進の方向性の協議を目的に設置

※3 花巻地区看護管理者会
花巻地区における主な病院施設の看護管理者で構成される組織

在宅医療と介護の連携を推進する８つの項目

ア　地域の医療･介護の資源の把握

地域における在宅医療や介護に関する資源の把握に努め、市民や医療・介護関係者が必要とする情報の提供に努めます。

イ　在宅医療･介護連携の課題の抽出と対応策の検討

医療および介護の関係機関から推薦された「連携推進員」により構成される「花巻市在宅医療介護連携推進会議」の開催などを通じて、在宅医療・介護連携に関する課題の把握及びその解決に資する必要な施策について検討に努めます。

ウ　切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築

医療・介護関係機関と協働し、在宅医療と在宅介護が切れ目なく円滑に提供される仕組みの構築に向けた具体的な方策の企画・立案・実施に努めます。

エ　在宅医療･介護関係者の情報の共有支援

市民の在宅での療養生活を支えるために、医療・介護関係者間で必要な情報の共有を支援するため、情報共有ツールの整備に努めます。

オ　在宅医療･介護関係者に関する相談支援

在宅医療・介護連携を支援する相談窓口を設置し、地域包括支援センターと連携しながら地域の医療・介護関係者からの相談に応じ、支援します。

カ　医療･介護関係者の研修

地域の医療・介護関係者に対して、在宅医療・介護連携のために必要な知識の習得や当該知識の向上のために必要な研修会の開催に努めます。

キ　地域住民への普及啓発

講演会の開催や、パンフレットの配布により在宅医療・介護連携に関する地域住民の理解を深めるための普及啓発を行います。

ク　在宅医療･介護連携に関する関係市区町村の連携

在宅医療・介護連携における課題をふまえ、地域の実情に応じた近隣市町との連携について検討します。

〈出典〉厚生労働省（在宅医療･介護連携推進の手引き）

②　二次医療圏内・関連市町の連携

地域の資源を有効に活用し保健医療サービスや福祉サービスの水準の向上を図るため、市医師会等の関係機関と連携を図るとともに、広域的な体制構築に向け二次医療圏域の関連市町との連携を図ります。

■在宅医療・介護連携推進事業の見込み　≪新規項目≫

	第７期（実績）			第８期（目標）		
	平成30年度	令和元年度	令和２年度*	令和３年度	令和４年度	令和５年度
在宅医療介護連携に係る会議等延べ回数（回）	12	11	4	8	8	8
在宅医療介護連携に係る講演会等参加延べ人数(人)	620	700	0	200	300	500

＊見込み値

③　要介護者等に対するリハビリテーションサービス提供体制の構築 ≪新規≫

高齢者が要介護状態になった場合であっても、生きがいを持って日常生活を過ごし、住み慣れた地域で安心して生活を継続するためには、心身機能や生活機能の回復訓練のみではなく、潜在能力を最大限に発揮し、日常生活の活動能力を高めて家庭や社会への参加を可能にし、自立を促すことが重要です。地域や家庭における社会参加の実現等も含め、生活の質の向上を目指すリハビリテーション提供体制の構築に努めます。

（４）認知症施策の推進

認知症になっても自分らしく暮らし続けられる社会の実現を目指す「認知症施策推進大綱（Ｐ55参照）」に沿った「地域の見守り強化」「住民主体の地域の見守り体制づくり」「認知症の重症化予防に向けた地域活動の推進」などについて、認知症の人やその家族の意見も踏まえながら、教育・地域づくり・雇用等の関係課と連携して取り組む中で、認知症になっても安心して暮らしていける地域づくりを進めます。

①　認知症に関する正しい知識の普及啓発と早期発見・早期治療の推進

認知症セミナー、認知症サポーター養成講座等を開催し、認知症に関する正しい理解を深めることにより、早期発見・早期治療を推進するとともに、認知症カフェをはじめとする地域の見守りや相談体制の充実を図ります。

②　認知症の方やその家族への支援体制づくり

認知症になっても安心して暮らし続けられる地域づくりに向け、認知症について学び、認知症の方や家族を支援する認知症サポーター（以下、「サポーター」という。）の養成を進めるとともに、認知症に精通し、サポーターの育成を担う認知症キャラバン・メイトの協力を得ながら、サポーターを活用した支援体制づくりを進めます。また、若い世代をはじめとする幅広い年代への認知症に対する理解を促進するため、孫世代である小中学生や職域、企業等におけるサポーター養成にも力を入れ、地域の見守り体制づくりに努めます。

■認知症サポーター養成講座の実施見込み

	第７期（実績）			第８期（目標）		
	平成30年度	令和元年度	令和２年度*	令和３年度	令和４年度	令和５年度
認知症サポーター養成講座実施回数（回）	114	47	32	50	50	50
認知症サポーター養成講座年間受講者数（人）	955	785	513	750	750	750
認知症サポーターステップアップ講座実施回数（回）≪新規≫				3	3	3
認知症サポーターステップアップ講座年間受講者数（人）≪新規≫				20	20	20

＊見込み値

③　認知症地域支援推進員と関係機関とのネットワーク推進

認知症施策推進大綱の5つの柱に沿った取組を効果的に推進するため、認知症地域支援推進員を増員し、推進員と地域包括支援センターなどの関係機関が連携し、ネットワークづくりに努めます。

④　徘徊高齢者等ＳＯＳネットワークの活用の推進

見守りが必要な方と見守りに協力できる方の情報を事前に登録し、行方不明の事案が発生した場合にメールで速やかに情報を配信し、探索に協力いただく徘徊高齢者等ＳＯＳネットワークを活用し、認知症などによる徘徊者を早期に発見・保護を目指すとともに、高齢者位置情報検索機器（GPS機器）の導入費用の一部を補助し、見守りの強化を図ります。

■行方不明時の対応チラシ※

※行方不明になった方を一刻も早く発見・保護するため、行方不明時の対応を知らせるチラシを作成し、SOS ネットワークの事前登録者に配布します。

⑤　認知症初期集中支援チームの運営・活用の推進

認知症の人やその家族に対する早い段階での効果的サポートのため、認知症サポート医と地域包括支援センター及び認知症地域支援推進員で構成された専門チームが連携して活動を行います。

■認知症初期集中支援チームのイメージ

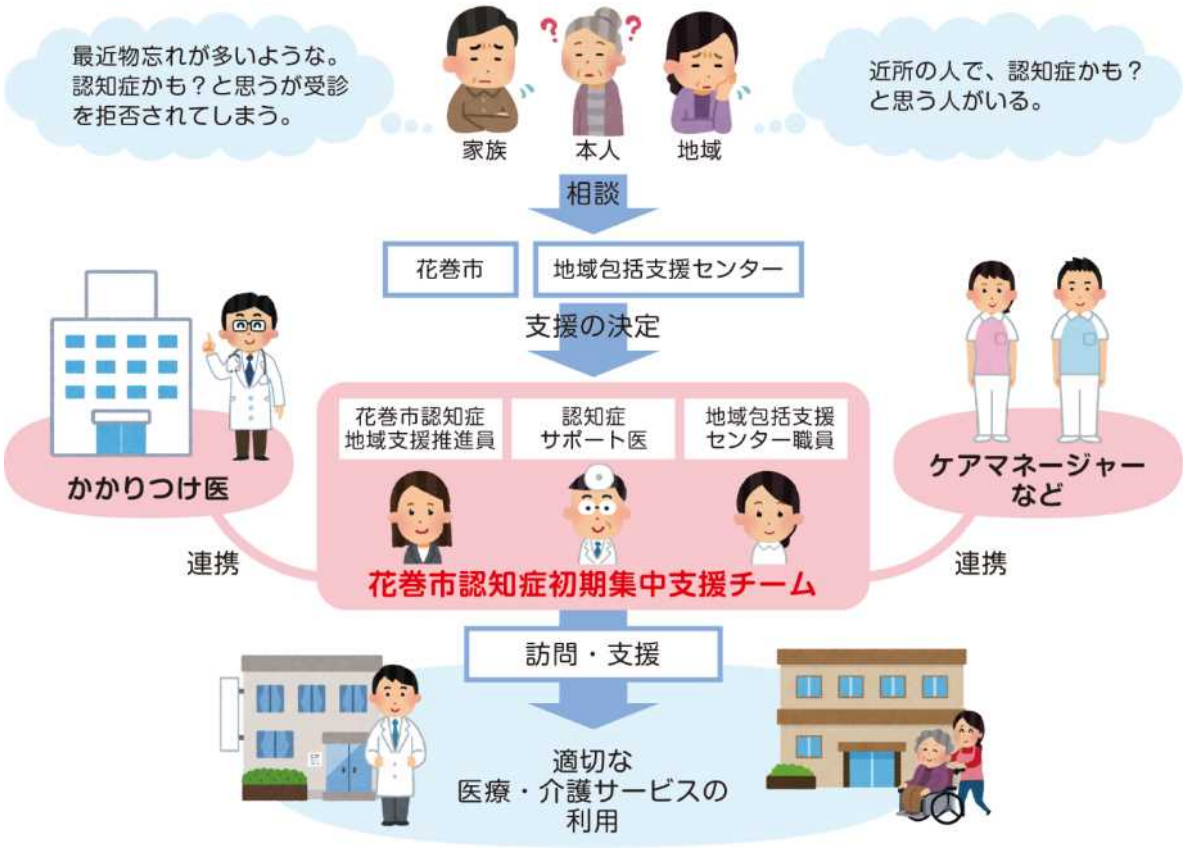

トピックス

「認知症」

認知症とは、さまざまな原因で脳の働きが悪くなり、記憶力や判断力が低下する脳の病気ですが、周囲の人の正しい理解と適切な関わりをはじめ、食生活の改善や高血圧や糖尿病といった持病の適正管理等により、発症予防や進行を遅らせることができるものです。

市では、認知症に関する正しい知識の普及啓発や地域の見守り体制づくりとして「認知症サポーター養成講座」や「認知症見守り声かけ訓練」などの取組を行っています。

見守り声かけ訓練の様子（岩手日日新聞社提供）

認知症施策推進大綱の５つの柱

１ 普及啓発・本人発信支援

認知症サポーターの養成等を通じた認知症に関する理解促進や相談先の周知、認知症の人本人からの発信支援に取り組むこと。

２ 予防

認知症に係る適切な保健医療サービス及び福祉サービスを提供するため、研究機関、医療機関、介護サービス事業者等と連携し、認知症の予防に関する調査研究を推進すること。認知症予防に関するエビデンスの収集・普及を進めること。認知症に関する正しい知識と理解に基づき、通いの場における活動の推進など、予防を含めた認知症への「備え」としての取組を推進すること。

３ 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

（一） 医療・ケア（早期発見・早期対応）

認知機能低下のある人（軽度認知障害を含む）や認知症の人に対して、早期発見・早期対応が行えるよう、かかりつけ医、地域包括支援センター、認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター等のさらなる質の向上や連携の強化を推進すること。また、医療従事者の認知症対応力向上のための取組を推進すること。

（二） 介護サービス

認知症の人に対して、それぞれの状況に応じた適切な介護サービスを提供できるよう、介護サービス基盤整備や介護人材確保、介護従事者の認知症対応力向上のための取組を推進すること。

（三） 介護者への支援

認知症の人の介護者の負担軽減や生活と介護の両立が図れるよう、認知症の人及びその介護者が集う認知症カフェ等の取組を推進すること。

４ 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

（一） 認知症バリアフリーの推進

生活のあらゆる場面で、認知症になってからもできる限り住み慣れた地域で普通に暮らし続けていくための障壁を減らしていく「認知症バリアフリー」の取組を推進すること。また、認知症の人が安心して外出できる地域の見守り体制や認知症サポーター等を認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み（以下「チームオレンジ等」という。）の構築、成年後見制度の利用促進などを地域における支援体制の整備を推進すること。

（二） 若年性認知症の人への支援

若年性認知症支援コーディネーターの充実等により、若年性認知症の人への支援を推進すること。

（三） 社会参加支援

地域支援事業の活用等により、認知症の人の社会参加活動を促進すること。

５ 研究開発・産業促進・国際展開

国が中心となって、地方公共団体と連携しながら、認知症の予防法やリハビリテーション、介護モデル等に関する調査研究の推進に努めること。また、産業界の認知症に関する取組の機運を高め、官民連携等に努めること。国際交流に努めること。

〈出典〉認知症施策推進大綱（令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定）

（５）地域ケア会議の推進

本市の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築に向け、個別課題の解決を図る「地域ケア個別会議」、日常生活圏域における課題を把握・対応する「地域ネットワーク会議」、個別課題や地域課題から明らかとなった市全体の課題の解決を目指す「地域ケア推進会議」を階層的に運用します。各会議については、「花巻市における地域ケア会議サイクル（Ｐ58参照）」に沿い、目的に応じた効果的・効率的な運用に努めます。

■地域ケア会議の機能と目的

≪5つの機能≫

課題解決、ネットワーク構築、地域課題発見、地域づくり・資源開発、政策形成

≪目的≫

個人から地域、地域から市全体へと繋がっている課題について、地域包括支援センターを中心に、医療、介護、福祉等の事業者や関係者、地域住民とともに、段階ごとに視点を変え検討・対応、解決する過程を重ねる中で、地域の実情に応じた「地域包括ケアシステム」が構築されていく有効な手法です。

①　地域ケア会議の階層的運営

ア　地域ケア個別会議

地域ケア個別会議は、自分自身で解決困難な課題を抱える事例を総合的に検討する「地域ケア個別会議」と、自立を阻害する課題を抱える事例を検討する「自立支援型地域ケア個別会議（地域ケアワークショップ）」の2つを運営し、個別の課題の解決を目指し、検討結果のケアプランへの反映状況の確認や実行後の評価を行います。

■2つの地域ケア個別会議

〈地域ケア個別会議〉

目　的	自分自身で解決困難な課題の早急な解決
対象者	（一例）ひとり暮らしの認知症高齢者、ゴミの分別･処理困難な高齢者世帯　等
内　容	情報共有と、関係者相互の役割や協力体制、支援方針の明確化
参集者	（一例）医療、介護、福祉の関係者や駐在所、民生委員、隣人などの地域住民

〈自立支援型地域ケア個別会議〉

目　的	自立を阻害する課題を抱える事例の状態改善と QOL の向上
対象者	（一例）低栄養、口腔機能の低下や不衛生、疼痛や服薬管理の困難等の課題を抱え、適切な支援により改善が見込まれる高齢者等
内　容	専門家集団からのアドバイスを参考に今後の支援の在り方を検討
参集者	薬剤師、管理栄養士、理学療法士等の医療関係者、ケアマネジャー、サービス事業所等の介護関係者、地域包括支援センター等

イ　地域ネットワーク会議

日常生活圏域ごとに運用する「地域ネットワーク会議」は、「地域ケア個別会議」と「地域ケアワークショップ」で検討した個別課題から把握された地域課題の解決を目的とするものです。地域包括支援センターを中心に、地域の医療・介護の専門職と地域住民が参集し、地域課題を検討する中で、地域で対応できる課題と市として施策が必要な課題とに分類され、地域にある社会資源の把握・確認により、地域のネットワーク形成や対応力の向上が図られます。

ウ　地域ケア推進会議

「地域ケア推進会議」は、「地域ケア個別会議」と「地域ケアワークショップ」の２つの個別会議から把握した地域課題を整理・分析する中で、明らかとなった市全体の課題の解決を目的とするものです。医療・介護・福祉等の関係機関や住民が連携し、市として解決すべき課題を共有し、協議を重ねる中で、市として必要な施策の展開につなげられるよう、会議の目的を明確化し効果的な運用に努めます。

② 地域包括ケアシステムへの貢献

「地域ケア個別会議」と「地域ケアワークショップ」の2つの個別会議から得られた地域の共通課題やそれを解決する地域の社会資源は、「地域ネットワーク会議」で情報が共有され、ひとり暮らしや認知症の高齢者等への個別支援の場面で活かされるほか、社協の地域福祉コーディネーター※等との共有・連携により、地域における生活支援や地域ぐるみの見守り活動につながっていきます。

また、段階ごとの課題は、在宅医療・介護連携や認知症施策にもつながっていることから、一つひとつの課題解決への取組は、地域包括ケアシステムの充実にも反映されていきます。

■地域ケア会議開催回数の見込み

	第７期（実績）			第８期（目標）		
	平成30年度	令和元年度	令和２年度*	令和３年度	令和４年度	令和５年度
地域ケア個別会議実施回数（回）	22	13	12	25	25	25
自立支援型地域ケア個別会議（地域ケアワークショップ）検討件数(件)	24	32	18	32	32	32
地域ネットワーク会議実施回数（回）	32	10	4	10	10	10
地域ケア推進会議実施回数（回）	0	0	0	1	1	1

＊見込み値

※　地域福祉コーディネーター（CSW＝Community　Social　Worker）
花巻市社会福祉協議会が、市民が安心して暮らせる街を目指した地域福祉活動の効果的な展開に向け配置。生活課題を抱える家庭だけではなく、その地域全体をサポートする視点で、地域に出向き、生活課題や福祉課題を掘り起こし、地域組織の創出など新たな地域福祉づくり活動を展開する。

■花巻市における地域ケア会議サイクル

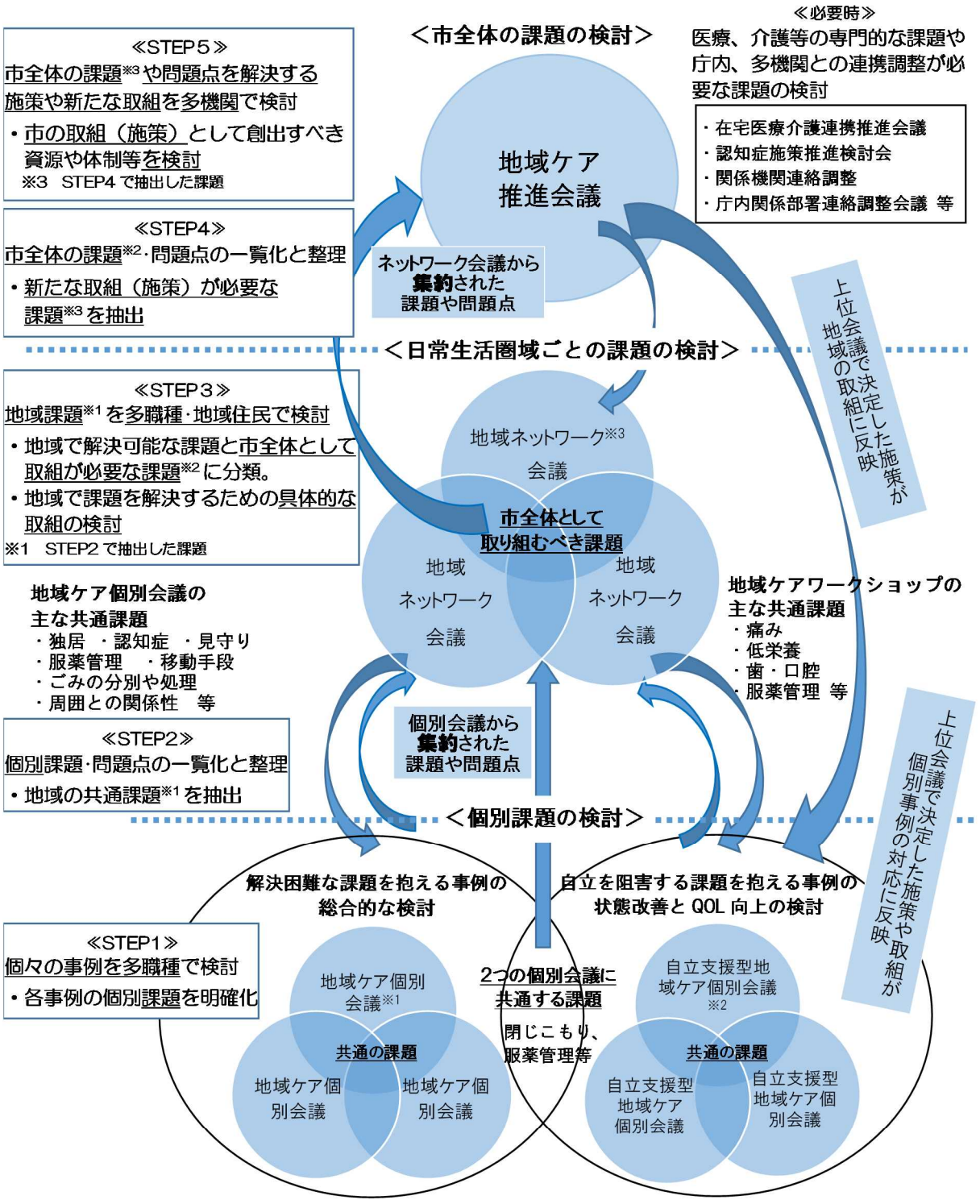

※1　地域ケア個別会議
自分自身で解決できない困難な課題や低栄養、認知症等の周囲からの支援が必要な課題を抱える事例の検討

※2　自立支援型地域ケア個別会議（地域ケアワークショップ）
自立を阻害する課題を抱える事例の状態改善と自立支援による QOL の向上の検討

※3　地域ネットワーク会議（日常生活圏域会議）
地域ケア個別会議から抽出された地域課題を分析し、地域ぐるみで対応可能な課題と、市の施策として取組が必要な課題とに分類。会議を重ねる中で、各地域のネットワーク形成や対応力向上に寄与。

（６）高齢者の居住安定に係わる施策との連携

それぞれの生活のニーズに合った施設情報の提供と、適正なサービスの利用により個人の尊厳が確保されるよう、関係機関と連携するとともに花巻市立地適正化計画の趣旨に基づいた施設整備により、高齢者に対する安定した住まいの確保に努めます。

①　養護老人ホームへの入所措置

環境上及び経済的理由により居宅での生活が困難な高齢者に、入所による適切な施設サービスを提供します。

■養護老人ホームの見込み

	第７期（実績）			第８期（目標）		
	平成30年度	令和元年度	令和２年度*	令和３年度	令和４年度	令和５年度
入所者数※（人）	73	67	67	83	83	83

※入所者数の推計値　　＊見込み値

②　ケアハウス（軽費老人ホーム）

独立して生活することに不安のある高齢者が自立した生活を送ることができるよう、施設情報を提供します。

■ケアハウス（軽費老人ホーム）の見込み

	第７期（実績）			第８期（目標）		
	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
定員数（人）	180	180	180	180	180	180

③　有料老人ホーム

入居者が、安心して快適に生活を送ることができるよう、施設情報を提供します。

■有料老人ホームの見込み

	第７期（実績）			第８期（目標）		
	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
定員数（人）	116	116	201	201	201	201

④　サービス付き高齢者向け住宅

高齢者の居住の安定確保に向け施設情報を提供します。

■サービス付き高齢者向け住宅の見込み

	第７期（実績）			第８期（目標）		
	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
定員数（戸）	97	97	127	127	127	127

２　生活を支援するサービスの充実

（１）相談体制・情報提供の充実

１人ひとりの高齢者のニーズに応じた支援に向け、高齢者相談者等を配置し対応する中で、必要な情報を提供するとともに、状態や状況に応じた高齢福祉サービス等の提供や、高齢者の支援を担う地域包括支援センター等の関係機関につなげます。

（２）高齢者福祉サービスの充実

高齢者が、在宅で安心して日常生活を継続できるよう、本人のニーズにあったサービスを提供します。

①　軽度生活援助事業

日常生活上の援助が必要なひとり暮らし高齢者等に対し、除雪等の軽易な日常生活の支援を行います。

■軽度生活援助事業の見込み

	第７期（実績）			第８期（目標）		
	平成30年度	令和元年度	令和２年度*	令和３年度	令和４年度	令和５年度
利用人数（人）	111	148	115	230	230	230

＊見込み値

②　高齢者福祉タクシー券給付事業

自動車等の移動手段をもたない、80歳以上のひとり暮らし高齢者等に対し、デマンド交通にも利用できるタクシー券を給付し、社会参加への移動手段の支援を行います。

■高齢者福祉タクシー券事業の見込み

	第７期（実績）			第８期（目標）		
	平成30年度	令和元年度	令和２年度*	令和３年度	令和４年度	令和５年度
交付人数（人）	1,536	1,567	1,582	1,590	1,610	1,630

＊見込み値

③　高齢者通院時交通費助成事業≪新規≫

遠隔地等で交通費の負担が大きい、80 歳以上のひとり暮らし高齢者等に対し、通院時のタクシー利用料金を助成し、医療機関受診への移動手段の支援を行います。

■高齢者通院時助成事業の見込み

	第７期（実績）			第８期（目標）		
	平成30年度	令和元年度	令和２年度*	令和３年度	令和４年度	令和５年度
助成人数（人）			3	192	192	192

＊見込み値

④　高齢者住宅改造事業

要支援・要介護認定を受けている高齢者を対象に、自宅で日常生活を送るために必要な住宅改造（手すりの設置、段差解消等）の支援を行います。

■高齢者住宅改造事業の見込み

	第７期（実績）			第８期（目標）		
	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
利用人数（人）	11	8	10	14	14	14

⑤　緊急通報装置設置事業

発作性の疾患があるなど、緊急時の通報手段を必要とするひとり暮らし高齢者等に対し、緊急通報装置を貸与します。

■緊急通報装置設置事業の見込み

	第７期（実績）			第８期（目標）		
	平成30年度	令和元年度	令和２年度*	令和３年度	令和４年度	令和５年度
新規設置件数（件）	5	7	5	15	15	15

＊見込み値

⑥　老人等日常生活用具給付等事業

心身機能の低下により、防火等への配慮が必要なひとり暮らし高齢者等に対し、日常生活用具を給付または貸与します。

■老人等日常生活用具給付等事業の見込み

	第７期（実績）			第８期（目標）		
	平成30年度	令和元年度	令和２年度*	令和３年度	令和４年度	令和５年度
延べ利用人数（人）	8	6	9	10	10	10

＊見込み値

⑦　寝具洗濯乾燥消毒サービス事業

寝たきり高齢者等に対し、寝具の洗濯・乾燥・消毒サービスを提供します。

■寝具洗濯乾燥消毒サービス事業の見込み

	第７期（実績）			第８期（目標）		
	平成30年度	令和元年度	令和２年度*	令和３年度	令和４年度	令和５年度
延べ利用人数（人）	5	12	4	25	27	29

＊見込み値

⑧　訪問理美容サービス事業

散髪等に行くことが困難な高齢者等に対し、理美容師による訪問理美容サービスに係る出張費を支援します。

■訪問理美容サービス事業の見込み

	第７期（実績）			第８期（目標）		
	平成30年度	令和元年度	令和２年度*	令和３年度	令和４年度	令和５年度
延べ利用人数（人）	8	13	12	28	30	32

＊見込み値

⑨　地域自立生活支援事業（配食サービス）

ひとり暮らし高齢者等の低栄養状態の改善を図るため食事の提供とともに、安否確認の支援を行います。

■訪問サービス事業（配食）の見込み

	第７期（実績）			第８期（目標）		
	平成30年度	令和元年度	令和２年度*	令和３年度	令和４年度	令和５年度
実利用者数（人）	92	79	70	88	88	88

＊見込み値

（３）家族介護者・在宅要介護者への支援

在宅において安心して介護を継続できるよう家族介護者と在宅要介護者を支援します。

①　在宅介護者訪問相談事業

在宅介護者宅を訪問し、介護や生活上の相談、不安や悩みなどの傾聴支援を行います。

■在宅介護者訪問相談事業の見込み

	第７期（実績）			第８期（目標）		
	平成30年度	令和元年度	令和２年度*	令和３年度	令和４年度	令和５年度
実訪問回数（回）	581	488	480	512	492	472

＊見込み値

②　家族介護用品支給事業

要介護４・５の方を在宅介護している市民税非課税世帯に対し、在宅介護に必要な紙おむつ・尿取りパッドなど、介護用品の購入費用の補助をします。

■家族介護用品支給事業の見込み

	第７期（実績）			第８期（目標）		
	平成30年度	令和元年度	令和２年度*	令和３年度	令和４年度	令和５年度
実利用者数（人）	42	34	32	50	60	70

＊見込み値

（４）地域における生活支援の充実

高齢者が住み慣れた場所で自立した生活を送ることができるよう、地域で行う介護予防と生活支援の体制づくりに取り組みます。

■花巻市における介護予防・生活支援サービス事業

	①　訪問型サービス			②通所型サービス	
サービスの種類	ア　従前相当 訪問介護サービス	イ　訪問型 サービスＡ	ウ　ご近所 サポーター事業	ア　従前相当 通所介護サービス	イ　通所型 サービスＡ
サービスの内容	ヘルパーが自宅を訪問し、利用者の体に触れる介護や生活を支援	掃除、ゴミ出し、洗濯、ベッドメイク、衣類の整理、調理、買い物等の利用者の体に触れない生活援助	利用者の体に触れない生活援助※ （各団体ごとに提供メニュー、利用料を設定）	デイサービスで食事や入浴等のサービスや、生活機能の維持向上のための体操等を支援	ミニデイサービス ３時間程度で、「元気でまっせ体操」を始め、運動やレクリエーション等を実施
サービス提供者	介護事業者	ＮＰＯ法人 民間事業所	住民ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ団体 地域団体等	介護事業者	ＮＰＯ法人 民間事業所 介護事業所等

<サービスの種類>①及び②のア：従前の介護給付における「介護予防サービス」と同様のサービス
①及び②のイ：従前の介護給付における「介護予防サービス」の基準を緩和したサービス
※生活援助：掃除、ゴミ出し、除雪、話し相手、自動車による病院・買い物等の付添支援　等

①　訪問型サービス

ア　従前相当訪問介護サービス（従前の介護予防サービスと同様サービス）

身体介護や生活支援を必要とする方を対象に、市の指定を受けた事業者の訪問介護員によるサービスを提供します。

■従前相当の訪問介護サービス利用回数の見込み

	第７期（実績）			第８期（目標）		
	平成30年度	令和元年度	令和２年度*	令和３年度	令和４年度	令和５年度
延べ利用回数（回）	21, 116	20, 566	16, 645	16, 405	15, 347	14, 288

＊見込み値

イ　訪問型サービスＡ（緩和した基準によるサービス）

シルバー人材センター等に登録（所属）する住民ボランティアが自宅を訪問し、生活援助を提供します。

■訪問型サービスＡ利用回数の見込み

	第７期（実績）			第８期（目標）		
	平成30年度	令和元年度	令和２年度*	令和３年度	令和４年度	令和５年度
延べ利用回数（回）	658	1, 534	3, 686	2, 745	2, 966	3, 177

＊見込み値

ウ　訪問型サービスＢ（ご近所サポーター事業）

地域団体に登録（所属）する住民ボランティアが自宅を訪問し、地域の実情を踏まえた必要な生活援助を提供します。

■訪問型サービスＢ（ご近所サポーター事業）利用者の見込み

	第７期（実績）			第８期（目標）		
	平成30年度	令和元年度	令和２年度*	令和３年度	令和４年度	令和５年度
実利用者数（人）	5	8	42	51	57	63
サービス提供団体数	2	3	8	11	13	15

＊見込み値

②　通所型サービス

ア　従前相当通所介護サービス（従前の介護予防サービスと同様サービス）

生活機能の向上が必要な方を対象に、市の指定を受けた事業者がサービス等を提供します。

■通所介護型サービス利用回数の見込み

	第７期（実績）			第８期（目標）		
	平成30年度	令和元年度	令和２年度*	令和３年度	令和４年度	令和５年度
延べ利用回数（回）	50, 236	51, 035	49, 900	49, 216	49, 392	49, 451

＊見込み値

イ　通所型サービスＡ（緩和した基準によるサービス）

ＮＰＯや民間事業者、ボランティアが主体となり、高齢者の閉じこもり予防や自立支援に向け体操・運動等の活動の場を提供します。

■通所型サービスＡ利用回数の見込み

	第７期（実績）			第８期（目標）		
	平成30年度	令和元年度	令和２年度*	令和３年度	令和４年度	令和５年度
延べ利用回数（回）	1, 339	1, 781	1, 756	1, 706	1, 706	1, 706

＊見込み値

３　地域での見守りの仕組みづくり

（１）見守り助け合える地域づくり

いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、市民の身近な相談窓口である地域包括支援センターの機能強化に努め、関係機関が情報共有し、権利擁護をはじめ高齢者の生活を包括的・継続的に支える体制を整備するとともに、地域包括支援センターを中核とし、住民同士がお互いに見守り助け合えるような地域づくりに努めます。

（２）高齢者権利擁護体制の充実

高齢者の権利擁護について普及啓発に努めるとともに、関係機関と連携を図りながら権利擁護体制を充実します。

①　高齢者虐待防止対策の推進

高齢者の人権や虐待防止について、市民や関係機関への啓発に努めます。

また、関係機関や専門機関との連携を深め、高齢者虐待を早期発見し、適切に対応していきます。

②　成年後見制度等の周知と利用促進

成年後見制度（以下、「制度」という。）について、これまで、判断能力が低下した認知症高齢者等を対象に、一定の要件のもとで家庭裁判所への申立費用や後見人等に支払う報酬の助成や、本人やその親族に代わる市長申立により、制度の適正利用に努めてきたほか、社協との共催による成年後見制度講演会や認知症セミナー等を介し、制度の周知に努めてきましたが、全国同様に理解が進んでいない状況です。

本市は、これから一層高齢化が進展し、ひとり暮らしや認知症の高齢者、親亡き後の支援が必要な障がい者等が増加すると見込まれており、介護サービス利用の契約や預貯金等の財産管理といった、専門性の高い支援を必要とする方が増えると想定されております。こうした状況を踏まえ、適切な判断ができない方を法律的に保護し、支える成年後見制度について、当該制度の活動を行っている市内法人及び司法書士等の専門職と連携を図り、制度を担う人材の確保を進めるとともに市民後見や法人後見など、本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断を行う組織となる地域連携ネットワークの組織化や、その事務を担う中核機関について、令和4年度の設置を目指します。

■成年後見制度の概要

成年後見制度とは、認知症や知的・精神の障がい等により判断能力が十分でないため、日常生活や財産の管理等に支障がある方の権利を守り、本人の望む生活や財産を法律的に保護するための制度です。

高齢化が進展する中、認知症等により判断能力が十分でない方を社会全体で支えていく有効な手段の一つとして、成年後見制度の利用促進が問われていますが、全国的に制度の理解が進んでいない現状です。

４　災害対策・感染症対策の推進≪新規≫

（１）災害時に備えた取組

近年の災害の発生状況を踏まえ、日頃から防災関係機関や庁内関係部署、介護事業所等と連携し、避難訓練の実施、洪水被害や土砂災害などの災害リスクの確認、災害時に必要な食糧、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資の備蓄・調達状況の確認を行います。

また、災害が発生した場合であっても、介護事業所等において、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制が構築されるよう、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施を支援します。

特に、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等に所在する介護事業所等に対しては、「花巻市地域防災計画」に沿い、災害に関する具体的計画の策定を指導するとともに、策定後は定期的に避難に要する時間や避難経路等の計画内容の確認を促します。

さらに、高齢者等の防災意識を高め、災害時に安全・的確な行動につなげるため、「通いの場」等の地域の交流の機会をとらえて、平時・災害時にとるべき行動や洪水・土砂災害等の災害リスクを把握するためにハザードマップ等の見方などについて、出前講座等を活用して周知していきます。

（２）感染症に備えた取組

新型コロナウイルス感染症などの流行を踏まえ、「花巻市新型インフルエンザ等対策行動計画」と整合性を図りつつ、介護事業所等に対して、感染症対策に係る情報の周知を図り、感染症対策のための指針の整備、感染症に対する研修、感染症発生時を想定した訓練の実施等、介護事業所等における感染症の発生及びまん延防止に関する取組の推進を支援します。

また、感染症が発生した場合であっても、介護事業所等において、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制が構築されるよう、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施を支援します。さらにマスク、消毒液等感染症対策に必要な物資の不足が見込まれる場合は、関係機関と連携し、すみやかに確保が図られるよう支援します。

さらに、高齢者等の感染症対策への意識向上として、「通いの場」等、地域の団体に対し、自治公民館利用時の指針に沿い、活動時の検温や手洗い、換気等の感染拡大防止対策を周知するほか、自宅での検温や体調観察等の感染症への罹患予防に向けた健康管理の普及啓発に努めます。

施策目標Ⅳ　介護保険サービスの充実

～持続可能な介護保険事業の運営～

高齢化が進展する一方で介護分野の人的制約が強まる中、サービスの質を確保し、必要なサービスを提供できる体制を維持するために、効果的・効率的な介護保険事業を運営します。

１　効果的・効率的な介護保険事業の運営

（１）保険者機能の強化

効果的・効率的な介護保険事業を運営するためには、高齢者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができること、要介護状態等になることの予防、要介護状態等の軽減・悪化の防止に資する取組が重要です。

自立支援・重度化防止の取組を推進するために、PDCAサイクル（P91参照）を活用し、保険者機能の強化に努めます。

①　適切な要介護認定及び介護保険サービスの適正な供給

介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要とする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供することができるよう促します。

②　事業者の指定、指導・監督

地域密着型サービス事業者及び居宅介護支援事業者の指定にあたっては、条例で定める指定基準に従い運営状況を的確に把握したうえで適正に行っていきます。

また、事業者への指定基準の遵守の徹底とサービスの質的向上を図るため、実地による調査体制を強化し適切な指導・監督を行っていきます。

③　業務の効率化の推進≪新規≫

県と連携しながら、個々の申請様式・添付書類や手続きに関する簡素化、様式例の活用による標準化及び ICT 等の活用を進め、事業者の負担軽減及び市の業務効率化に取り組みます。

データ利活用の際には個人情報の取り扱いに十分配慮しつつ、活用促進の環境整備を進めていきます。

（２）介護保険サービスの確保・質の向上

自立支援・重度化防止に資する、質の高いサービスを安定して提供できる体制づくりに取り組みます。

①　人材の確保・養成・研修体制の充実

奨学金返還者への支援や高校生、中学生等を対象とした介護の仕事やその魅力を紹介する『介護のお仕事セミナー』の開催等により、介護人材の確保に取り組むとともに、介護保険サービスに携わる様々な人々が、その役割を十分に担うことが可能になるよう、研修機会などの情報提供に努めます。

②　介護人材の定着の支援≪新規≫

介護離職防止の観点から労働担当部局と連携した職場環境の改善に関する普及啓発等、介護職員の定着に向けた取組を進めます。

また、介護現場の職場環境の改善のため、介護ロボット・ICTの普及促進等、業務効率化の取組に努めます。

③　サービス事業者の確保と連携

介護保険サービス提供事業者の新規参入、もしくは既存事業者の事業拡大にあたっては、地域の介護ニーズに関する情報を収集するとともに、事業者に対する情報の提供を図ります。

④　介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質・専門性の向上

介護保険サービスの適正利用推進に向け、介護支援専門員の資質の向上を図るため、市及び地域包括支援センター主催による研修を定期的に開催します。

⑤　施設サービスの質的向上

高齢者の豊かな暮らしに向け生活環境の整備を図るとともに、利用者等の意見も反映した客観的な第三者評価制度の活用を図るなど、サービスの質の向上を図ります。

⑥　自己評価システムの促進と第三者評価の推進

サービス事業者に対し、サービスの質的向上に向けた自己評価システムの導入を促進するとともに、定期的に第三者評価を行うなど、サービス利用者から信頼される事業者であり続けるように指導や要請を行います。

⑦　相談・苦情対応体制の充実

利用者が、快適に、適正な介護保険サービスを利用できるよう、サービス事業所のほか、市、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所などで苦情相談に対応します。

また、必要に応じて、要介護認定等に対する不服申し立てについては「県介護保険審査会」が、サービス内容に対する苦情については「県国民健康保険団体連合会（国保連）」が、各々対応します。

⑧　個人情報の保護

個人情報の取り扱いについては、情報漏洩事故につながらないよう、県等とともに各事業所の個人情報の保護について指導します。

⑨　事業者の介護保険サービス情報の公表

介護保険サービス事業者には、サービス内容や運営状況、職員体制、施設設備、利用料金、サービス提供時間等に関する情報の開示・公表が義務づけられているところであり、利用者によるサービスの選択が適切に行われるよう、市のホームページ等から接続できる「けあプロnavi」等により、介護事業所一覧や所在地、事業内容等の情報の提供に努めます。

トピックス

「介護人材確保事業」

市では介護人材の確保と定着を図るため、2つの事業を実施しています。

＜介護のお仕事セミナー＞

介護の仕事の内容や魅力などを紹介するため、介護事業所の若手職員が講師となり、市内の高校生等を対象に開催しているセミナーです。

若手職員の実体験を聴き、生徒からは、「食事は同じものではなく、柔らかさなど、その人に合わせて工夫をしているのが印象に残った。」「人との関わりにやりがいを感じることが素晴らしい」などの感想が寄せられました。

グループディスカッションの様子

＜奨学金返還補助＞

花巻市奨学金の貸与を受けて修学し、市内の事業所で、資格に基づく業務に就く場合、市奨学金の返還額の半額を最大 5 年間補助します。

（３）介護給付適正化に向けた取組

国が令和２年９月３日に策定した「「介護給付適正化計画」に関する指針」に掲げる以下の適正化主要事業に取り組みます。

①　要介護認定の適正化

要介護認定（新規・更新・変更）に係る認定調査（委託・直営）の内容について、書面により点検を行い、要介護認定の平準化を図ります。

認定調査項目別の選択状況の見直しについては、本市における傾向を把握分析し、全国平均値と差がある項目を重点的に、研修会などを実施していきます。

	第７期（実績）			第８期（目標）		
	平成30年度	令和元年度	令和２年度*	令和３年度	令和４年度	令和５年度
点検する認定調査	全件 (6, 429件)	全件 (6, 328件)	全件 (5, 255件)	全ての認定調査		
認定調査項目（全74項目）別の選択状況の全国保険者との比較において、業務分析データの箱ひげ図から飛び出している調査項目数	9項目	8項目	9項目	9項目	9項目	9項目

＊見込み値

②　ケアプランの点検

居宅介護サービス計画等の記載内容について、介護支援専門員とともに確認検証しながら、介護支援専門員の「気づき」を促すとともに、「自立支援に資するケアマネジメント」の実践に向けた取組の支援を行います。

ケアマネジメント力の向上につながる効果的なケアプラン点検を行えるよう、点検体制を見直します。

	第７期（実績）			第８期（目標）		
	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
点検実施事業所数	10事業所	12事業所	12事業所	48事業所	48事業所	48事業所
点検で改善を促した項目の点検後改善率≪新規≫				60%	60%	60%

③　リハビリテーション専門職による住宅改修の点検≪新規≫

利用者の状態にあった効果的な住宅改修のためには、ケアマネジャーまたは福祉住環境コーディネーターとリハビリテーション専門職との連携が重要です。ケアマネジャーまたは福祉住環境コーディネーターが住宅改修を検討する初期の段階で、リハビリテーション専門職が関与できる流れとなるよう点検体制を検討します。

	第７期（実績）			第８期（目標）		
	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
実施件数				花巻市高齢者等住宅改造事業費補助金の交付を伴う居宅介護住宅改修（介護予防住宅改修）全件		

④　縦覧点検・医療情報との突合≪新規≫

受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況（請求明細書内容）を確認し、提供されたサービスの整合性等の点検を行う「縦覧点検」及び受給者の後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報情報と介護保険の給付状況を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行う「医療情報との突合」を実施します。

	第７期（実績）			第８期（目標）		
	平成30年度	令和元年度	令和２年度＊	令和３年度	令和４年度	令和５年度
岩手県国保連合会による縦覧点検結果の確認	年3回 （8,408件）	年3回 （7,981件）	集計中	年3回	年3回	年3回
岩手県国保連合会による医療情報との突合点検結果の確認	毎月 （224件）	毎月 （173件）	集計中	毎月	毎月	毎月

⑤　介護給付費通知

市から利用者本人（家族を含む）に対して、事業者からの介護報酬の請求の状況及び介護サービスの給付状況等を通知することにより、利用者及び事業者に対して、適切な介護サービスの利用及び提供の普及啓発を図ります。

	第７期（実績）			第８期（目標）		
	平成30年度	令和元年度	令和２年度＊	令和３年度	令和４年度	令和５年度
実施回数（件）	1回 （2,348件）	1回 （2,400件）	1回 （2,447件）	毎年1回3月に10～12月の実績を居宅サービス利用者に通知		

＊見込み値

２　第８期における介護保険サービスの提供

（１）地域ニーズにあった介護保険サービスの提供

本人の希望や状態に対応するとともに、介護者の負担を軽減する介護サービスを提供します。サービス量を見込む際には移動や地域の特性などを踏まえて計画します。

①　住み慣れた地域で暮らし続けられるサービス基盤の充実

自宅で生活を続けることが困難になっても、可能な限り住み慣れた地域で生活が続けられるよう、身近な地域でのサービス基盤の充実を図ります。

②　介護者の介護離職を防ぐ基盤整備

特別養護老人ホーム入所待機者の解消を図り、介護を理由とする介護者のやむを得ない離職を防ぎます。

③　県の医療計画との整合性の確保

「岩手県保健医療計画」との整合性を確保し、療養病床から在宅医療や介護施設サービスへの移行によって生じる、介護サービス等の需要（追加的需要）に対応します。

④　地域に根ざしたサービスの実現

地域密着型サービスは、本市の果たすべき役割が特に大きいことから、サービス事業者との連携を強化し、地域におけるサービス基盤の充実を図ります。

（２）介護保険サービスの基盤整備計画

多様化する介護ニーズに対応した介護保険サービスが提供されるよう、整備に当たっては、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況、要介護者等の人数、利用状況等を勘案して計画的に必要な基盤整備を行っていきます。

■地域密着型サービスの整備計画

		令和３年度	令和４年度	令和５年度
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	ユニット数		1	
	定員数（人）		9	

（３）居宅サービスの提供（実績と見込み）

※【介】は介護給付（要介護１～５の方に対する給付）、【予】は予防給付（要支援１・２の方に対する給付）を示しています。介護予防サービスは名称に「介護予防」がつきますが、省略して表記しています。

※給付費は年間累計の金額、人数は1月当たりの利用者数です。

①　訪問介護　【介】

		実　績		見　込	計　画			
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和７年度
介護給付	給付費(千円)	478,100	469,894	514,097	520,761	531,233	548,304	559,680
	回　数（回）	15,563	14,891	15,967	15,999	16,315	16,828	17,194
	人　数（人）	743	676	677	679	680	681	692

②　訪問入浴介護　【介・予】

		実　績		見　込	計　画			
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和７年度
介護給付	給付費(千円)	52,978	51,702	53,271	55,272	57,365	58,351	58,762
	回　数（回）	379	367	395	386	400	407	410
	人　数（人）	81	79	83	84	85	86	86
予防給付	給付費(千円)	1,086	617	242	221	221	221	221
	回　数（回）	11	7	3	2	2	2	2
	人　数（人）	3	2	1	1	1	1	1

③　訪問看護　【介・予】療養病床から在宅医療等への移行により生じる「追加的需要分」含む

		実　績		見　込	計　画			
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和７年度
介護給付	給付費(千円)	138,459	131,624	129,842	131,582	131,254	130,017	129,854
	回　数（回）	1,794	1,799	1,861	1,797	1,791	1,771	1,762
	人　数（人）	344	331	325	328	328	328	328
予防給付	給付費(千円)	15,019	15,916	14,839	13,851	13,726	13,594	13,594
	回　数（回）	291	328	297	279	276	273	273
	人　数（人）	52	54	54	50	50	50	50

④ 訪問リハビリテーション 【介・予】

		実績		見込	計画			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
介護給付	給付費(千円)	15,090	14,510	14,046	13,765	13,728	13,719	13,702
	回数(回)	450	426	425	402	401	401	400
	人数(人)	44	43	40	38	38	38	38
予防給付	給付費(千円)	1,555	1,563	1,356	1,346	1,339	1,330	1,323
	回数(回)	48	50	45	42	42	42	41
	人数(人)	5	5	5	5	5	5	5

⑤ 居宅療養管理指導 【介・予】

		実績		見込	計画			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
介護給付	給付費(千円)	12,013	12,887	13,419	13,761	14,182	14,647	14,737
	人数(人)	136	156	154	164	170	175	177
予防給付	給付費(千円)	517	466	613	598	598	598	598
	人数(人)	5	5	6	6	6	6	6

⑥ 通所介護 【介】

		実績		見込	計画			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
介護給付	給付費(千円)	1,091,948	1,069,140	1,114,027	1,139,604	1,168,247	1,190,673	1,216,651
	回数(回)	11,379	11,225	11,758	12,019	12,285	12,477	12,690
	人数(人)	1,329	1,296	1,319	1,374	1,407	1,428	1,438

⑦ 通所リハビリテーション 【介・予】

		実績		見込	計画			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
介護給付	給付費(千円)	189,337	184,471	196,976	206,098	210,417	224,451	230,039
	回数(回)	1,997	1,912	2,004	2,074	2,116	2,236	2,319
	人数(人)	335	323	321	329	331	346	349
予防給付	給付費(千円)	56,788	55,146	52,119	51,075	51,369	51,635	51,900
	人数(人)	152	149	136	132	133	134	135

⑧ 短期入所生活介護　【介・予】

		実　績		見　込	計　画			
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和７年度
介護給付	給付費(千円)	689,149	766,247	787,961	806,796	828,693	846,103	864,052
	日　数（日）	7,465	8,333	8,435	8,664	8,851	9,007	9,178
	人　数（人）	623	645	614	666	677	686	696
予防給付	給付費(千円)	10,902	10,185	8,985	8,815	8,774	8,728	8,689
	日　数（日）	160	142	128	126	125	125	124
	人　数（人）	28	26	20	18	18	18	18

⑨　短期入所療養介護　【介・予】

		実　績		見　込	計　画			
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和７年度
介護給付	給付費(千円)	41,090	43,820	55,249	62,648	68,523	74,608	77,015
	日　数（日）	334	356	406	495	545	589	601
	人　数（人）	39	37	40	43	47	50	50
予防給付	給付費(千円)	178	74	492	452	452	452	452
	日　数（日）	2	1	7	4	4	4	4
	人　数（人）	0	0	1	1	1	1	1

⑩　福祉用具貸与　【介・予】

		実　績		見　込	計　画			
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和７年度
介護給付	給付費(千円)	259,142	265,436	268,816	275,036	279,299	283,562	287,670
	人　数（人）	1,558	1,554	1,594	1,640	1,659	1,678	1,696
予防給付	給付費(千円)	26,513	29,723	31,099	31,258	31,416	31,605	31,605
	人　数（人）	411	455	445	465	468	471	471

⑪　特定福祉用具販売　【介・予】

		実　績		見　込	計　画			
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和７年度
介護給付	給付費(千円)	7,208	8,680	7,215	8,353	8,353	8,353	8,353
	人　数（人）	24	29	26	32	32	32	32
予防給付	給付費(千円)	2,245	2,609	1,974	2,426	2,426	2,426	2,426
	人　数（人）	9	11	7	9	9	9	9

⑫ 住宅改修費 【介・予】

		実績		見込	計画			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
介護給付	給付費(千円)	11,224	12,784	11,307	12,387	12,387	12,387	12,678
	人数(人)	9	10	10	12	12	12	12
予防給付	給付費(千円)	6,196	6,596	7,089	7,490	7,490	7,490	7,490
	人数(人)	6	5	6	8	8	8	8

⑬ 特定施設入居者生活介護 【介・予】

		実績		見込	計画			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
介護給付	給付費(千円)	150,474	166,150	188,634	229,842	265,220	274,504	279,480
	人数(人)	68	74	84	103	119	123	123
予防給付	給付費(千円)	10,620	10,053	9,014	9,044	9,049	9,049	9,049
	人数(人)	10	9	8	8	8	8	8

⑭ 居宅介護支援・介護予防支援 【介・予】

		実績		見込	計画			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
介護給付	給付費(千円)	452,314	449,311	459,796	470,267	480,023	487,125	488,620
	人数(人)	2,511	2,458	2,500	2,528	2,562	2,596	2,603
予防給付	給付費(千円)	30,394	32,432	31,469	30,888	31,012	31,278	31,278
	人数(人)	570	612	586	579	581	586	586

（４）地域密着型サービスの提供（実績と見込み）

①　定期巡回・随時対応型訪問介護看護　【介】

		実　績		見　込	計　　画			
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和７年度
介護給付	給付費(千円)	1,624	1,597	2,961	0	0	0	0
	人　数（人）	2	1	1	0	0	0	0

※必要により対応します。

②　夜間対応型訪問介護　【介】

		実　績		見　込	計　　画			
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和７年度
介護給付	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	0
	人　数（人）	0	0	0	0	0	0	0

※必要により対応します。

③　地域密着型通所介護　【介】

		実　績		見　込	計　　画			
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和７年度
介護給付	給付費(千円)	230,365	230,277	231,611	232,119	232,248	232,248	232,248
	回　数（回）	2,358	2,333	2,368	2,353	2,353	2,353	2,353
	人　数（人）	308	299	280	293	293	293	293

④　認知症対応型通所介護　【介・予】

		実　績		見　込	計　　画			
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和７年度
介護給付	給付費(千円)	102,934	88,526	65,178	67,374	67,678	67,944	67,411
	回　数（回）	755	647	454	475	477	479	475
	人　数（人）	81	70	54	57	57	57	57
予防給付	給付費(千円)	1,575	2,204	268	474	474	474	474
	回　数（回）	14	19	2	4	4	4	4
	人　数（人）	2	3	0	1	1	1	1

⑤　小規模多機能型居宅介護　【介・予】

		実　績		見　込	計　　画			
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和７年度
介護給付	給付費(千円)	183,438	181,506	198,848	199,036	199,147	199,147	199,147
	人　数（人）	77	74	79	83	83	83	83
予防給付	給付費(千円)	8,957	5,307	8,090	8,671	8,676	8,676	8,676
	人　数（人）	11	7	11	11	11	11	11

⑥　認知症対応型共同生活介護　【介・予】
（認知症高齢者グループホーム）

※令和４年度９床整備予定

		実　績		見　込	計　画			
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和７年度
介護給付	給付費(千円)	614,534	628,700	593,431	594,341	621,502	621,502	621,502
	人　数（人）	209	210	199	197	206	206	206
予防給付	給付費(千円)	4,707	2,508	1,542	2,089	2,090	2,090	2,090
	人　数（人）	2	1	1	1	1	1	1

⑦　地域密着型特定施設入居者生活介護　【介】

		実　績		見　込	計　画			
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和７年度
介護給付	給付費(千円)	40,635	35,782	28,634	30,040	30,057	30,057	30,057
	人　数（人）	18	17	14	17	17	17	17

⑧　地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護　【介】
（地域密着型特別養護老人ホーム）

		実　績		見　込	計　画			
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和７年度
介護給付	給付費(千円)	650,423	663,271	739,193	859,242	920,789	939,725	958,522
	人　数（人）	200	198	204	252	272	290	290

⑨　看護小規模多機能型居宅介護　【介】

		実　績		見　込	計　画			
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和７年度
介護給付	給付費(千円)	18,861	75,144	83,011	84,340	84,387	84,387	84,387
	人　数（人）	7	24	26	28	28	28	28

（５）施設サービスの提供（実績と見込み）

①　介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）【介】※令和４年度 12 床増床予定

		実　績		見　込	計　　画			
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和７年度
介護給付	給付費(千円)	1, 839, 067	1, 841, 620	1, 899, 896	1, 920, 398	1, 935, 746	1, 957, 707	1, 958, 474
	人　数（人）	621	616	616	616	621	628	628

②　介護老人保健施設（老人保健施設）　【介】

療養病床から在宅医療等への移行によって生じる「追加的需要分」を含む

		実　績		見　込	計　　画			
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和７年度
介護給付	給付費(千円)	1, 283, 080	1, 273, 068	1, 236, 787	1, 274, 250	1, 274, 957	1, 274, 957	1, 274, 957
	人　数（人）	410	405	388	398	398	398	398

③　介護医療院　【介】

		実　績		見　込	計　　画			
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和７年度
介護給付	給付費(千円)	4, 292	5, 081	5, 154	0	0	0	0
	人　数（人）	1	1	1	0	0	0	0

※必要により対応します。

④　介護療養型医療施設（病院）　【介】

		実　績		見　込	計　　画			
		平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和７年度
介護給付	給付費(千円)	5, 107	5, 444	0	0	0	0	
	人　数（人）	1	1	0	0	0	0	

※必要により対応します。

第５章

介護保険給付費の見込みと介護保険料の算出

■第５章　介護保険給付費の見込みと介護保険料の算出

１　介護保険事業費の推計

（１）推計方法の手順

第8期計画の介護保険サービス事業費の推計は、第7期計画のサービス利用実績等をもとに下記の手順により見込みました。

■介護保険料の推計手順

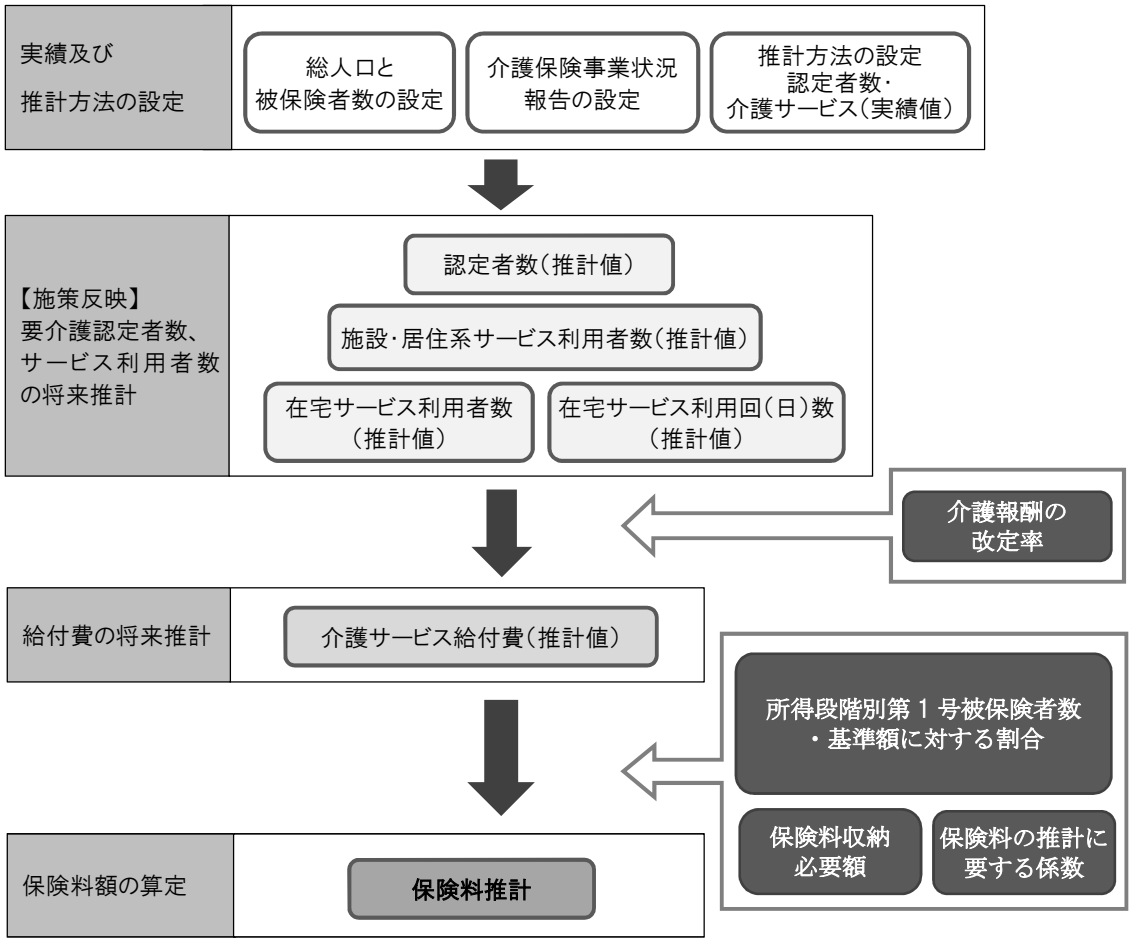

（２）介護保険サービス給付費の見込み

各サービス給付費の推計は、下記のとおりです。

①　居宅サービス給付費

単位：千円

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和７年度
ア　訪問介護	520, 761	531, 233	548, 304	559, 680
イ　訪問入浴介護	55, 272	57, 365	58, 351	58, 762
ウ　訪問看護	131, 582	131, 254	130, 017	129, 804
エ　訪問リハビリテーション	13, 765	13, 728	13, 719	13, 702
オ　居宅療養管理指導	13, 761	14, 182	14, 647	14, 737
カ　通所介護	1, 139, 604	1, 168, 247	1, 190, 673	1, 216, 651
キ　通所リハビリテーション	206, 098	210, 417	224, 451	230, 039
ク　短期入所生活介護	806, 796	828, 693	846, 103	864, 052
ケ　短期入所療養介護（老健）	62, 648	68, 523	74, 608	77, 015
コ　短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0
サ　短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0
シ　福祉用具貸与	275, 036	279, 299	283, 562	287, 670
ス　特定福祉用具購入費	8, 353	8, 353	8, 353	8, 353
セ　住宅改修費	12, 387	12, 387	12, 387	12, 678
ソ　特定施設入居者生活介護	229, 842	265, 220	274, 504	279, 480
タ　居宅介護支援	470, 267	480, 023	487, 125	488, 620

②　地域密着型サービス給付費

単位：千円

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和７年度
ア　定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0
イ　夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
ウ　地域密着型通所介護	232, 119	232, 248	232, 248	241, 407
エ　認知症対応型通所介護	67, 374	67, 678	67, 944	69, 311
オ　小規模多機能型居宅介護	199, 036	199, 147	199, 147	202, 349
カ　認知症対応型共同生活介護	594, 341	621, 502	621, 502	621, 502
キ　地域密着型特定施設入居者生活介護	30, 040	30, 057	30, 057	30, 057
ク　地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護	859, 242	920, 789	939, 725	958, 522
ケ　看護小規模多機能型居宅介護	84, 340	84, 387	84, 387	88, 438

③　施設サービス給付費

単位：千円

	令和 ３年度	令和 ４年度	令和 ５年度	令和 ７年度
ア　介護老人福祉施設	1, 920, 398	1, 935, 746	1, 957, 707	1, 958, 474
イ　介護老人保健施設	1, 274, 250	1, 274, 957	1, 274, 957	1, 274, 957
ウ　介護医療院	0	0	0	0
エ　介護療養型医療施設	0	0	0	0

④　介護予防給付費

単位：千円

	令和 ３年度	令和 ４年度	令和 ５年度	令和 ７年度
ア　介護予防訪問入浴介護	221	221	221	221
イ　介護予防訪問看護	13, 851	13, 726	13, 594	13, 594
ウ　介護予防訪問リハビリテーション	1, 346	1, 339	1, 330	1, 323
エ　介護予防居宅療養管理指導	598	598	598	598
オ　介護予防通所リハビリテーション	51, 075	51, 369	51, 635	51, 900
カ　介護予防短期入所生活介護	8, 815	8, 774	8, 728	8, 689
キ　介護予防短期入所療養介護（老健）	452	452	452	452
ク　介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0
ケ　介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0
コ　介護予防福祉用具貸与	31, 258	31, 416	31, 605	31, 605
サ　特定介護予防福祉用具購入費	2, 426	2, 426	2, 426	2, 426
シ　介護予防住宅改修	7, 490	7, 490	7, 490	7, 490
ス　介護予防特定施設入居者生活介護	9, 044	9, 049	9, 049	9, 049
セ　介護予防支援	30, 888	31, 012	31, 278	31, 278

⑤　地域密着型介護予防サービス給付費

単位：千円

	令和 ３年度	令和 ４年度	令和 ５年度	令和 ７年度
ア　介護予防認知症対応型通所介護	474	474	474	474
イ　介護予防小規模多機能型居宅介護	8, 671	8, 676	8, 676	8, 676
ウ　介護予防認知症対応型共同生活介護	2, 089	2, 090	2, 090	2, 090

⑥　介護サービス給付費計

単位：千円

介護サービス給付費計（①～⑤）	9, 376, 010	9, 604, 547	9, 744, 124	9, 856, 175

（３）標準給付費

単位：千円

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	合　計	令和７年度
介護サービス給付費	9, 376, 010	9, 604, 547	9, 744, 124	28, 724, 681	9, 856, 175
特定入所者介護サービス費等給付額※	435, 428	409, 071	413, 516	1, 258, 015	418, 028
高額介護サービス費等給付額※	228, 323	241, 046	253, 580	722, 949	274, 588
高額医療合算介護サービス費等給付額	23, 963	26, 214	28, 676	78, 853	34, 317
審査支払手数料	9, 510	9, 523	9, 538	28, 571	9, 566
標準給付費見込額	10, 073, 234	10, 290, 401	10, 449, 434	30, 813, 069	10, 592, 673

※　財政影響額調整後

（４）地域支援事業費

単位：千円

		令和３年度	令和４年度	令和５年度	合　計	令和７年度
介護予防・日常生活支援総合事業費		351, 511	351, 194	350, 379	1, 053, 084	355, 830
包括的支援事業		160, 527	170, 112	179, 683	510, 322	180, 399
	地域包括支援センター運営費及び任意事業費	136, 559	137, 266	137, 977	411, 802	138, 693
	社会保障充実分	23, 968	32, 846	41, 706	98, 520	41, 706
地域支援事業費見込額		512, 038	521, 306	530, 062	1, 563, 406	536, 229

２　介護保険料の設定

（１）介護保険料の段階設定

所得段階に応じた介護保険料を設定することで低所得者への負担軽減となるよう、本市では所得段階を１１段階に分けた介護保険料を設定しています。

■保険料率の設定

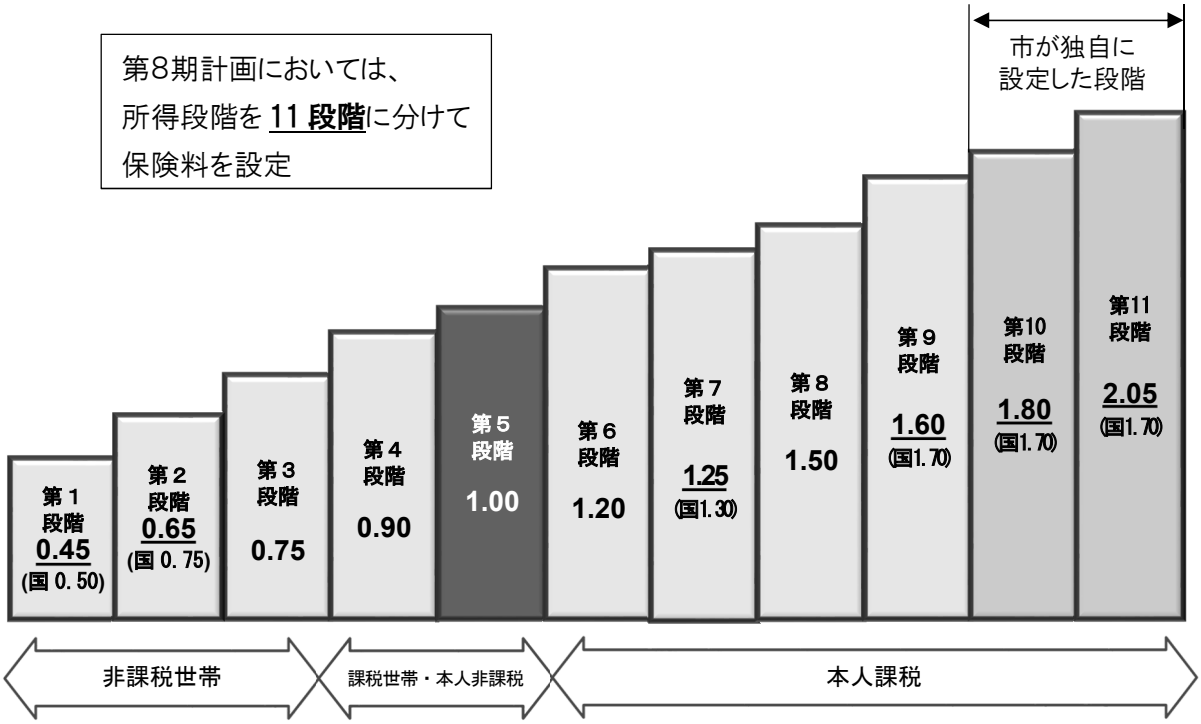

※下線表示の割合は、市が独自に設定したものです。
（国の標準割合は、第１段階 0.50、第２段階 0.75、第７段階 1.30、第９段階 1.70 となります）

（２）財源構成

介護保険制度は財源として、第２号被保険者（40 歳～64 歳）と第１号被保険者（65 歳以上）の保険料が半分、国・県・市が半分を負担する構造となっています。

被保険者の負担割合は、第１号被保険者：23%、第２号被保険者：27%であり、国・県・市の負担割合については、居宅給付費が、国：25%、県：12.5%、市：12.5%、施設等給付費が、国：20%、県：17.5%、市：12.5%となっており、第７期計画と変わりありません。

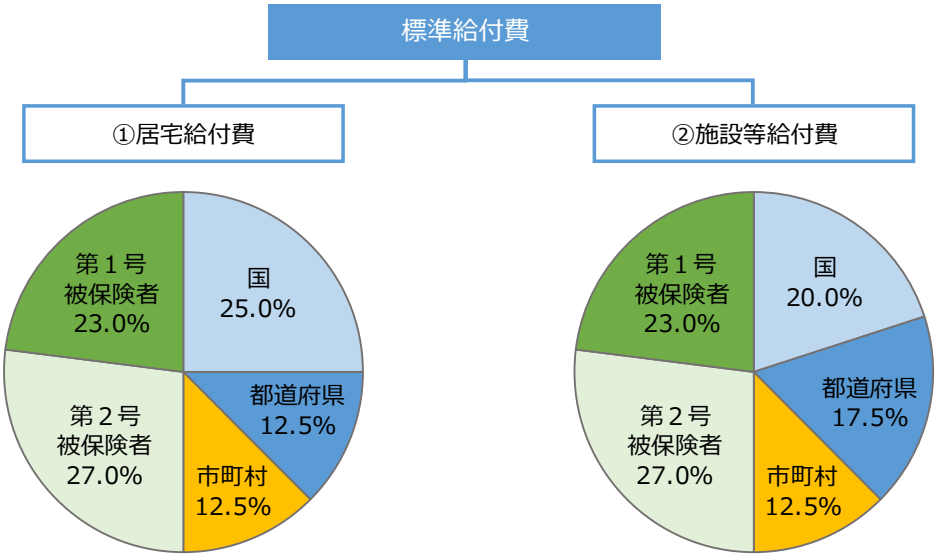

また、地域支援事業費についても、介護保険料算定の基準となり、介護予防・日常生活支援総合事業の財源については居宅給付費の負担割合と同じですが、包括的支援事業と任意事業の財源については、第２号被保険者の負担はなく、第１号被保険者の保険料と国・県・市の負担によって構成されています。包括的支援事業及び任意事業の国・県・市の負担割合については、国：38.5%、県：19.25%、市：19.25%となっており、第７期計画と変わりありません。

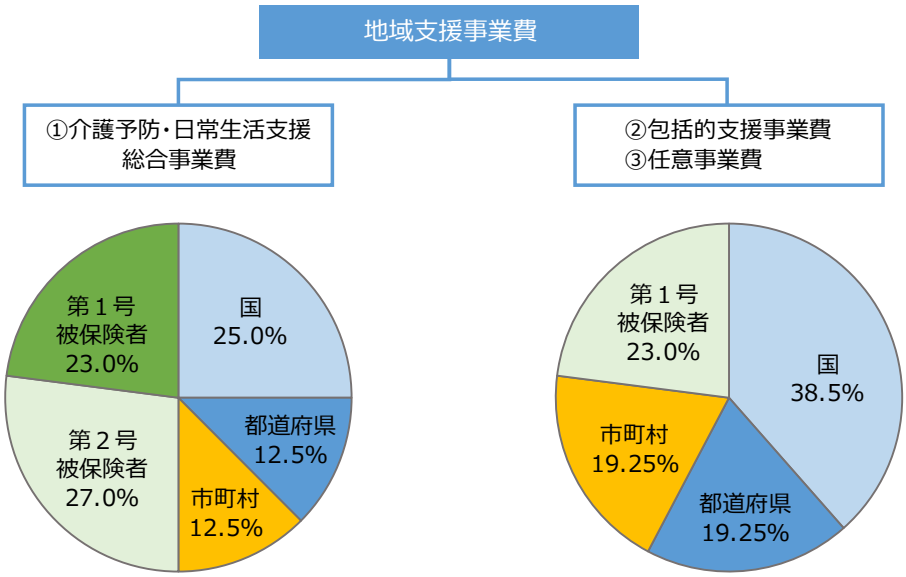

（３）所得段階別対象者

第８期介護保険料の所得段階別対象者は、下記のとおりとします。

所得段階	対象者
第１段階	生活保護受給者または住民税非課税世帯 （公的年金等収入金額と合計所得金額※の合計額が80万円以下）
第２段階	住民税非課税世帯 （公的年金等収入金額と合計所得金額の合計額が80万円超120万円以下）
第３段階	住民税非課税世帯　（公的年金等収入金額と合計所得金額の合計額が120万円超）
第４段階	本人住民税非課税者　（公的年金等収入金額と合計所得金額の合計額が80万円以下）
第５段階	本人住民税非課税者　（公的年金等収入金額と合計所得金額の合計額が80万円超）
第６段階	本人住民税課税者　（本人合計所得金額が120万円未満）
第７段階	本人住民税課税者　（本人合計所得金額が120万円以上210万円未満）
第８段階	本人住民税課税者　（本人合計所得金額が210万円以上320万円未満）
第９段階	本人住民税課税者　（本人合計所得金額が320万円以上350万円未満）
第10段階	本人住民税課税者　（本人合計所得金額が350万円以上500万円未満）
第11段階	本人住民税課税者　（本人合計所得金額が500万円以上）

※合計所得金額：合計所得金額から長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額と、公的年金等に係る所得額（第1段階～第5段階のみ）を控除した額とし、所得段階に応じて以下により算出します。

≪第1段階～第5段階≫

合計所得金額に給与所得が含まれる場合、給与所得は、給与等の収入金額から給与所得控除額を控除した残額（所得金額調整控除適用前の金額）から10万円を控除した額とし、10万円控除後の額が0円を下回る場合は、給与所得を0円として合計所得金額を算出します。

≪第6段階～第11段階≫

合計所得金額に給与所得又は公的年金等に係る所得が含まれる場合、給与所得と公的年金等に係る所得の合計額は、当該合計額から10万円を控除した額とし、10万円控除後の額が0円を下回る場合は、給与所得と公的年金等に係る所得の合計額を0円として合計所得金額を算出します。

（４）第１号被保険者数と所得段階別被保険者数

①　第１号被保険者数

単位：人

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	合　計	令和７年度
第１号被保険者数	32,321	32,158	31,969	96,448	31,606
うち前期（65～74歳）	14,945	14,424	13,973	43,342	13,089
うち後期（75歳～）	17,376	17,734	17,996	53,106	18,517
後期（75歳～84歳）	10,743	11,021	11,284	33,048	11,829
後期（85歳～）	6,633	6,713	6,712	20,058	6,688

② 所得段階別被保険者数

単位：人

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合　計	令和7年度
所得段階別　被保険者数	32,321	32,158	31,969	96,448	31,606
第１段階	4,202	4,181	4,156	12,539	4,109
第２段階	2,586	2,573	2,557	7,716	2,529
第３段階	2,521	2,508	2,494	7,523	2,465
第４段階	5,139	5,113	5,083	15,335	5,025
第５段階	6,787	6,753	6,713	20,253	6,637
第６段階	5,333	5,306	5,275	15,914	5,215
第７段階	3,527	3,509	3,489	10,525	3,448
第８段階	1,190	1,184	1,177	3,551	1,165
第９段階	164	163	162	489	160
第10段階	420	418	416	1,254	411
第11段階	452	450	447	1,349	442

（５）調整交付金及び準備基金等

単位：千円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合　計	令和7年度
標準給付費見込額	10,073,234	10,290,401	10,449,434	30,813,069	10,592,673
地域支援事業費見込額	512,038	521,306	530,062	1,563,406	536,229
介護予防・日常生活支援総合事業費	351,511	351,194	350,379	1,053,084	355,830
包括的支援事業	160,527	170,112	179,683	510,322	180,399
地域包括支援センター運営費及び任意事業費	136,559	137,266	137,977	411,802	138,693
社会保障充実分	23,968	32,846	41,706	98,520	41,706
第１号被保険者負担分相当額	2,434,613	2,486,693	2,525,284	7,446,589	2,604,163
調整交付金相当額	521,237	532,080	539,991	1,593,308	547,425
調整交付金見込交付割合	7.20%	7.06%	6.79%		6.51%
調整交付金見込額	750,582	751,297	733,307	2,235,186	712,748
準備基金取崩額				300,000	300,000
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額				69,000	23,000
保険料収納率及び収納必要額				6,435,711	2,115,840

（６）介護保険料基準月額の算定

単位：円

	第８期	第９期
第８期の第１号被保険者の介護保険料の基準額 ［収納必要額÷収納率÷延べ被保険者数÷12か月］	5, 748	5, 767※
（参考）準備基金取崩額の影響額	268	818※
（参考）第７期（5, 959円）→第８期の増減	△211	

※準備基金取崩額を 300,000 千円とした場合

（７）第１号被保険者保険料（第８期）の設定

単位：円

所得段階	調整率	対象者	年額保険料
第１段階	基準額の0. 45 （0. 25）	生活保護受給者または住民税非課税世帯 （公的年金等収入金額と合計所得金額の合計額が80万円以下）	31, 100 （17, 300）
第２段階	基準額の0. 65 （0. 40）	住民税非課税世帯 （公的年金等収入金額と合計所得金額の合計額が80万円超120万円以下）	44, 900 （27, 600）
第３段階	基準額の0. 75 （0. 70）	住民税非課税世帯 （公的年金等収入金額と合計所得金額の合計額が120万円超）	51, 800 （48, 300）
第４段階	基準額の0. 90	本人住民税非課税者 （公的年金等収入金額と合計所得金額の合計額が80万円以下）	62, 100
第５段階	基準額	本人住民税非課税者 （公的年金等収入金額と合計所得金額の合計額が80万円超）	69, 000
第６段階	基準額の1. 20	本人住民税課税者 （本人合計所得金額が120万円未満）	82, 800
第７段階	基準額の1. 25	本人住民税課税者 （本人合計所得金額が120万円以上）	86, 300
第８段階	基準額の1. 50	本人住民税課税者 （本人合計所得金額が210万円以上）	103, 500
第９段階	基準額の1. 60	本人住民税課税者 （本人合計所得金額が320万円以上）	110, 400
第10段階	基準額の1. 80	本人住民税課税者 （本人合計所得金額が350万円以上）	124, 200
第11段階	基準額の2. 05	本人住民税課税者 （本人合計所得金額が500万円以上）	141, 500

※（　）内は、消費税引き上げ分を財源とする低所得者保険料軽減実施後の値

第６章

計画の推進に向けて

■第６章　計画の推進に向けて

１　計画の運用に関するＰＤＣＡサイクルの推進

高齢者が住み慣れた地域で可能な限り自立して暮らし続けることができるよう、自立支援・重度化防止の視点による「地域包括ケアシステム」の充実・強化に向け、計画から改善までを一つのサイクルとして業務の効率化を目指す手法であるＰＤＣＡサイクルを活用した、効果的かつ効率的な取組により計画を推進します。

■ＰＤＣＡサイクル

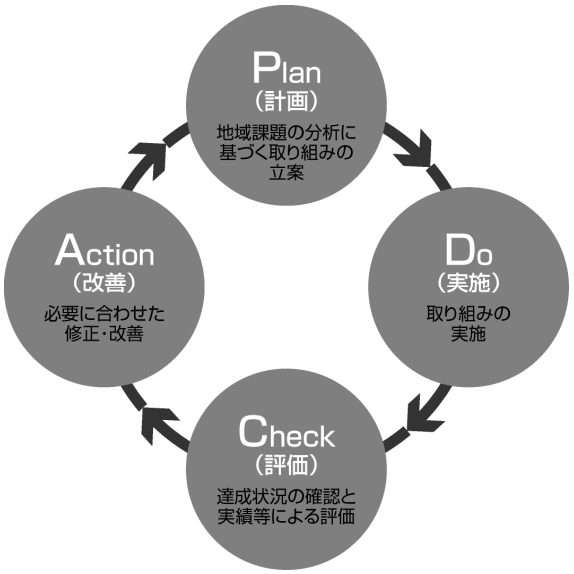

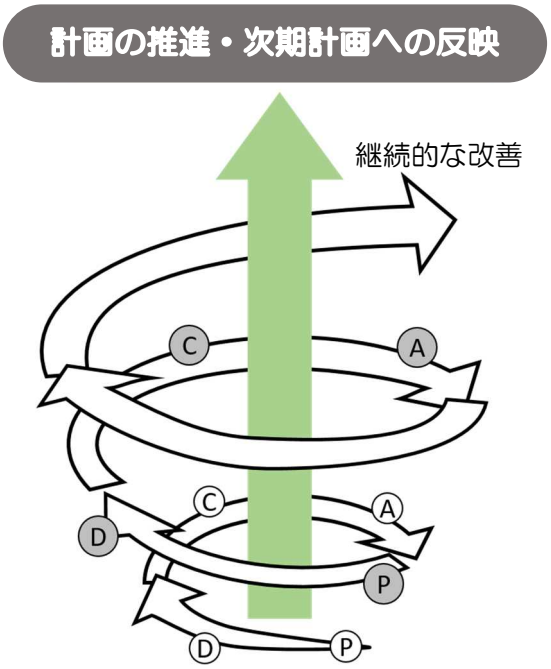

２　評価指標の設定

計画を効果的に推進していくため、施策目標ごとの評価指標を定めます。

≪各施策目標の評価指標≫

【施策目標Ⅰ】高齢者の積極的な社会参加への推進

～生涯現役として活躍できる地域づくり～

◇積極的な社会参加の推進

	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
生活支援ボランティア養成研修を受講した高齢者総数	人	284	329	374
生活支援の取組団体に登録する高齢者のボランティア総数	人	74	89	104

【施策目標Ⅱ】高齢者の健康づくり

～健康長寿に向けた継続性のある取組～

◇健康づくり・介護予防の推進

	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
通いの場取組団体数	団体	115	120	125

◇地域リハビリテーションの推進

	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
短期集中予防サービスモデル事業 実施回数	回	20	30	40

【施策目標Ⅲ】安心して生活できる環境づくり

～いつまでも住み慣れた地域で生活ができる支援体制の整備～

◇日常生活の支援体制の整備

①地域団体による生活支援の体制整備

	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
生活支援取組団体数	団体	11	13	15

②生活支援ボランティアの育成推進

	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
生活支援ボランティア養成研修 受講者総数	人	371	446	521
生活支援の取組団体に登録する ボランティア総数	人	99	124	149

◇在宅医療・介護連携推進

	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
在宅医療介護連携に係る 会議等延べ回数	回	8	8	8
在宅医療介護連携に係る 講演会等参加延べ人数	人	200	300	500

◇認知症の方やその家族への支援体制づくり

	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
認知症サポーター養成講座実施回数	回	50	50	50
認知症サポーター養成講座 年間受講者数	人	750	750	750
認知症サポーターステップアップ 講座実施回数	回	3	3	3
認知症サポーターステップアップ 講座年間受講者数	人	20	20	20

◇地域ケア会議の推進

	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
地域ケア個別会議実施回数	回	25	25	25
自立支援型地域ケア個別会議 (地域ケアワークショップ)検討件数	件	32	32	32
地域ネットワーク会議実施回数	回	10	10	10
地域ケア推進会議実施回数	回	1	1	1

◇地域における生活支援の推進

	単位	令和３年度	令和４年度	令和５年度
訪問型サービスＢ （ご近所サポーター事業）実利用者数	人	51	57	63

【施策目標Ⅳ】介護保険サービスの充実

～持続可能な介護保険事業の運営～

◇要介護認定の適正化

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
認定調査の点検件数	全ての認定調査		
認定調査項目（全74項目）別の選択状況の全国保険者との比較において、業務分析データの箱ひげ図から飛び出している調査項目数	９項目	９項目	９項目

◇ケアプランの点検

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
点検実施事業所数	48事業所	48事業所	48事業所
点検で改善を促した項目の点検後改善率	60%	60%	60%

◇リハビリテーション専門職による住宅改修の点検

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
リハビリテーション専門職による住宅改修の点検実施件数	花巻市高齢者等住宅改造事業費補助金の交付を伴う居宅介護住宅改修（介護予防住宅改修）全件		

◇縦覧点検・医療情報との突合

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
岩手県国保連合会による縦覧点検結果の確認	年３回	年３回	年３回
岩手県国保連合会による医療情報との突合点検結果の確認	毎月	毎月	毎月

◇介護給付費通知

	令和３年度	令和４年度	令和５年度
介護給付費通知実施回数	毎年１回３月に10～12月実績を利用者に通知		

３　計画の推進体制

介護保険・高齢福祉担当課、庁内関係課等が、関係機関と連携を図りながら、計画を推進していきます。

（１）庁内連携の強化

地域包括ケアシステムの充実のため庁内関係課と連携できる体制を強化し、相互に連絡を取り、庁内全体で問題意識を共有・協力して必要な施策に取り組みます。

（２）県との連携

施策を推進するにあたっては、県による支援制度を有効に活用し、十分な連携を図りながら対応していきます。

（３）近隣の市町相互間の連携

地域の資源を有効に活用した保健医療サービスや福祉サービスの水準の向上に向け、近隣の市町と連携を図りながら取組を推進します。

（４）保険者機能強化推進交付金等を活用した取組

平成29年度の法改正により、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた保険者の取組や都道府県による保険者支援の取組が全国で実施されるよう、ＰＤＣＡサイクルによる取組が制度化されました。この一環として、市町村や都道府県の様々な取組の達成状況を評価できるよう客観的な指標を設定し、高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進するための保険者機能強化推進交付金が創設され、令和２年度には、介護保険制度における介護予防の位置付けを高めるため、保険者機能強化推進交付金に加え、介護保険保険者努力支援交付金が創設され、介護予防・健康づくり等に資する取組を重点的に評価することになりました。

各市町村が行う自立支援・重度化防止の取組の評価指標の達成状況に応じて、交付金が交付されており、交付金は市町村の独自事業への活用が可能です。高齢者の自立支援・重度化防止等を一層強化するため、交付金を活用した独自事業を展開します。

４　市民への普及啓発

計画を円滑に推進するためには、市民一人ひとりの理解と協力を得ることが不可欠であるため、様々な機会をとらえて、説明を行うなど、市民への普及啓発に努めます。

資料編

■資　料　編

1　花巻市介護保険運営協議会規則

平成 18 年1月1日規則第 132 号

（設置）

第１条　花巻市介護保険事業計画等の推進及び花巻市介護保険事業の健全な運営に関し広く意見や提言を求めるため、花巻市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第２条　協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

（1）花巻市老人保健福祉計画及び花巻市介護保険事業計画の策定に関すること。

（2）花巻市老人保健福祉計画及び花巻市介護保険事業計画の進行管理に関すること。

（3）花巻市介護保険事業の健全な運営のために必要と認める事項に関すること。

（4）高齢者等の保健福祉の向上に資するため必要と認める事項に関すること。

（5）その他市長が高齢者等の保健福祉の向上に資するため必要と認める事項に関すること。

（組織）

第３条　協議会は、委員 20 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

（1）市民を代表する者

（2）指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設関係者

（3）関係団体等の代表

（4）医師及び歯科医師

（5）知識経験を有する者

（6）その他必要と認められる者

２　委員の任期は、３年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第４条　協議会に会長及び副会長各１人を置き、委員の互選とする。

２　会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　協議会は、必要に応じて会長が招集する。

２　協議会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

３　会長は、必要があると認める場合は学識経験者並びに関係機関及び関係団体等に対し、意見の聴取又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第６条　協議会の庶務は、長寿福祉課において処理する。

（補則）

第７条　この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定めるものとする。

附　則

この規則は、平成 18 年１月１日から施行する。

２　花巻市介護保険運営協議会　委員名簿

任期　自：平成30年9月27日
至：令和 3年９月26日

（１）市民を代表する者

【敬称略】

No.	所属・役職	氏　名	備　考
1	市民	橋　本　純　子	
2	市民	菊　池　　清	
3	市民	大　原　初　美	
4	市民	朝　倉　千　里	

（２）介護保険サービスの事業者

No.	所属・役職	氏　名	備　考
5	特別養護老人ホーム大谷荘　院長	狩　野　隆　史	
6	特別養護老人ホーム桐の里　園長	佐々木　一　広	
7	特別養護老人ホームいしどりや荘　施設長	内　舘　憲　二	
8	特別養護老人ホーム東和荘　施設長	伊　藤　芳　江	

（３）関係団体等の代表者

No.	所属・役職	氏　名	備　考
9	花巻市民生委員児童委員協議会　会長	藤　本　莞　爾	
10	社会福祉法人花巻市社会福祉協議会　事務局長	小田島　克　久	
11	花巻市介護支援専門員連絡協議会　副会長	荒　谷　政　博	
12	一般社団法人岩手県社会福祉士会　理事	髙　橋　岳　志	
13	一般社団法人岩手県理学療法士会	上　川　亜　矢	
14	公益社団法人岩手県看護協会　花巻支部長	畑　村　浩　一	

（４）医師及び歯科医師

No.	所属・役職	氏　名	備　考
15	一般社団法人花巻市医師会　副会長	小木田　勇　輝	
16	花巻市歯科医師会　会長	畠　山　良　彦	

（５）知識経験を有する者

No.	所属・役職	氏　名	備　考
17	学校法人富士大学　教授	影　山　一　男	
18	花巻市区長会　理事　（北湯口の二行政区長）	千　葉　正　明	

３　花巻市における医療・介護資源情報提供システム「けあプロnavi」

本市では、市内の介護と医療の最新情報を一体的に閲覧できる情報提供システム「けあプロnavi」を運用しております。「けあプロnavi」は、市内の介護事業所の一覧や所在地、サービス内容のほか、医療機関の一覧や所在地、診療内容・時間等を検索できるもので、市のホームページからも接続することが可能です。

【けあプロ navi URL】https://www.u-system.com/u-wins/hanamaki/
【けあプロ navi QR コード】

花巻市高齢者いきいきプラン

花巻市高齢者福祉計画・第８期介護保険事業計画

（令和３年度～令和５年度）

発行日　令和３年３月
発行者　花巻市　健康福祉部　長寿福祉課
住　所　〒025-8601　岩手県花巻市花城町９番 30 号
ＴＥＬ　0198-24-2111（代）　ＦＡＸ　0198-41-1299